

令和4年東村山市議会6月定例会
東村山市議会会議録第9号

1. 日 時 令和4年6月9日(木) 午前9時30分

1. 場 所 東村山市役所議場

1. 出席議員 25名

1番	土 方	桂	議員	2番	鈴 木	たつお	議員
3番	朝 木	直 子	議員	4番	藤 田	まさみ	議員
5番	下 沢	ゆきお	議員	6番	小 林	美 緒	議員
7番	清 水	あづさ	議員	8番	横 尾	たかお	議員
9番	佐 藤	まさたか	議員	10番	白 石	えつ子	議員
11番	山 口	み よ	議員	12番	浅 見	みどり	議員
13番	木 村	隆	議員	14番	熊 木	敏 己	議員
15番	志 村	誠	議員	16番	小 町	明 夫	議員
17番	石 橋	光 明	議員	18番	村 山	じゅん子	議員
19番	渡 辺	英 子	議員	20番	伊 藤	真 一	議員
21番	駒 崎	高 行	議員	22番	かみまち	弓 子	議員
23番	山 田	たか子	議員	24番	渡 辺	みのる	議員
25番	さとう	直 子	議員				

1. 欠席議員 0名

1. 出席説明員

市 長	渡 部 尚 君	副 市 長	野 崎 満 君
副 市 長	松 谷 いづみ 君	経営政策部長	平 岡 和 富 君
経営政策部 担当部長	原 田 俊 哉 君	総 務 部 長	荒 井 知 子 君
地域創生部長	東 村 浩 二 君	市 民 部 長	野 口 浩 詞 君
環境資源循環 部 長	清 水 信 幸 君	健康福祉部長	武 岡 忠 史 君
子ども家庭部長	瀬 川 哲 君	まちづくり部長	粕 谷 裕 司 君
まちづくり部 担当部長	山 下 直 人 君	経営政策部次長	山 田 裕 二 君
会計管理者	谷 村 雅 則 君	教 育 長	村 木 尚 生 君
教 育 部 長	田 中 宏 幸 君	教 育 部 次 長	木 下 信 久 君

1. 事務局職員

議会事務局長	南 部 和 彦 君	議会事務局次長	安 保 雅 利 君
--------	-----------	---------	-----------

書 記 並 木 義 之 君
書 記 新 井 雅 明 君
書 記 野 田 薫 平 君
書 記 畠 中 智 美 君

書 記 小 澤 龍 典 君
書 記 名 倉 純 子 君
書 記 柳 田 涼 美 君

1. 議事日程

第1 一般質問

午前9時30分開議

○議長（土方桂議員） ただいまより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（土方桂議員） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の時間配分については、より円滑で効率的かつ民主的に行うため、さきの議会運営委員による協議会で集約しましたとおり、1人の質問時間を20分として行います。

この際、議長として申し上げます。

これからの発言は、全て簡明に行っていただくことはもちろんですが、各自、答弁時間を十分考慮に入れた質問を行ってください。

順次、質問を許します。初めに、2番、鈴木たつお議員。

○2番（鈴木たつお議員） 鈴木たつおでございます。一般質問の最初になりますけれども、どうぞよろしくお願います。

それでは、通告に従って読み上げてまいります。本日は電子請求による業務効率化についてお伺いいたします。

庁舎内において、業務をデジタル化し業務効率を上げる取組をしていることは高く評価するところであります。一方で、本日は、当市と当市との取引事業者との間で、どのように請求業務を行い、どのような業務効率を行っているのかをお伺いいたします。

1つ目、現在の請求業務についてお伺いいたします。

1つ目、取引事業者の請求書が複数の部門に及ぶ際に、取引事業者は当市に対して一括、一本の請求を行うことができるのか、それとも部門別に請求書を作成し部門別に請求書を複数立てる必要があるのかをお伺いいたします。

○会計管理者（谷村雅則君） 同一債権者からの一括請求につきましては、条件を限定すれば、理論上不可能なことではございませんが、現状では多くの支出案件が、予算や支出負担行為の区分に基づいた個別の案件として執行されているのではないかと考えております。

そのため、部門別の請求につきましては、必ずしも必要ということではございませんが、款項目の区分に基づいた事業別予算が各所管課に振り分けられたものとなっておりますことから、当該所管ごとに支出負担行為が行われ、それらの支払い等に必要案件ごとの請求書が提出されているのではないかと、そういったものがほとんどではないかと認識しているところでございます。

○2番（鈴木たつお議員） よく分かりました。理論上できるということと、慣例に従ってこういうことが行っているという、実態はよく分かりました。

それでは、2つ目、現在の請求方法を行っている理由を、一部もう既に答弁ありましたが、改めて理由をお伺いいたします。

○会計管理者（谷村雅則君） 現在の個別の請求方法が行われている理由でございますが、まず、自治体の財務執行に係る様々な制約が背景としてあるのではないかと考えております。

具体的には、歳出予算体系が地方自治法等の法令に基づく款項目という行政目的ごとの区分に仕込まれているほか、当市では、さらに、各節を事業別に分けて、それらに担当所管をそれぞれ設定し執行しております。

そのため、仮に同一債権者に対し一括して支出を行うにしても、それらの支払いは、款項目等の予算科目からそれぞれの事業の担当所管が行うと、こういった形になります。現時点では、それらの振り分けや決裁権の整理などの課題もございまして、一般的には、予算の計上区分ごとの支払い処理が行われるというふうに考えております。

2点目としましては、支出手続等の制約がございます。自治体の支出に関しましては、支出の原因となる支出負担行為、履行完了後に行います支出命令、その後の出納手続が厳格化されておりまして、多くの支出案件の場合は、受注のタイミングや債務の履行が必要となる時期、支払いの時期などが異なることから、個別に支出負担行為が行われており、請求も個別に行われているのではないかと考えております。

このようなことから、請求の一括化に関しましては、支出手続全体の視点から考えていく必要があるなど、業務効率化を目指した請求のデジタル化とは別の視点で考えていく面も存在するのではないかと認識しております。

○2番（鈴木たつお議員） 大変よく分かりました。今おっしゃるように、これはデジタル、つまりDXとかと関係なく、もうそもその考え方の、どうするのかというところが、私もすごく重要だなというふうに思っています。もう単に、これ、デジタル化したら解決するというんじゃなくて、デジタルする前に、今のプロセスを根本から評価し直して再構築するって、こういうことが必要だと思っているんですね。

システムって、いわゆるデジタル化イコールシステムというふうに考えがちですけれども、システムは別に、紙の業務プロセスであっても、これも一つのシステムであって、紙であろうがデジタルであろうが、今のプロセスが本当に、これ、効率的なのかというのは、これは、先ほどの御答弁の中でも少し触れていましたけれども、まさに考えていく必要があるんじゃないかなと私も思います。

この理由を聞いてみると、幾つも理由はありましたけれども、どちらかというところ、取引先の理由というよりも、庁内における我々の都合だということが、今回のところで明らかに、私はなったなというふうに理解しました。

それでは、2つ目に移ります。既存の請求方法の課題についてお伺いいたします。

請求方法が煩雑であると、庁舎内の労働負荷もさることながら、取引事業者の作業負担も相当に大きいと想定いたします。以下に質問いたします。

①、現在の請求業務の負荷は、庁内においてどの程度あるのか伺います。これはどういう指標でもいいんですけれども、答えられやすいやり方で結構です。作業員数とか時間など、何か一定の数値的なところで答えられるのであれば、お答えいただければと思います。

○会計管理者（谷村雅則君） 支出案件ごとの請求そのものに関しましては、事業者が行うものとなりますので、庁内の負担におきましては、それに伴う支出手続等に係る様々な作業がそれに当たるものと捉えております。

具体的には、各事業者から郵送等により提出された請求書の振り分け作業に始まりまして、担当部署において、請求内容が発注や契約等の支出負担行為に基づく請求であるか、債権者情報、支出金額の内訳等、必要情報が記載されているか、積算に誤りがないか等の確認作業を行います。また、これらの確認の結果、請求内容に不備が判明した際には、事業者に対し修正依頼を行い、再提出後に再確認するなどの作業も発生いたします。

作業量につきましては、支出負担行為等に応じて大きく異なるため、なかなか一概に申し上げにくいものではございますが、年間の伝票件数、参考までに申し上げますと、おおむね4万件超、4万件程度でございますので、これらの作業効率化については、先進自治体などの事例を研究していく必要があるのではないかと考えて

おります。

○2番（鈴木たつお議員） 詳しく教えていただいて、ありがとうございます。多分、今の例えば振り分けですとか、支出金額の確認で間違えたときの再依頼みたいな、逆に言うと、こういったところというのは、まさに単純にもうデジタル化できるところじゃないかなというふうに思っていて、今、先ほど御説明いただいたとおり、今のプロセスというのは、どこかで見直すという、設計みたいなのが必要であって、ただ、今の実際やっている中では、単純に、デジタル化すると効率化できる場所もあるんだなというふうに認識いたしました。

それで、2番目お伺いしてまいります。先ほど、取引事業者側のほうはどういうふうな作業量があるか、なかなか想像しづらいというお話でしたけれども、あえてちょっとお伺いさせていただきます。現在の請求方法において、取引事業者には、どのような作業負担が生じていると考えるのかお伺いいたします。答えづらいということであれば、それはそれで結構です。

○会計管理者（谷村雅則君） 事業者におきましては、支出案件ごとに請求書を作成することになりますので、発行業務に係る作業ですとか、担当部署への提出に係る作業、また、それに伴う人件費、郵送費、資材費などの負担が、支出案件の数だけ生じるというふうに認識しているところでございます。

電子請求に関しましての直接の御要望というのは、事業者さんから直接いただいているものはありませんが、複数の所管から、事業者からなかなか請求書のほうが提出されないといった報告も受けており、当市いたしましても、事業者の作業負担軽減については検討していくべき課題と認識しているところでございます。

○2番（鈴木たつお議員） 今お話の中で、事業者側から電子化に対する依頼だとか声等が上がってこないというお話でしたけれども、なかなか請求している側から、こう変えてくれって言いづらいところは、逆に私はあるんじゃないかなというふうに思っていて、そういう意味だと、例えば、今、庁内でもデジタル化向かって効率化している。私は素晴らしいことだと思うんですけども、事業者側が逆に何か要望があるとか、どういうふうな課題認識をしているのかみたいな、何かそのヒアリングみたいなことを過去行ったことってございますか。あるかないかだけでも結構です。

○会計管理者（谷村雅則君） 直接ヒアリングなりサウンディングなりといったことは、会計所管として直接行ったことはございませんが、やはり先ほども申し上げましたが、事業所管のほうからやはり、請求書がなかなか出てこないの、何かしらの請求方法については見直しを図る必要があるのではないかとこの議論については、日々させていただいているところでございます。

○2番（鈴木たつお議員） よく分かりました。なかなか所管の中でも、どれだけ事業者側の負担かかっているのかって、分かりづらいところであると思うんですけども、先ほどお答えいただいたようなとおりだと思うんですね。

実際、私のところにも、やはり市内の商工業事業者から、結構大変だという声が届いていまして、具体的にどんなことをやっているかという、先ほどお話したとおり、請求書がもう部門単位。例えばこれが一括、俗に言うワンビリングであれば、作業も1請求書、それで郵送費も84円で済むと。紙も資源的にも、たった1枚で済んでしまうと。

これが部門別というふうになると、84円掛けることの部門別掛けることの、これが12か月ということで、84円で掛ける、1,000円もかからないところが、年間、下手すると10万ぐらいの郵送費になってしまうとか、あと、これに係る、ある社長から言われたのが、部門別に請求書をつくって捺印をやっていく作業が、押印が必

要なので、これの作業を土日に一生懸命やっているなんていう話も聞いたりして、この押印作業もなかなか大変だと。何と云っても、その部門別に全て請求書が来ますので、紙の破棄とか、紙も結構大変だなんていう話も聞いたりしました。

そういう意味では、所管のほうでも認識されているということなので、この辺はやはり課題があるのかなという事は改めて思いました。

そこで、3番の今後の対応に関してを伺ってまいります。DXは、既存業務を単にデジタル化することではなく、今までの業務フローなどを根本的に見直し、結果として電子化されることであると理解するところであります。その上で、現在の請求システムをどのように評価し、どのように変革していくのか、方向性を以下に伺います。

1つ目、現在の請求システムをどのように評価しているのかお伺いいたします。

○経営政策部担当部長（原田俊哉君） 現行の仕組みにつきましては、先ほど会計管理者からも答弁ありましたが、商取引上の慣習や自治法等の法令、事業別予算の考え方も踏まえつつ、行政として正確に事務を行うよう長年取り組んできた中で構築されてきたものであり、デジタル技術が今ほどは発展していなかった時代においては、一定の合理性がある仕組みであると評価しております。

一方で、現在におけるデジタル技術の存在や今後の進展を織り込んだ上で、業務プロセスをデザインし直すことにより、効率性や利便性等を飛躍的に向上させることができる可能性がある領域であると考えています。

○2番（鈴木たつお議員） 今、御答弁の中で、デザインをし直すというお話がありましたけれども、私も全くそのとおりで思っていてまして、逆に、デザインを見直そうというお考えがあるということはよく理解しましたので、ぜひその辺を期待していきたいと思えます。

その上で、2番、現在の請求システムの認識している課題は何か、具体的にお伺いいたします。

○経営政策部担当部長（原田俊哉君） 現行の仕組みにおいては、紙媒体によるアナログ的な処理を行うプロセスと、システム上でデジタルデータとして処理を行うプロセスが混在していることから、請求を受ける側である行政と請求をする側である事業者等との双方において、請求書の郵送やシステムへの手入力などに係る作業的な負担やコスト的な負担が生じているものと認識しています。

今後は、一連の業務プロセスを一貫してデジタルで完結することにより、事務コストの削減や生産性の向上を実現することが課題であるというふうに考えています。

○2番（鈴木たつお議員） 今、所管のほうで認識されているという課題、私も全くそのとおりで思うんですけども、ただ、先ほど会計担当のほうでお話ししたとおり、設計思想の根本的なところ、つまりワンビリング、今、商慣行上そうしていますという、慣行上そうしていますという話ですけども、理論上できるというのであれば、そこをもうできるかどうかというを見直すことによって、相当簡易化されていく可能性があると思うんですね。

DXで単にデジタル化しちゃいますと、もちろん、今、部長のほうで御答弁があった紙とか労力ですとか、あとミスも当然、デジタル化、なくなるので、こういったところというのはかなり効率化すると思うんですけども、ただそれが、やはり複数部門に全部請求しているのであれば、作業入力というのは、想定変わったとしても、結局、根本は変わっていないので、その辺から今回見直していくというのは大切だと思いますので、ぜひ何かその辺は会計担当と一緒に、どういう設計思想が大事なのかなんていうことを議論していただければと思います。

そういう意味で、3番目、現在、顕在化している課題を解決するために取り組んでいることがあればお伺いいたします。

○経営政策部担当部長（原田俊哉君） 課題解決のためには、市が請求書を電子データで受け取ることを可能とする電子請求サービスを導入することが必要であるというふうに考えています。

電子請求サービスについては、昨今のDXの流れを受けて、民間事業者間においては普及が加速化してきており、地方公共団体においてもここ一、二年の間に、複数の自治体で民間事業者との連携による実証実験、行われているところがございますので、そう遠くない将来に実用段階を迎える可能性があるものというふうに捉えています。

現在は、これらの動向について情報収集するとともに、現在進めております財務会計システムのリブレースや文書管理システムの導入の際においても、将来的に電子請求との連動も見据えたパッケージを選定するように取り組んでいるところです。また、既存の業務を単純にデジタル化するのではなく、既存の業務プロセスを見直すことが重要であるというふうに私どもとしても考えているところです。

行革プログラムに基づいて、内部事務における押印の見直しについても庁内全体で取り組んでおり、請求書の押印についても併せて見直しを進めているところがございますので、自治体向けの電子請求サービスが実用段階になった際には、速やかに円滑に導入できるよう準備してまいりたい、このように考えているところです。

○2番（鈴木たつお議員） 分かりました。判こレスの話は、私も一般質問だったからちょっと、予算だったからちょっと、記憶、忘れていたところがあるんですけども、やはりその必要性はここでもお話しさせていただきました。今、具体的にこういった調査研究をされているということで、ぜひ期待したいところであります。

これ、私が実際、調べて分かってきたことなんですけれども、今、部長のほうから話しているとおおり、意外と民間というか、中小企業でも結構進んでいるんだというのが私、分かって、こういう話が、私が受けたときに、大変失礼ですけども、皆さんのほうがついていけないんじゃないですかというふうなちょっと失礼なことを言ったときに、「鈴木議員、それは違う」と。「我々、大手なんかと取引をやっている、大手なんか既にもう電子化されているので、そういったことには慣れている。むしろ行政のほうが対応していないから我々できないんだ」と。

こういうところで私も、もしかしたら時差ぼけしているというか、私のほうがちょっと民間のほうの人たちの考えとずれているのかなというところ、私も改めて認識したところです。

そんな中で4番、課題を解決するために障害、例えば、先ほどから会計担当のほうで、障害的になるのかな。予算ですとか部門間のことなんかもお話ありましたけれども、障害となり得ることがあれば、改めて確認も含めてお伺いいたします。

○経営政策部担当部長（原田俊哉君） 先ほど御答弁しましたとおおり、現行の仕組みは長年の蓄積によってつくり上げられてきたものであるとともに、庁内のほぼ全部署が関連する業務でもありますので、従来の考え方にとらわれることなく業務プロセスを見直すことや、部門間の調整などは、やはり乗り越えなければいけない課題であるというふうに考えています。

また、電子請求サービスが実用段階になった際には、既存システムとの連携なども必要になる可能性もありますので、技術的な面や予算的な面での課題も今後生じるものというふうに想定しています。

○2番（鈴木たつお議員） 分かりました。ぜひ、部門間にまたがるというお話なので、どういうふうなやり方が私いいのかわかりませんが、システムだけじゃなくて、会計担当もしくは各部門の、リーダーという

のかよく分かりませんが、そういった方、場合によっては民間のヒアリングも含めて、どういうふうな、いわゆる設計思想こそが一番、東村山市の将来の、いわゆるDXにとって利便性のよいものになっていくのか。庁舎内だけでなく、ぜひ民間の声も取り入れながら、ぜひ設計に取り組んでいただけたらと思います。

それでは、4番目、電子化による請求システムの行政事例に関して伺います。既に一部答弁もありましたけれども、改めて1つ目、既に実施している自治体もありますが、どのように評価しているのか伺います。

○経営政策部担当部長（原田俊哉君） 他自治体においては、財務会計システムと多くの民間事業者が利用している既存の電子請求サービスを連携させる実証実験が行われ、年間数万時間、費用換算で数千万円の削減効果が確認された事例もあるというふうに向っています。

システムの機能面での強化など、幾つか改善が必要な点も明らかになったというふうに向っておりますけれども、今後、自治体と事業者の双方にとって、業務の効率化や生産性の向上を実現する現実的なソリューションとして発展していく可能性は、十分にあるものというふうに向っています。

○2番（鈴木たつお議員） 2番目の近隣市の実施状況をお伺いいたします。また、評価もお伺いいたします。

○経営政策部担当部長（原田俊哉君） 東京都内では、三鷹市において、請求業務を電子データ化するクラウドサービス等を利用した実証実験を行い、80%程度の業務時間削減効果が確認された事例があり、電子請求サービスの導入については、当市をはじめとする多摩26市のような規模の自治体においても現実的なものになる可能性があるというふうに向っています。

先ほども御答弁しましたとおり、電子請求サービスの導入は、地方公共団体においては全国的に見てもまだ実証実験の段階でありまして、近隣市においても本格的な導入には至っていないというふうに向っています。

○2番（鈴木たつお議員） 私もちよっと調べてみたところ、おっしゃるとおりなんですね。面白いと思ったのが、結局、大事なのって、私が調べたのが媒体、紙でやっているのか電子でやっているのか、送付先が各部門でやっているのか、押印というのが必要なのか必要じゃないのか、支払いは各部門ごとにやっているのかという、こういったところで調べていくと、三鷹市なんかは既にそういったことを実証実験やっているんですけども、狛江市なんて面白いのは、既にもう媒体はPDFでメールで可能らしいんですね。

押印も不要みたいなことをやっていて、要は何がこれ言いたいかという、今の業務プロセス、今の設計のプロセス、全く電子化、電子システムを入れなくても、こういうことをやれば、実は先ほど言っているコスト的な部分ですとか労力部分というのは、実はこんなことだけでもかなり削減できると。こういうのは面白い自治体の取組だななんていうふうに向っていました。ただ、この狛江市が残念なのは、送付先は相変わらず各部門、だから根本的にここ変わっていないじゃないかというのが、これは私の評価なんですね。

だから、ぜひ東村山市も、せっかく検討されるのであれば、最終的なところが、幾らデジタルになりましたといっても、ワンビリングじゃなくてやはり各部門みたいな残念な方向にならないように、残念と言ったら他市に対して大変失礼なんですけれども、ぜひその辺は、しつこいようですけれども、御検討いただければと思います。

私も幾つかこういった課題をお聞きしましたけれども、既にいろいろな研究もされているということですが、改めて、最後5番になりますけれども、今後の見解を市長にお伺いしたいと思います。

DXの推進は、庁内だけにとどまらず、当市と関係する民間事業者も取り組み、推進していくことが重要であると考えております。市内商工事業者と効率かつ便利な請求システムを立案していくことは、行政の役割と

して重要であると考えていますが、今後の取組や時期に関して、市長の見解をお伺いいたします。

○市長（渡部尚君） 先般策定をいたしました当市のDX推進基本方針の中にも、5項目めに、DX推進に向けた重点項目の一つとして、5の7として、地域全体のDXの推進をするということを明確に、当市は方針の中に掲げさせていただいておりますように、今おっしゃられるように、市役所の業務のデジタル化ということだけではなくて、やはり市民の皆さん、そして市内事業者のDX、地域全体を巻き込んだDXをどうこれから展開していくかということが非常に重要だというふうに考えております。

その中で、私ども市役所と取引をさせていただいている事業者、特に市内の事業者さんのやはり効率化や生産性を上げていく、併せてこちらの業務の効率化をさせていただく上で、御提案の電子請求等の事柄というのは非常に重要だというふうに認識をいたしております、ただいま担当部長のほうから申し上げたように、自治体における電子請求の動向につきましても、まだ民間と比べると若干遅れていて、実証実験の段階というようなことでありますけれども、昨今のデジタル化のスピード等を考えますと、今後、実用、実装というものが時間の問題というふうに考えておるので、市としても早く検討、それから、今いろいろ御提案いただいた、こちらの受ける側の体制整備ですね。デジタルに置き換えるだけではなくて、どこまで一元的な受入れができるか等々、課題もやはり整理をしていく必要があるかなと思っております。

御案内のとおり、令和5年度からは、文書管理システムを本格稼働させて、庁内の文書起案については原則電子決裁、それと並行して押印についても基本的に判こレスにするということで、鋭意見直しを進めておりますので、システムやサービスが実装されるまで何もしないということではなくて、我々として今できることは進めつつ、また、今御提案あったように、市内の事業者さんが動向がどうなのか。

例えば、当市でも公民連携プラットフォームだとかスマートシティの協議会等もありますので、そういったところで参加されている市内事業者さんとも意見交換をしながら、着実に地域全体のDXを進められるように取り組んでいきたいと、このように考えております。

○2番（鈴木たつお議員） よく分かりました。市長のほうからも、市内事業者との連携、こういったことが重要だとおっしゃっていただいたので、私もすごく安心しました。やはり彼らの声を無視して庁内一方的なDXは、絶対成功しないと思っておりますので、ぜひそういうお考えで進めていただきたいなと思ひますし、しつこいようですけれども、まだ市内の商工業者とのヒアリングというか、意見交換みたいのは何かされていないというふうに私は今回のやつで理解しましたので、せめてこのくらいはやろうと思えばすぐにはできる。

先ほど市長が、準備期間中に何もやらないわけではないというお話だったので、この辺のところはすぐに実施していただきたいなというふうに思うんですけれども、その辺、市長、いかがでしょうか。

○市長（渡部尚君） 今後、東京都のほうでも、請求の前段階というか、契約についても電子化を進めていくという方向性が出て、都内の区市町村でも、恐らく今後、契約を取り交わす段階からデジタル化していく。

それに当然、請求行為等も電子化を進めるということになりますので、そこは先ほど申し上げたように、私どもとしてもいろいろなチャンネルを通じて、まずは市内事業者さんの実態、それから課題等についてヒアリングをしたいというふうに思ひますし、あと、いわゆる納入業者さんだけでなく、もう一方、我々として課題だなと思っているのは、市内の様々な、保育園であるとか幼稚園であるとか、あるいは福祉施設等からは、毎年膨大な申請をいただいて、審査をして、補助金を給付させていただくわけですけれども、時期によってはもう、私の机の上にこんなに山のように書類が積み上げられています。

これらもどのように効率化を進めて、デジタルに置き換えられるものはデジタルに置き換えていくか。そう

することによって、ただ福祉系の法人さんって、専用の事務員さんも置いていないようなところも結構あるので、そういったところのDX、どう支援をしていくのかというのは、そちらについてはもう少し時間をいただきながら、やはり民間、いわゆる株式会社さんだけではなくて、社会福祉法人であるとかNPOさんであるとか、当市に納入をする団体さんだけではなくて、当市から、補助金を申請して、こちらが給付するような一連のプロセスも、どうすればDXが進められるか、そこについても今後研究を進めていきたいと、そのように考えます。

○2番（鈴木たつお議員） これは意見とかそんなのじゃなくて、市長が先ほど大変な書類だなんていうお話をされて、私も思い出したのが、この間、エレベーターに乗って、課税課の職員の方が台車で書類を入れて、重たくてエレベーターに乗れなかったんですね。私もちょっと格好つけて、手伝おうと思って上げたところ、私も上がらなかったという、そのぐらい市内はすごい書類だなというふうに改めて思いました。

ぜひとも、今後の市内のデジタル化というか、そのDXのほうで期待したいと思いますけれども、ただ、何度も言いますが、よく清水あづき議員が高齢者に優しいDXって、私も本当これは大事だと思っていて、市内だけが先走っても、市民、高齢者が置いていかれたら何の意味もない。

やはり高齢者の方たちのヒアリングも大事だし、そういう方たちが、いかに利便性を感じてもらえるのかというのは大事だと思いますし、一方でその商工業者、今日は商工業者のことをお話しさせていただきましたけれども、この方たちが、いかに利便性を感じていただくか。そのためにはこうした方たちの意見を聞いていただくということがすごく大切だと思いますし、市長がそれを実施していただけるということで、今日は非常に安心したところであります。ぜひともよろしくをお願いします。どうもありがとうございました。

○議長（土方桂議員） 次に、3番、朝木直子議員。

○3番（朝木直子議員） 通告に従って一般質問いたします。

大きい1番目、子宮頸がんワクチンの接種推奨再開について。これにつきましては、過日の補正予算の議案審議の中で、大体答弁をいただいておりますので、何点か確認しながら、確認の意味で伺ってきたいと思います。

（1）です。（1）の②、推奨再開に至った国での経過について詳細に伺います。

○子ども家庭部長（瀬川哲君） 平成25年通知の、国から通知を発出後、厚生科学審議会及び薬事・食品衛生審議会におきまして、HPVワクチン接種後に生じた症状への対応、HPVワクチンについての情報提供の取組などについて継続的に議論が行われたほか、各種の調査研究がなされ、ワクチンの安全性と有効性について議論が進められたと認識しております。

これらの状況を踏まえ、令和3年11月に合同開催された部会、調査会におきまして、最新の知見を踏まえ、改めてHPVワクチンの安全性について特段の懸念がなく、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると認められたほか、積極的勧奨を差し控えている状態については、引き続きワクチンの安全性の評価を行っていくこと、接種後に生じた症状の診療に係る協力医療機関の体制強化や、ワクチンについての情報提供を充実させていくことなどの今後の対応の方向性を踏まえつつ、令和3年11月26日、厚生労働省健康局長通知をもって、積極的勧奨を差し控えている状態を終了されることが妥当とされたことを受け、さきの平成25年度の積極的勧奨の差し控えの通知は廃止され、積極的勧奨を順次実施する運びとなったものでございます。

○3番（朝木直子議員） 次です。③です。副反応部会について、2013年度当時は、この審議会の14人の専門家のうち半数が、このHPVワクチンメーカーのサーバリックスとか、それからガーダシルメーカーの製薬会社

から寄附を受け取っているという委員で、これが問題になりました。その後、ワクチンメーカーとは無関係の専門家によって、この公正な議論がなされたのかどうか伺いたいと思います。

○子ども家庭部長（瀬川哲君） 議員御指摘の副反応部会は、さきに御答弁させていただきました厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会と承知しております。

厚生科学審議会につきましては、厚生科学審議会令第2条第1項の定めによりまして、学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣の権限と責任におきまして委員に任命されているとされております。そして、厚生科学審議会の部会であります副反応検討部会の議論につきましては、厚生労働大臣に任命された委員により審議された医学的、科学的な視点で集約された結果と認識しているところでございます。（「すみません、議長、私が聞いていることと全然違うんですけども、答弁が」と呼ぶ者あり）

○議長（土方桂議員） いや、違う。だって、いいんじゃないですか。（「つまりワクチンメーカーとは無関係の専門家によって議論がされたんですかと聞いているので、誰が任命したかということではなくて」と呼ぶ者あり）うん、だからその前に、厚生科学審議会の予防接種ワクチン分科会の副反応検討部会と承知しておりますというのが答えなんじゃないですか。（不規則発言多数あり）

休憩します。

午前10時10分休憩

午前10時11分再開

○議長（土方桂議員） 再開します。

○子ども家庭部長（瀬川哲君） 申し訳ございません。把握しておりません。

○3番（朝木直子議員） 通告を出しているのですが、このときの会議録ぐらいは読んでおいていただきたいと思います。一部確認はされているようです。

次にいきます。（2）です。HPVワクチンについて、以下伺います。すみません、時間がないので、何点かのみの確認にさせていただきます。

①、ワクチンによる予防効果があるとされるHPV16型と18型は子宮頸がんの原因の何%か。また、その根拠は何に基づくものなのか伺います。

○子ども家庭部長（瀬川哲君） まず、御質問にございます子宮頸がんに関する医学的な知識、数値につきましては、高度な専門的分野でございますことから、国または医療学会などの公表している情報を基に答弁させていただきます。

厚生労働省のHPVワクチンに関する医療従事者向けリーフレットによりますと、HPV持続感染は子宮頸がんの主要な原因であり、中でもHPV16型と18型が占める割合は50%から70%とされております。

○3番（朝木直子議員） これは日本人の統計でしょうか。

○議長（土方桂議員） 休憩します。

午前10時13分休憩

午前10時14分再開

○議長（土方桂議員） 再開します。

○子ども家庭部長（瀬川哲君） 申し訳ございません。パンフレット等につきましては、そこまでの明

記はございませんので、御答弁は申し上げられません。

○3番（朝木直子議員） 通告を出しているのです、調べればすぐ分かるので、調べておいてください。

②です。日本人一般女性のHPV16型と18型の感染率は何%か伺います。

○子ども家庭部長（瀬川哲君） 厚生労働省のHPVワクチンに関するQ&Aによりますと、子宮頸部の細胞に異常がない女性のうち、10%から20%程度の方がHPVに感染していると報告されているとされております。

○3番（朝木直子議員） これが持続感染する可能性は何%でしょうか。

○子ども家庭部長（瀬川哲君） 厚生労働省のHPVワクチンに関するQ&Aによりますと、HPVに感染しても、約90%の確率で、2年以内にウイルスは自然に排除されるとされております。

○3番（朝木直子議員） そうすると、持続感染する可能性は10%。

次に、持続感染から中等度とか高度異形成に移行する可能性は何%でしょうか。

○子ども家庭部長（瀬川哲君） 厚生労働省のリーフレットあるいはホームページ等では確認はできませんでしたが、公益社団法人日本産科婦人科学会のホームページの記載によりますと、持続感染した方のうち、およそ10%の方において子宮頸部の細胞に軽度の異形成が生じ、さらにその中の一部は、高度前がん病変に進行するとされているところでございます。

○3番（朝木直子議員） 今のデータからすると、16型と18型、もちろん感染はするんだけど、ワクチンはこれにしか、これに効くワクチンであるということと、いろいろと総合して、⑦にいけますけれども、予防ワクチンというのは、検診の必要性自体、低くするものなのかどうか伺います。

○子ども家庭部長（瀬川哲君） こちらも厚生労働省のHPVワクチンに関するQ&Aによりますと、子宮頸がん検診、ワクチンともに有効な子宮頸がんの予防方法で、どちらも受けることが重要とされております。また、早期発見、早期治療のために、子宮頸がん検診も定期的に受診し、子宮頸がんに対する予防効果を高めることが大切とされています。

このような見解を踏まえ、当市といたしましても、子宮頸がんの予防にはワクチン接種と検診の両者を促進していくことが有効であると捉え、関係所管と連携してまいりたいと考えております。

○3番（朝木直子議員） つまり、ワクチンを打ったからといって検診の必要性というのは低くならないわけで、同じように検診は必要なわけです。そういう意味でいうと、ワクチンというのは、ほかのワクチンも一緒ですけども、リスクが伴うわけですよ。

今回は、割と重篤な患者さんが多かったということと、それと、今現在についても、医学的な救済策というのは確立されていないわけじゃないですか。そうすると、私はワクチンではなくて、やはり検診を100%に近いところまで持っていく。子宮頸がんというのは、早期に発見すれば何でもなく終わってしまうがんなんですよね。なので、私はやはりワクチンの積極的な推奨、受けた方は受けてもいいと思いますけれども、積極的な勧奨については再考をお願いしたいというふうに、私自身、申し上げておきます。

次にいきます。大きい2番目です。公正な入札について、現状の諸問題について伺います。

(1) 当市の入札の現状について伺います。

①、当市入札の落札率について、80%未満、80%以上90%未満、90%以上95%未満、95%以上99%未満、99%以上100%未満、及び100%、それぞれの件数と全体に占める割合を伺います。過去5年についてお願いします。

○総務部長（荒井知子君） 過去5年度分の落札率ごとの件数及び割合について、年度ごとに順次お答えいたし

ます。なお、各年度とも売払い契約件数を除きます。

平成29年度、入札案件215件のうち、落札率80%未満、54件、25.1%。80%以上90%未満、35件、16.3%。90%以上95%未満、24件、11.2%。95%以上99%未満、43件、20.0%。99%以上100%未満、45件、20.9%。100%、14件、6.5%。

平成30年度、入札案件190件のうち、落札率80%未満、35件、18.4%。80%以上90%未満、33件、17.4%。90%以上95%未満、32件、16.8%。95%以上99%未満、49件、25.8%。99%以上100%未満、32件、16.8%。100%、9件、4.8%。

令和元年度、入札案件216件のうち、落札率80%未満、46件、21.3%。80%以上90%未満、31件、14.3%。90%以上95%未満、39件、18.1%。95%以上99%未満、54件、25.0%。99%以上100%未満、39件、18.1%。100%、7件、3.2%。

令和2年度、入札案件224件のうち、落札率80%未満、48件、21.4%。80%以上90%未満、31件、13.8%。90%以上95%未満、47件、21.0%。95%以上99%未満、55件、24.6%。99%以上100%未満、32件、14.3%。100%、11件、4.9%。

令和3年度、入札案件195件のうち、落札率80%未満、50件、25.6%。80%以上90%未満、33件、16.9%。90%以上95%未満、39件、20.0%。95%以上99%未満、38件、19.5%。99%以上100%未満、29件、14.9%。100%、6件、3.1%となっております。

○3番（朝木直子議員） 95%以上がどこを見ても2割以上、2割どころじゃないですよ、結構な割合を占めるんですけども、これについて所管はどのような見解をお持ちでしょうか。

○総務部長（荒井知子君） 高い率で落札が行われてなっているというのは、今お話をしたとおりなんですけれども、やはり予定価格が適正な数字になっているというのとも言えることであるかなというふうには思っております。見積り等を取りながら市場価格を調査し積み上げておりますので、そこに沿った入札がされているというふうに把握しておりますので、特にここについて問題があるというふうな認識はしていないところです。

○3番（朝木直子議員） 例えば物品購入みたいなものと、そういう話になると思うんですけども、もし分かればいいんですけども、この落札率の99%以上について、工事とか物品購入、あるいは業務委託等の種別で見た件数とか、その辺は把握していますか、今。

○総務部長（荒井知子君） 申し訳ありません。内訳については、今回、手元に持ってきていないです。

○3番（朝木直子議員） 種別にもよると思っていて、物品購入の100%と工事の100%はまた全然意味が違うところで、今、統計だけ取りあえず伺いましたけれども、これについて、入札については、ちょっといろいろと意見もあるので、この後に伺いたいと思います。

②です。そのうち100%の落札が3年以上続いている事業はあるか。あればその件数を伺います。

○総務部長（荒井知子君） 平成29年度から令和3年度までの入札案件で、100%落札が3年以上続いている件数は2件となります。

○3番（朝木直子議員） これについての業種別は分かりますか。

○総務部長（荒井知子君） 物品購入になります。

○3番（朝木直子議員） たしか私も1件把握していて、予算額と落札額が同額の入札があったので、多分それだろうとは思っているんですけども、これについてはどのような見解なのか伺います。

○総務部長（荒井知子君） 予定価格につきましては、不当に高い金額で契約を結ぶことを防止するために設定

しているものでございますので、その予定価格が適正に設定されているということであれば、適正な入札を得た上で予定価格の範囲内で契約を結ぶということになると考えますので、特に問題があるというふうには考えておりません。

○3番（朝木直子議員） 次、③です。当市入札のうち、応札が1者のみとなっている入札件数及び事業名を伺います。

○総務部長（荒井知子君） 令和3年度の売払い契約を含む入札案件206件中、応札が1者のみとなっている件数は25件あり、件名につきまして御答弁いたします。

令和3年度LGWANメールサーバ機器賃貸借、東京都議会議員選挙に伴う投票所入場整理券作成封入封緘業務委託、廻田憩いの家和室空調設備改修工事、市立東村山第四中学校空調設備改修工事、ごみ焼却施設クレーン年次点検補修工事、令和3年度生活保護システム機器賃貸借、令和3年度無線AP等機器賃貸借、低濃度PCB含有廃棄物等処分委託、東村山市小中学校教育ネットワーク設備機器等賃貸借、市立中学校防犯カメラ設置工事（市立東村山第二中学校他2校）、令和3年度統合端末周辺機器賃貸借、住民税額試算、住民税申告書の作成のためのシステム利用、キャッシュレス決済対応POSレジ購入、RPA（WinActor）ライセンス購入、東村山市小中学校保護者向け一斉連絡システム利用、衛生用品購入、東村山市立小・中学校保健用備品等購入、東村山市立図書館雑誌購入、子育て応援ギフト配布業務委託、フォークリフト・ショベルローダー保守点検整備委託、ごみ焼却施設運転管理業務委託、東村山市立小・中学校図書備品購入、結核（BCG）予防接種業務委託、東村山市立公民館5施設印刷機賃貸借、小学校給食献立ソフトライセンス購入となります。

○3番（朝木直子議員） 今のうち、図書館の雑誌購入というのはどういう内容なのか教えていただけますか。ざっくりでいいです。分からなければ、また次に伺いますが。

○総務部長（荒井知子君） 申し訳ありません。内容までは把握しておりません。

○3番（朝木直子議員） この1者応札になっているうち、理由というか、辞退なのか、もともと1者のみの入札なのか、その辺は全体把握していますか。

○総務部長（荒井知子君） 今、一件一件の辞退というか、1者応札だった理由というのが手元にありませんけれども、辞退の理由といたしましては、入札時に辞退をする業者につきましては、その理由をお聞きしているところでございます。その理由といたしましては、会社都合であったり、業務多忙、履行困難、日程不可等というふうには伺っているところでございます。

○3番（朝木直子議員） ④です。そのうち、1者応札が3年以上続いている事業があれば伺います。

○総務部長（荒井知子君） 1者応札が3年以上続いている件名は、東村山市立図書館雑誌購入、結核（BCG）予防接種業務委託の2件となります。

○3番（朝木直子議員） ⑤です。そのうち、応札した事業者が3年以上同じ事業者となっている事業名を伺います。

○総務部長（荒井知子君） 先ほど御答弁いたしました2件につきましては、3年以上同一の業者が受託しております。

○3番（朝木直子議員） ⑥にいきます。入札予定価格が事業の予算額と同額となっている事業はあるか。あればその件数を伺います。

○総務部長（荒井知子君） 令和3年度の入札案件、売払い込みで206件中、予定価格と予算額が一致している件数は11件ございました。（「事業名は答えられないんですかね」と呼ぶ者あり）

- 議長（土方桂議員） 答えなくていいです。それは質問してください。
- 3番（朝木直子議員） 次にいきます。⑦です。当市入札の応札業者が当該事業費の参考見積書を提出している事業はあるか。あればその件数を伺います。
- 総務部長（荒井知子君） 令和3年度の入札案件206件中、応札のあった業者から参考見積書を徴取した件数は97件ございました。
- 3番（朝木直子議員） 多くてびっくりしたんですけども、再質問します。この参考見積書の提出というのは、予算の見積りの参考かなと思うんですけども、一応聞いておきます。入札予定価格の積算の際に参考見積りを使うということはありませんか。
- 総務部長（荒井知子君） 基本的には、予定価格をつくるときには、所管のほうで積み上げていくんですけども、その際に所管で積み上げた金額が市場価格と合っているかどうかというのも必要なこととなりますので、その際に、業者から参考として見積書を取るという場合もございます。
- 3番（朝木直子議員） 憩いの家の問題のときに、事業者の出した委託業務の参考見積額というのが、一円たがわず、そのまま入札予定価格にスライドされていて、その当該事業者がほぼ100%で落札するということが何年も繰り返されていました。
- これについて、その当時、行政側の答弁は、問題はないというふうな答弁であったんですけども、この認識がまだ前提なのかなとも思うんですけども、まず参考見積りを取る直接的な目的というかね、本来の目的というのはどういうものなのか、ちょっとお答えいただけますか。
- 総務部長（荒井知子君） 先ほども申し上げましたとおり、参考見積書を徴取するタイミングというのが、まず予算を積み上げるときに取るときと、あと、実際に契約する際に設計額を積み上げなくては行けませんので、そこでまた入手するという、2つあるかなというふうに思っております。
- 先ほども御答弁しましたけれども、基本的には所管のほうで積み上げを行いますけれども、やはりどうしても専門的なことになると、精緻な積み上げが難しいというふうになりますので、その際には業者のほうから、基本的に複数者、参考見積りを取って、そこの中で検討して、所管として積み上げて数値を出していくというふうになるものと捉えております。
- 3番（朝木直子議員） その入札の指名業者というのは、その予算額そのものについても、特に入札予定価格については、利害関係人そのものなわけですよ。そういう入札の公正性を確保するのであれば、予算の見積りとか、それから入札予定価格の設定に関して、利害関係人は排除して行うべきではないんですか、本来。
- そこところが、入札の公正性と今御答弁いただいた予算についても、入札予定価格についても、参考見積りを出してもらった事業者が応札しているというケースがかなりあって、ちょっと驚いたんですけども、そういう意味で、この利害関係人を排除して行うべきだということについては、どういう考えでやっていらっしゃるのか、そこを伺えますか。
- 総務部長（荒井知子君） 入札を行う際には、契約課のほうで入札事務を行っているんですけども、やはり入札不調というのもなくすことも重要なものであるというふうに考えております。そういった中で、履行可能な業者を選定することも必要になりますし、所管からの見積り依頼をした場合に、見積書を提出していただくということは、履行が可能だという判断もそこで一定程度されますので、そういったことも踏まえて、見積りを取った業者も、この業務について履行ができるというふうなことで、業者の中に入れてたりとか、応札に応じたりとかというふうになるかと思えます。

○3番（朝木直子議員） さっき憩いの家に触れましたけれども、このときには、つまり落札した事業者が見積りを出して、その見積りが年々上がっていく。年々上がっていけば、当然、契約金額が高くなっていく。何で上がっているんですかと議会で聞くと、議会の所管は答えられなかったわけですよ。答えられなくて、この前、予算は、そのとき撤回されたわけだけれども、議会で説明できないような契約金額が上がっていく。

それ、いろいろ聞いてみると、参考見積書というものをその事業者がそこに関与していて、しかも参考見積りだというふうに言っていたけれども、それがそのまま予定価格にスライドしていて、その事業者がほぼほぼ満額で落としていくという、これが何年も続いていた。

こういうことが今後も行われても、それはそれでいいんだという。市民から見たときに、これ、市民が疑義を持つのはおかしいというふうな考えで、これは入札として公正性の確保がされているというふうな考えを持ってやっていращやるのか伺いたいと思います。

○総務部長（荒井知子君） 確かに議員がおっしゃるように、やはり契約行為は、公正とか透明性とかというのが一番大切なところということは、所管としても認識をしております。見積りを出した業者が、イコールそのまま落札をするという流れというのは、一方であることはあるんですけども、それが大前提ではもちろんありませんし、電子入札を使って入札行為も行っておりますので、一定程度は公平性はそこで担保されているというふうには考えております。

しかし、やはり疑念を持たれるということは決してよくないことだというふうには思っておりますので、よりその部分については、しっかりと契約のほうで今後も、何というんでしょう、透明性を確保するということが大切なことかなというふうには思っております。

○3番（朝木直子議員） 今、電子入札とおっしゃるけれども、事業者同士の談合とかはそこで防げるかもしれない。防げる可能性が高い。けれども、電子入札をもってこれが公正性が確保されているというふうには、私は思いません。特に今の、その参考、予定価格に、つまり応札する事業者が関与しているというところについては、私はこれは排除するべきだというふうに思います。

これが市場価格で適正かどうかというのは、その応札業者の見積りがなくても、ほかに他市の例もあるでしょうし、やってみて、今進行している事業であれば、なおさらそれは分かると思うんですよ。

物品購入については、言うまでもないというふうに思いますので、そこのところはもう一度見直すべきだと思うし、部長おっしゃったように、まさに入札をやるのであれば、これは公正性というのがまず大前提になっているわけですから、それ、いろいろな事情があるんだということを言いたいのかもしれないけれども、市民から見たときにも、これは透明性とか公正性というのは、確保が前提というふうに考えていただければ、ちょっとこの見積りの問題は、もうちょっとですね、ちょっとシステム自体を考えていただきたいなというふうに思います。

次にいきます。⑧ですよ。参考見積書を提出した事業者が落札している事業はあるか。あればその件数を伺います。その場合、落札率も伺います。

○総務部長（荒井知子君） 令和3年度の入札案件206件中、参考見積書を徴取した業者が落札した件数は73件あり、売払い契約を除く平均落札率は80.38%となっております。

○3番（朝木直子議員） ちょっと面白いと思うんだけど、参考見積りというのは、自分でこの金額ならできるよというふうに事業者が出すわけだから、その落札率が低いのが何か、ちょっとこれ、分析できていないので、この数字だけ見て要因が分からないけれども、普通であれば、自分で見積り出しているわけだから、

その見積りの額で入札するのが普通じゃないかなと思っていて、そうすると、参考見積りよりも予定価格がすごい高くなっているのか、あるいはほかの要因があるのか分かりませんが、ちょっとこれは参考にさせていただきたいと思います。

次にいきます。(2)です。入札自体の形骸化や不正防止について、どう認識しているのか伺います。

①、入札自体の形骸化、談合や不正防止のために、市としてどのような対策を講じているのか伺います。

○総務部長(荒井知子君) 対策につきましては、入札前の措置として指名業者を非公開としているほか、電子入札を採用することで、指名された事業者が入札前に自社以外にどこの事業者が指名されたのかを把握できないようにしております。また、入札後の措置といたしまして、例年行われる業務につきましては、毎年指名業者の入替えを行っており、入札前後を通じて談合防止の措置を講じております。

○3番(朝木直子議員) ②です。長期にわたり市との委託関係にある事業者との癒着をどう防ぐのか、具体的に伺います。

○総務部長(荒井知子君) 一部の事業では、同一業者が複数年にわたり受託しているものもございますが、あくまでも適正な手続を経て入札を行った結果、受託しているものであり、また業務が適切に履行されているのであれば、同一業者が複数年にわたり業務を行うこと自体は問題ないものと認識しております。

当然のことながら、議員がおっしゃるような事業者との癒着はあってはならないものです。職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務するものであって、職務の遂行に当たっては、特定の業者との癒着など、特定の利益に偏することなく、常に中立かつ公正でなければなりません。このため、地方公務員法上、職員の服務義務として、信用失墜行為や職務専念義務など、様々な規定が定められているところでございます。

また、職員の不正等防止の観点から、一定期間で人事異動を行うことで、特定の企業や団体との癒着等が起きにくくなりますので、定期的な人事異動を行っており、当市におきましても、入所10年未満の職員は10年で3か所程度、それ以上の職員は1つの職場に5年程度を基準として人事異動を行っているところでございます。

このほか、毎年6月と12月を綱紀肅正推進月間として、全職員に業務点検を実施し、「業者との関係」という項目の中で、業者から供給接待や物品の受領を受けていないかなどのチェック項目を設け、改めて日常業務の振り返りを行い、汚職や非行の防止に常に努めているところでございます。

今後も、組織全体として公務員倫理の徹底及び法令遵守等はもちろんのこと、引き続き適正な入札事務を徹底してまいります。

○3番(朝木直子議員) ③です。参考見積書の取扱いについて伺います。

○総務部長(荒井知子君) 事業の設計をする際、担当所管が自ら積算することが難しい場合、その業務の履行が可能と思われる業者に見積りを依頼することとなりますが、その場合であっても、原則複数の業者に依頼し、比較検討しながらその内容を精査し、可能な限り担当所管において積算しており、所属長の決裁を得た上で最終的な設計額を決定しております。

その後、担当所管からの設計額を基に契約課において予定価格を決定することから、業者から徴取した見積額が自動的にそのまま予定価格になるわけではなく、参考見積書は、予定価格を決定する上での参考資料の一つとして捉えております。

○3番(朝木直子議員) この参考見積書の依頼ですけれども、依頼する事業者は誰がどのような基準で選定するのか、最終的に誰が決裁するのか伺います。

○総務部長(荒井知子君) 各所管、事業所管のほうでももちろん決定はするんですけれども、担当のほうで履行

可能な業者を選びながら、参考見積書を複数取って、その後、その前段で所属長のもちろん決裁は必要ですけども、その中で見積書を取るという行為になっております。

○3番（朝木直子議員） ちょっと聞き方変えます。その参考見積書を取るまでの手続ってどうなっていますか。

○総務部長（荒井知子君） 手続につきましては、特にこれという規定をしたものは用意はしておりませんが、所管のほうでそこは所属長の許可を得てやっているということになります。

○3番（朝木直子議員） やはり、さっきの答弁でもそうだけれども、これだけ入札の予定価格とか落札率とか落札とか、つまり入札と密接に関わる、割とこの参考見積書というのが非常に重要な役割を果たす。それをどこかの取るかというのも非常に重要になってくる。そうすると、やはり一定のルールとか基準というのは必要ではないですか。それからその手続、きちんとした手続のルールというのは決めるべきではないと思いますけれども、そこはどのような考えでいらっしゃいますか。

○総務部長（荒井知子君） 先ほども申し上げましたとおり、特に基準を設けているわけではございませんけれども、各所管で独自に積算ができない場合に見積りを取っているというふうになっております。繰り返しになりますけれども、原則複数者に依頼をするようにというふうにしておりますので、そこにつきましては各職員にも徹底をしているところです。ですので、今現在、見積りを取る基準をつくるというふうな考えは、今のところ持っておりません。

○3番（朝木直子議員） 今の答弁で、例えば、原則複数者とおっしゃったけれども、これ原則であって、1者のみの見積りというのも結構あるわけでね、先日の消防車もそうでしたっけ。だから、そういう意味で、やはりルールをつくらないと、結局は、なし崩し的に、緊張感が解けてくればおかしなことになってくると思うので、そこはしっかりとルールを決めるべきだと思います。

次にいきます。ありがとうございます。

次、PCRセンターの現状について伺います。①、今年3月以降のPCR検査センターの稼働日と利用者数を伺います。

○健康福祉部長（武岡忠史君） 5月末日までで答弁をさせていただきますが、3月、稼働日5日、利用者数、合計7人、当市の住民は5人。4月の稼働日が4日、利用者数は合計8人で、当市の住民は5人。5月の稼働日は1日で、利用者数は合計1人、当市住民がその1人でございます。

○3番（朝木直子議員） ②にいきます。1日当たりの経費は幾らですか。

○健康福祉部長（武岡忠史君） 令和4年度の予算額を基に御答弁申し上げます。令和4年度予算では、予算額2,093万1,000円、稼働予定日数は94日を予定しておりますので、日数で割り返しますと、1日当たりの経費は約22万2,000円となります。

○3番（朝木直子議員） 市民がよりPCR検査を受けやすくするための施策というのは検討していますか。

○健康福祉部長（武岡忠史君） 現在のところ、市内の医療機関でも検査するところが増えてきているところがございますので、特段、今は検討はしておりません。

○3番（朝木直子議員） 検討するべきだと思いますよ。確かにこれ、PCR検査センターつくったときは、一定の割合がね、なかったとは言わないけれども、今、部長おっしゃったように、今わざわざ医者で予約を取って、清瀬のほうまでバスとか電車乗り継いで行って、受けて、日数を待って結果を聞くみたいなね。そこまで不便だと、なかなか利用しないんじゃないかなと思います、率直に言って。

5月、1人だけれども、私もこの前、罹患して、関係者の皆様に御迷惑をおかけしましたけれども、私なん

か、おかしいなと思って熱が出て、車で行って医療機関、ちょっとその予約は大変ではあったけれども、行って車の中で検査して、15分ぐらいで分かるんですよ、結果が。翌日じゃなくて。

そのぐらい便利になってきているので、そこはやはり、どうせ、予算化されているとはいえ、同じお金を使うのであれば、よりもっと利便性の高い方法で何かできないかなというふうに強く思いますので、そのところは、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。以上です。

次にいきます。4番目、プラスチック資源循環促進法の施行に伴う当市の取組と課題について伺います。プラスチック資源循環促進法とは、プラスチック製品の設計から販売、廃棄物の処理という全体の流れの中で、サーキュラー・エコノミーへの移行を推し進めるための法律です。これを踏まえて、以下伺います。

(1) プラスチックの資源循環の実現に向けて、事業者、消費者、自治体といった全ての関係主体が相互に連携しながら、下記の役割分担の下で各主体が積極的に取り組むよう努めるものとされておりますが、当市の取組と現状について、以下伺います。

①、同法は自治体の役割について、家庭から排出されるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集、再商品化その他、国の施策に準じてプラスチックに係る資源循環の促進等に必要な措置を講ずることとしておりますが、当市の分別回収の現状と、法施行により新たな取組を開始しているのか伺います。

○環境資源循環部長（清水信幸君） 当市のプラスチックに係る分別回収の現状としては、容器包装プラスチックについては分別収集を行い、容器包装リサイクル協会でリサイクルを行っております。また、製品プラスチックについては、燃やせないごみとして、民間委託による再資源化により取り組んでいるところでございます。

新たな取組につきましては、現在のところ新法に対応した処理可能な事業者が近隣に立地していないこと、また、資源化ルートの手続など詳細や、財源となる交付税措置についても明らかにされていない状況にあることから、現在は国・都の状況や先進市等の情報収集に努めているところでございます。

○3番（朝木直子議員） うち、SDGsを標榜しているので、もうちょっと積極的にやっていただきたいと思うんだけど、今、先進市とおっしゃったけれども、東京都内、それから全国で、ある程度情報が入っていると思います。もし把握しているものがあれば教えていただきたいと思います。

○環境資源循環部長（清水信幸君） 私のほうで把握しているものとしたしましては、まず渋谷区、東京都内でなんですけれども、渋谷区で、令和4年7月から容器包装プラスチックと30センチ四方未満の製品プラスチックの混合収集を開始し、今回の法律には、収集の仕方が2種類、どちらかを選択するという形になっているんですけれども、この渋谷区の場合には32条のルートということで実施をするという話は聞いております。

もう一つは、北区が令和5年4月から、こちらも同様に32条のルート、あと、立川市のほうが令和7年1月から回収するという話は聞いております。

○3番（朝木直子議員） 北区も10月から一部、来年の4月から全体で、10月から一部開始、それから岡山とか川崎、福岡、北九州とか、このあたりも実証事業を行うようですので、交付金がなくてもやっているところはあるわけですので、もうちょっと積極的に取り組んでほしいと思うわけですが、次にいきます。プラスチック一括収集について、検討課題として捉えているのか伺います。

○環境資源循環部長（清水信幸君） 製品プラスチックを含めたプラスチック再資源化については、市として、気候変動や海洋プラスチック問題などを解決し、持続可能な地球環境に向けた取組を推進する上でも課題であるものと考えております。

その上で、今回、法施行に伴った収集については、今のところ検討はしているんですけれども、まだ先ほど

言ったような課題があることから、その課題について引き続き検討し、実施方法について進めてまいりたいと考えております。

○議長（土方桂議員） 休憩します。

午前11時休憩

午前11時1分再開

○議長（土方桂議員） 再開します。

○3番（朝木直子議員） 次にいきます。東村山市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例で、同法施行に対応できるのか伺います。

○環境資源循環部長（清水信幸君） 現条例における法施行に基づく対応についてですが、現在はプラスチック使用製品廃棄物については、容器包装プラスチック以外は一般廃棄物に含んで収集を行っていることから、容器包装プラスチックのみ条例にて規定し、再資源化に努めているところでございます。

そのため、今回の法に基づく製品プラスチックの収集、資源化を行うなど、新法に対応した取組を実施する場合においては、関係条項に新たに製品プラスチックの文言等、追加が必要になるものと捉えております。

今後も引き続き、国・都の情報や、近隣自治体、近隣施設の状況について情報収集を行い、新法に基づく適切なプラスチックの資源循環実施に向け検討していくとともに、制度導入時に条例改正についても整理してまいりたいと考えております。

○3番（朝木直子議員） 次にいきます。消費者としての市民への啓発はどのように行っているのか。また、具体的な取組は検討されているのか伺います。

○環境資源循環部長（清水信幸君） 現在、市民の皆様への啓発については、ごみ・資源収集カレンダーやごみ分別アプリでの分別方法についての周知を行っているほか、環境資源循環部で発行しているエコeco東村山でプラスチックごみ等の分別の徹底をお願いしているところでございます。また、公共施設、市内店舗における出前講座の中で、店頭回収を促進するための説明やチラシの配布、市内小学校でのごみの出前授業にて、分別ルートの説明等の啓発を行っているところでございます。

ただし、今回のプラスチック資源循環促進法では、消費者の責務として、プラスチック使用製品廃棄物を分別して排出するよう努めることのほか、プラスチック使用製品をなるべく長期間使用すること、また過剰な使用を抑制するとともに、使用済みプラスチック使用製品等を再資源化した物の使用に努めていただくことなどが盛り込まれていることから、今後は、これらの趣旨を理解していただけるよう、これまでの取組の中で、新たに啓発と情報発信を行ってまいりたいと考えております。

○3番（朝木直子議員） 今後の話は分かったんですけども、さっき、ごみアプリとか分別のお話あったんですけども、私が伺っているのは、プラスチックの資源循環促進法の施行に伴って、こういう法律ができましたよという、こういうことを消費者としての市民に対して啓発をどのように行っているんですかということを伺ったんですけども、そこはもうちょっと端的にお答えいただけますか。

○環境資源循環部長（清水信幸君） 現在は、先ほど言ったみたいに課題がありまして、市としてその新法に対応した収集については、まだ実施のほうには至っておりませんので、ただ、新法は確かに施行になっておりますので、先ほど言ったように、消費者の役割、責務について、今後、今現在実施している各種取組の中で、併せて啓発のほうを進めていきたいと考えております。

○3番（朝木直子議員） 分かりました。次です。指定袋の販売について伺います。

①、やっと指定袋もばら売りされるようになりましたが、このばら売りを行っている販売店及び販売実績を伺います。

○環境資源循環部長（清水信幸君） 令和4年5月末現在、指定収集袋のばら売りを行っている店舗は、秋水園、美住リサイクルショップを含め6店舗ございます。

次に、販売実績についてでございますが、令和3年度実績でお答えいたしますと、秋水園窓口では年間で16件、美住リサイクルショップでは年間で53件、その他市内店舗では月に二、三件の販売となっているところでございます。

○3番（朝木直子議員） その6店舗というのはどこか教えてもらえますか。

○環境資源循環部長（清水信幸君） まず、秋津町の島田商店、野口町のYショップかどや、あと市役所本庁舎の売店ですね。秋水園、美住リサイクルショップ、山二當麻商店の6店舗になります。

○3番（朝木直子議員） 店舗数も少ないのと、皆さん、ばら売りしていることを知らない方がほとんど。みんな、「ばら売りしていないよ」と言っています。何でこれがこんなに少しのところでしたか販売、これは、もともとは市民の利便性ということで始めたのであれば、どこでも買えるようにしないと、あまり意味がないですよ。そのあたりはどのように考えていますか。

○環境資源循環部長（清水信幸君） ばら売りに関しましては、さらなる促進策として、指定収集袋等の新規取扱いを希望する店舗の申請時とか、既設の各取扱店舗に対して、お願い文等を同封させていただいて周知をしているんですけども、実情はなかなか拡充に至っていないというところがございます。

○3番（朝木直子議員） 前も言ったけれども、青い袋とか可燃物とか、ああいうのはまだしも、特にオレンジの40リットルでしたっけ。あんなのは、買っても1年に1回使うかわらないかなんですよ。なので、そのばら売りの促進については、特に市民の方がどこでも買えるようにしていただきたいと思います。

○議長（土方桂議員） 次に、4番、藤田まさみ議員。

○4番（藤田まさみ議員） 通告に従って伺っていきます。

1、ポストコロナに向けて学校現場のノーマライゼーションについて。

政府がまとめた新型コロナ対策の基本的対処方針の変更を踏まえ、文科省も学校現場でのマスク着用を含む対策の緩和について通知したという報道がなされた。そこで当市において、学校現場でポストコロナに向けたノーマライゼーション、これは、あまり片仮名は使いたくないんですけども、正常化とか日常に戻すということで、これをどういうふうに進めていくのかについて、以下に伺います。

（1）マスク着用について。5月26日付で、市のホームページに「東村山市立学校におけるマスク着用の考え方について」という文章が掲載されています。マスクに関しての方針は大体分かるのですが、通告どおり質問させていただきます。

①、市立小学校、中学校では、現在、マスク着用についてどのような指導がされているか伺います。

○教育部長（田中宏幸君） 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部よりマスク着用の考え方が示されたことを受け、令和4年5月25日付の通知で、「東村山市立学校におけるマスク着用の考え方について」におきまして、その取扱いについて指導をしております。

具体的には、屋外では他者との身体的距離が十分に保てる場合、また屋内では、他者との距離が確保できており、会話がほとんどない場合につきましては、マスクを外すことを推奨しております。

○4番（藤田まさみ議員） 分かりました。そうすると、以前に比べてかなりマスクを外していいという方向に変わってきていると感じます。ただ、方針が変わったのは分かりますが、私が知りたいのは実際の状況で、これが掲載されたときから、時々注意して小学生や中学生の登下校姿を見ていますが、見る限り、やはり相変わらずマスクをしている。それもグループで帰っているだけじゃなくて、1人で帰っている子もやはりちゃんとマスクしているという状況が目につくんです。

そこで、次の質問にいきます。②、現時点でのマスク着用状況を伺います。

○教育部長（田中宏幸君） 現在は、マスクを着用する必要がない場合について、教員がイラストなどの資料を用いて視覚的に児童・生徒に対して説明を行い、具体的な指導を進めるところでございます。少しずつ児童・生徒に浸透し始めているものと捉えております。今後は、児童・生徒自身が自分自身でマスクの着脱について適切に判断できるようになることが重要であると捉えており、継続的に指導してまいります。

○4番（藤田まさみ議員） この質問をしようと思った一つのきっかけは、先日、GIGA教育の視察で市内中学校に行ったんですが、体育の時間でもまだ生徒がマスクをつけたまま走っているというのを目にして、「走るときもマスクつけるんですか」と聞くと、運動するとき外していいよと言っているけれども、生徒のほうが外したがるらないという答えでした。

国のほうでもマスク着用の基準を緩和した後も、学校現場では、今、徐々に浸透してきているというお話でしたが、まだまだ心理的に外せない状態が続いているのではないかと思います。その場合だと、やはり、外してもいいですよと言うだけではなく、もっと踏み込んだ指導もしてもいいのではないかなと私は思います。そうしないと、もう2年以上マスク着用をずっと続けてきた今、マスク外すの恥ずかしいとか、他人の目が気になるとか、そういう心のかせができて、外せない状態に子供が陥っているのではないかと思います。

先ほど、そのイラストつきというのは、こういうものかなと思うんですが、これは見せて説明するように活用していらっしゃるという話でしたけれども、例えば保護者とか子供全員にこれ配ったりとか、そういうこともされているのでしょうか。

○教育部長（田中宏幸君） 学校のホームページのほうでも当然掲載をしておりますし、保護者のほうにも、今年度導入しました連絡アプリ等を通じて、このようなものを掲載して周知を図っているところでございます。

○4番（藤田まさみ議員） 3番です。マスク着用についての児童・生徒、保護者の反応を伺います。

○教育部長（田中宏幸君） 各学校では、学校ホームページや学校だよりなども活用し、様々な機会を捉え、マスクの着脱の場面を呼びかけており、多くの児童・生徒並びに保護者に一定の御理解をいただいているものと捉えております。

なお、マスクを着用することが日常化しているとの御意見をいただくこともありますが、学校における指導内容を丁寧に御説明して、御理解を図っているところでございます。

○4番（藤田まさみ議員） いろいろ指導していただいているということですが、それで保護者のほうもある程度、受け入れてくれているということですが、マスクを外せないという生徒もいる一方で、逆に、もうマスクは絶対嫌だという児童・生徒さんはいますか。その場合、周囲の受け止めはどうでしょうか。例えば仲間外れにされるとか、そういう問題は起こっていないでしょうか。

○教育部長（田中宏幸君） 様々な理由によりマスクを着用できないお子さんもいらっしゃることは認識しております。その点については個別の対応を図っているところであり、また子供たちに対しては、そういったことで差別であったりとか仲間外れにしたりとかということがないように、各学校のほうで指導しているところで

ございます。

○4番（藤田まさみ議員） では、ちゃんとそれも差別がないよう指導してくださっているということで、次に行きます。

④、長期間に及ぶマスク着用で免疫低下により、インフルエンザ、RSウイルスなど、他の感染症の発症が拡大する懸念があるが、これらも鑑み、脱マスクを今後どのように進めていくのかを伺います。

○教育部長（田中宏幸君） マスクの着脱につきましては、児童・生徒の発達段階に応じて、児童・生徒本人が暑さで息苦しいと感じたときなどには、マスクを外したり、一時的にマスクをずらしたりして呼吸するなど、児童・生徒自身の判断でも適切に対応できるよう指導していくことが重要であると捉えております。

○4番（藤田まさみ議員） やはり先ほどからも、こういう場面で外していいよというのを示して、生徒本人が自ら選んで判断していくのを尊重しているということでしたけれども、なかなかやはり子供って長く、2年以上もこれずっと続けていると、自ら判断して外していいよと言われても、周りの目が気になったりということでも、もうちょっと大人のほうから踏み込んで、もうここは、この場所、例えば運動のときは外しましょうとか、強くもうちょっと積極的に働きかけないと、私はなかなか外せない状態になっているのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○教育部長（田中宏幸君） 議員御指摘のように、これからは熱中症のリスクというのも非常に高くなってくることが想定されますので、その点におきましては、感染症等が不安でマスクを外すことができないお子さん、あるいは保護者の方がそう判断する場合には、事前に学校に御相談をしていただくように呼びかけて、まずは校内で実施をしている感染症対策等について丁寧にお説明するなどしております。

また、体育等の運動時には、今申し上げました熱中症の危険があるというふうに学校が判断した場合には、そのお子さんを、見学をしていただくなどというようなことも、やはり命の危険というのもありますので、そのような対応もすることがあるというふうに捉えております。

○4番（藤田まさみ議員） お願いいたします。

では（2）です。給食の取り方について。①、現在どのような指導がされているか伺います。

○教育部長（田中宏幸君） 喫食に際しましては、これまで実施してまいりました配膳前後での手洗いの励行や、黙食を基本として一方向を向いて食べるように指導しておりますが、発達段階や感染状況に応じて、今後段階的に机を向かい合わせるなどの指導も可能としているところでございます。

○4番（藤田まさみ議員） 東京都ですら5月22日にリバウンド警戒期間が解除されて、大人はもう人数制限や時間制限なしで食事したりお酒を飲んだりすることもできるのに、まだ子供は一人一人、前を向いて黙食するというのは、ちょっと私は疑問に思っているんですが、もちろんやはり感染が怖くて黙食をさせてくれと考える保護者の方もいるかもしれませんが、今のお話ですと、そのことも、今後グループで食べられるように、ことも可能としていくというお話でしたので、皆さん、昔というか、グループ、班ごとに机を囲んで以前のように給食を取れることになるのは、そんな先でなく、もうだんだん実行されていくという見通しでよろしいのでしょうか。

○教育部長（田中宏幸君） 感染状況が今は比較的落ち着いている状況もございますので、今後、先行きというのはどうなるか、不明なところはありますが、現状としては、そのようなことも可能とするというふうにはお伝えしておりますが、実際やはり各学校においては、今、前を向いて黙食しているという学校がほとんどでございまして。

- 4番（藤田まさみ議員） 2番です。②です。児童・生徒や保護者の反応はどうでしょうか。
- 教育部長（田中宏幸君） 各学校では、身体的な距離を確保できない場面でマスクを外すことに不安を感じる
との意見を踏まえ、感染症対策の観点から、喫食時の黙食を呼びかけております。学校の対応につきましては、
おおむね御理解をいただいているものと捉えております。
- 4番（藤田まさみ議員） ③、課題をどう捉えているか伺います。
- 教育部長（田中宏幸君） 給食時に黙食をすることは、基本的な感染症対策として極めて重要なことござい
ますことから、喫食後にマスクを着用し楽しく会話ができるよう指導することが課題であると捉えております。
また、給食の時間だけでなく、日常生活におきましても、児童・生徒が感染症対策を自分事として捉えて、自
身の判断でマスクを着脱する力を身につけさせることも課題の一つと捉えております。
- 4番（藤田まさみ議員） 感染対策を自分事として捉えて、児童本人が自ら判断してやるということなのですが、
ここの給食に関しては、あまりこれはしゃべらないで食べるだけだから、人と向き合ってもいいんだとか、1
人、前向いているから、前向いて食べているんなら、ちょっとしゃべってもいいんだとか、そういうふう
に判断しても、一応給食では、それはまだ駄目ということですね。
- 教育部長（田中宏幸君） 基本的には、給食を取る際には黙食というのは、各学校で徹底しております。も
しおしゃべりをするのであれば、給食を食べた後にマスクを着用してお話をするようにということで指導して
いるところでございます。
- 4番（藤田まさみ議員） （3）部活動について伺います。
- ①、現在、中学でのコロナ対応に関して部活動に何らかの制限を設けているか伺います。
- 教育部長（田中宏幸君） 中学校の部活動におきましては、身体接触を伴う活動のように、感染症対策を講じ
てもなお感染リスクが高い活動については、可能な限り感染症対策を行った上で工夫して実施しております。
具体的には、活動中はマスクを外しますが、活動の合間に生徒同士が話し合う場面ではマスクを着用するな
どの工夫を行っているところでございます。
- 4番（藤田まさみ議員） それでは、部活動そのものについて、これはちょっと中止しましょうとか、そうい
うことじゃなくて、続けて行われているけれども、活動中は外して、終わって話すときはつけるということ
ですか。
- 教育部長（田中宏幸君） 議員お見込みのとおりでございます。
- 4番（藤田まさみ議員） ②を飛ばして、③です。課題をどう捉えているか伺います。
- 教育部長（田中宏幸君） 活動時以外のマスクの着用や身体的距離の確保、活動前後の手指消毒など、基本的
な感染症対策を継続し、徹底を図ることが課題であると捉えております。
- また、大会など、他地区の学校との活動も想定されることから、各競技団体が規定している感染症対策を遵
守することや、参加に当たっては、感染症対策について保護者に丁寧に説明して協力を得ること、さらには、
活動場面に応じて、児童・生徒が感染症対策を自分事として捉えて、自身の判断でマスクを着脱する力を身
につけさせることも課題として捉えております。
- 4番（藤田まさみ議員） （3）衛生対策・健康管理について伺います。
- ①、現在行われている消毒、手洗いなどの衛生対策や検温などの健康管理はどのように指導されていますか。
- 教育部長（田中宏幸君） 活動前後の手洗いや手指消毒、並びに毎朝の検温の実施については、基本的な感
染症対策であると捉えており、これからも継続して実施をまいります。

○4番（藤田まさみ議員） そうすると、その消毒ですけれども、例えば登校してきたときは、一応入り口にあつて消毒するのかなと思うんですけども、1日何回ぐらいその消毒、アルコール消毒というのをするんでしょうか。

○教育部長（田中宏幸君） 消毒薬はありますけれども、児童・生徒の場合には、主に手洗いを励行することによって対応を図っているところでございます。

○4番（藤田まさみ議員） ②、児童・生徒、保護者からの反応を伺います。

○教育部長（田中宏幸君） 学校における衛生対策や健康管理につきましては、日常的に行っており、習慣化してきたとの意見があり、学校の新しい生活様式として定着しつつあります。児童・生徒や保護者にも、自らの健康は自らの行動で保持する意識を継続していくことが重要であると捉えております。

○4番（藤田まさみ議員） 捉えております、今、児童・生徒、保護者からの反応ですけれども、児童や保護者もそういうふうに捉えているということですか。

○教育部長（田中宏幸君） 議員お見込みのとおりでございます。

○4番（藤田まさみ議員） （5）コロナ禍による児童・生徒への心理面の影響、不登校対策について伺います。

①、コロナ禍が児童・生徒の心理面にどのように影響したか、気づいた点、報告を受けた点を伺います。

○教育部長（田中宏幸君） 新型コロナウイルス感染症によって、学校や家庭における生活や環境が大きく変化し、子供たちの心理面及び行動面にも大きな影響を与えているものと捉えております。

子ども相談室における相談ケースにおきましても、コロナ感染への恐怖心から行動範囲が狭まり、その結果、登校しづらくなってしまった事例や、臨時休業等を経て生活のリズムが整わず、昼夜逆転が生じているケースなどを把握しております。

また、家庭でのリモートワークなども普及し、家族が家庭内で過ごすことも多くなったことが影響してからか、家族間での適度な距離感を保てずに、親子げんかや、きょうだいげんかが増えてしまったというケースもございました。

このように行動に制限が生じたり人間関係が限定的になる中で、不安や悩みを相談できない子供たちが増えている可能性や、子供たちの不安や悩みが従来とは異なる形で現れたり、一人で抱え込んだりする可能性にも考慮する必要があり、引き続き、教職員をはじめ、日常的に子供たちに関わる周囲の大人が子供たちからのSOSへの感受性を高め、組織的に対応を行いながら、必要な外部機関、関係機関等へつなげていくなどの対応が重要であるというふうに認識をしております。

○4番（藤田まさみ議員） スクールカウンセラーさんというのがいると思うんですけども、このコロナが始まってから人数が増えたとか、そういう変化はありますか。

○教育部長（田中宏幸君） 現在、各校1名での対応になっておりまして、人数が増えているという状況はございません。

○4番（藤田まさみ議員） あと、必要な外部機関につなげていくというお話でしたんですけども、病院とか、そういうことでしょうか。

○教育部長（田中宏幸君） お子さんに関わる機関ということで、スクールソーシャルワーカーであったりとか、スクールカウンセラーであったり、あるいは、状況によっては子ども家庭支援センターであったりというところの機関が関係機関として捉えてございます。

○4番（藤田まさみ議員） ②です。コロナ禍以前の令和元年、それからコロナ発生後の令和2年、令和3年に

おける不登校児の人数を小学校、中学校別に伺います。これ、年と言ったんですけれども、年度という意味なんです。

○**教育部長（田中宏幸君）** 小学校の不登校児童数の推移といたしましては、令和元年度が90名、令和2年度が102名、令和3年度が111名でございました。中学校の不登校生徒数の推移といたしましては、令和元年度が187名、令和2年度が208名、令和3年度が224名でございます。

○**4番（藤田まさみ議員）** これを見ると、やはり増えているんですけれども、特にコロナが起こった元年から2年に、ちょっと伸びが大きいかなと思います。それでこれは、不登校が増えているのはコロナだけが原因ではないかもしれませんが、昨年10月に国が発表した調査では、全国の不登校の小・中学生はおよそ19万6,000人と、過去最多になったという報道があります。

やはり楽しい給食も一人一人黙食とか、休み時間も大勢集まって遊べないとか、活動がいろいろ制限されて、マスクで子供の表情も、先生も見えづらいというものもあると思います。いろいろ原因があると思いますが、やはりコロナの影響とかコロナによる行動制限が不登校の大きな原因になって、増えている原因になっていると思いますが、いかがお考えでしょうか。

○**教育部長（田中宏幸君）** 先ほどもちょっと御答弁いたしましたけれども、こちらの要因の一つとしては、やはり生活のリズムが乱れやすいという状況があったりとか、あと、今、議員御指摘のように、交友関係が築きにくいという状況から、子供自身の意欲の低下であったり、登校しづらい状況につながったのではないかと思います。

国のほうも、欠席の日数の取扱いについても、令和2年度から、いわゆる新型コロナウイルス感染症の回避という項目が追加されたことによりまして、コロナによるものなのか、それ以外の事由によるものなのかということも判断できるようにしているところでございます。

○**4番（藤田まさみ議員）** ③です。不登校が増えていることに対して、どのような対策が取られているか伺います。

○**教育部長（田中宏幸君）** 教育委員会では、不登校状況にある児童・生徒に対し、社会的な自立を支援する希望学級の運営や、児童の継続的な登校を家庭訪問などにより支援する訪問支援員の小学校全校配置などの取組のほか、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、子ども相談室などによる相談支援も行っております。

これらを通じて、保護者やお子さん本人の思いに寄り添って丁寧に話を聞くことに加えて、心理教育的な支援、具体的にはコロナ禍という過度なストレス状況で起こり得る身体的・心理的反応や、御家庭での関わり方、生活環境についてのアドバイスをを行い、児童・生徒のみならず、それを支える御家庭についても必要な支援を提供できるよう努めております。

また、令和2年度からは教育委員会におきましても不登校対策委員会を立ち上げており、市立小・中学校における不登校対策の取組について、特に有効な手だての実践を共有するなど、コロナ禍の中でどうすれば学校が子供たちにとって魅力的な場所となっていくかということを考え、併せて市内の不登校に係る様々な支援やその活用方法についても、学校から直接相談を受けながら情報共有をしており、学校における不登校対応力の向上を図っているところでございます。

○**4番（藤田まさみ議員）** いろいろやっていただいているということで、家庭訪問もやっているということですが、家庭訪問で先生が行くと、なかなかそんなに回数多くは行けないと思いますが、今タブレットが、皆持

っていてリモートもできるので、そういう手段を使ってちょっと、実際に対面ができなくても、連絡を取り合う、コミュニケーションを取るとか、そういうことは行われていますでしょうか。

○教育部長（田中宏幸君） 今回コロナ禍において、タブレットの導入した効果の一つとして、不登校のお子さんが、学校には来ることはできなくても、ClassroomとかMeetに参加をすることで、クラスの仲間とコミュニケーションを図ったりとか、担任と意思疎通を図ったりとかというような事例もございますので、それを通じて段階的に放課後登校であったりとか別室登校につながっていくケースもございますので、有効な手段だというふうには捉えています。

○4番（藤田まさみ議員） （6）以上を総括して、ポストコロナに向けての児童・生徒の学校生活のノーマライゼーションについて、課題と今後の取組を教育長に伺います。

○教育長（村木尚生君） 児童・生徒が必要な情報を自ら選択して、状況に応じて感染症対策を主体的に判断し、行動する力を身につけることが大切であるというのは、部長の答弁のとおりだと捉えております。しかしながら、現状はなかなか対応が難しく、恐らく感染症が終息したとしても、これまでに要した時間と同じぐらいの時間がかかるんじゃないかなど、そういうふうには捉えています。そのこと自体が指導上の課題であるというふうには捉えています。

こういったことを我々は日頃から意識しておりましたので、特に教育部指導課において、学校を通して、子供のみならず保護者に対しても分かりやすいイラストを作成してまいりました。そのことの大きな狙いの一つは、具体的にマスクを取ってもいい場面を明示することで、子供たちが少しでも取りやすい状況になるようにと、そういう判断の下でイラスト及び文書を発出させていただいております。

先ほど来御指摘の場面、例えば熱中症対策ですとか、屋外での運動をする場面、そういったときに、学校においては当然のことながら、先生方はマスクを取っていいよということをお子たちには指導しております。しかしながら、即座にマスクを取る子もいれば、なかなか取りたがらない子供もいる。

そういった実態があり、特に過日、市内の中学校、そして小学校1校において運動会が行われた際に、私も視察をしてまいりました。そのときの状況を一例として申し上げますと、まず全体の場面で、校長先生自らであったり、あるいは指導される先生方がマスクを取ってもいいよという指示を出しております。そういった中でも、学校によってかなり温度差があるなどということを感じております。

取ってもいいよという指示を出したときに、大体7割8割の児童・生徒が取る学校もあれば、マスクを即座に取る割合が二、三割という学校もありました。しかしながら、ほとんどの子がつけた状態であっても、種目に臨む前に、招集場所でまた改めてマスクを取りなさいという、そういった指示をしてまいりました。

今後は、場面によっては命に関わるような状況も出てきますので、より強く取りなさいということをお子方が御指導していく機会が増えてくるんだろうなと思います。先生方の率直な声の一例としても、そういった指示を出しても、生徒自らが「それは強制ですか」、そうやって返してくる場面もあって、なかなか対応が一樣では済まない、そういった率直な声も聞いております。

そういったことも勘案しながら、私たちは、より丁寧に指導していく必要があるのかなど、そういうふうには認識しております。児童・生徒の発達段階に応じて、感染症対策の意義や知識を理解することができるよう、指導方法をさらに工夫し取り組んでまいることが重要であるというふうには捉えております。

○4番（藤田まさみ議員） 分かりました。子供のやはり自主性にも任せるけれども、感染症とかいうリスクあるときは、もっと強く言っていたらいいということ、あともう一つお願いが、やはり今、ほとんど飛沫感染

というのも分かっているし、いろいろとこういうことは、意味のあるコロナ対策と、そうでない、あまり効果がない対策もあって、結構私はやはり、大人はもうだんだん日常生活になっている、先行してなっているけれども、学校現場って結構取り残されているのではないかなと思います。

だからマスク着用も、本当に意味もなく、ただもう習慣でつけているということもありますので、本当によく、効果がどのくらいなのかということも考えて見直して、なるべくもっと子供が学校で伸び伸びしていけるように、行動制限を徐々に緩和していただきたいと思います。もちろんコロナ感染状況を見てですけども、お願いいたします。

それでは、2番にいきます。マンションの適正管理に向けた支援強化を。

令和2年6月のマンション管理適正化法、マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正に続き、令和4年4月からマンション管理計画認定制度が開始された。特に都内では、マンションは主要な居住形態の一つとなっているが、建物の老朽化と居住者の高齢化という「二つの老い」が問題になっており、当市も例外ではない。そこで以下に伺う。

(1) マンション管理適正化法について。①、改正された同法の目的と内容を伺います。

○まちづくり部担当部長（山下直人君） 法律の目的は、土地利用の高度化の進展、その他国民の住生活を取り巻く環境の変化に伴い、多数の区分所有者が居住するマンションの重要性が増大していることに鑑み、マンションの管理の適正化の推進を図るとともに、マンションにおける良好な居住環境の確保を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することとなっております。

次に、内容ですが、基本方針の策定、マンション管理適正化推進計画の作成、及びマンションの管理計画の認定、並びにマンション管理士の資格、及びマンション管理業者の登録制度等について定められております。

○4番（藤田まさみ議員） ②です。同法において地方自治体に求められる役割は何か伺います。

○まちづくり部担当部長（山下直人君） 地方自治体に求められる役割は、区域内のマンションの管理状況等を踏まえ、計画的にマンションの管理の適正化の推進に関する施策を講じていくように努めること、及び管理組合等からの求めに応じ必要な情報提供に努め、管理が適正に行われていないマンションへは、必要に応じて指導・助言、あるいは専門家の派遣等による支援をしていくことが求められております。

○4番（藤田まさみ議員） マンションの管理状況を把握して、適正に管理されていないときは支援やアドバイスにに応じるということなんですが、市のホームページを見ますと、マンション管理状況について、マンション管理状況届出制度というのがありました。

それで、これを読みますと、その管理状況、今、把握するというのは、この届出制度によって把握しているのか。それから、この届出制度というの、市はその届出書の受領を行いますというふうに、ただ書いてあるんですけども、これは義務ではなく、自ら届け出てもらおうのを、任意で届けてもらうということなのか伺います。

○まちづくり部担当部長（山下直人君） マンションの今御質問にありました管理状況届出制度というの、東京都の条例の規定でございまして、市としては現在、その都条例に基づいた実態の把握ということに努めているということでございます。

○4番（藤田まさみ議員） 先ほどもちょっと聞いたんですけども、この届出は、市としては、対象となるマンションに案内を送って、制度の案内を送ったり用紙を送る、そしてそれを受領するとなっているんですけども、これは別に、絶対出してくださいというものではないという理解でいいのか。それから、これが始まっ

て、対象マンションの全体のどのくらいが届けているのか、もし分かったら伺いたいのですが。

○まちづくり部担当部長（山下直人君） 先ほどのホームページ、あるいは今の議員の御質問、東京都の条例の制度だと思いますので、その届出の規定されているものとしては知事に届け出なければならないと、この事務を東村山市として行っているというのがございます。東村山市内において、一定程度の条件の下に届出を求めているマンションは77棟ございます。このうち70棟について既に届出をいただいているところでございます。

○4番（藤田まさみ議員） 分かりました。じゃあ、ほとんどが届け出ているということです。

（2）マンション管理計画認定制度について伺います。①、同法の目的と内容を伺います。

○まちづくり部担当部長（山下直人君） マンション管理計画認定制度は、先ほど答弁いたしましたマンション管理適正化法に規定されている制度の一つになっておりますので、その制度の目的や内容ということで答弁をさせていただきます。

マンションの管理組合による管理適正化に向けた自主的な取組の推進や、認定を受けたマンションの市場評価の向上を図ることをごさいます。制度の内容は、マンション管理適正化推進計画を定めた地方公共団体は、修繕方法や資金管理、管理組合の運営状況などの基準を満たすマンションの管理計画を認定することができるというものでございます。

○4番（藤田まさみ議員） ②です。認定申請できるマンションの要件を伺います。

○まちづくり部担当部長（山下直人君） 認定の申請は、管理組合の管理者等が、当該管理組合によるマンション管理計画を作成し、認定申請の決議をした集会の議事録の写しなどを、必要な書類を添えて、マンション管理適正化推進計画を作成している地方公共団体に行うものでございます。

なお、マンション管理計画には、管理組合の運営や経理、長期修繕計画などを記載しなければならず、経理であれば、修繕積立金に係る滞納額の要件、修繕計画であれば、計画期間が30年以上で、かつ残存期間内に大規模修繕工事が2回以上含まれていることなど、認定を満たす必要があると考えております。

○4番（藤田まさみ議員） 3番です。当市は現時点でマンション管理適正化推進計画を策定していないが、その理由を伺う。また、今後策定を検討しているか伺います。

○まちづくり部担当部長（山下直人君） 現在、市では、先ほど申し上げましたけれども、東京都のマンションの適正な管理の促進に関する条例に基づきまして管理状況届出制度に取り組んでおります。これは、分譲マンションのうち、要届出マンションを指定いたしまして、管理組合から管理状況の届出を受けるとともに、必要により報告を求め、また、助言や指導や勧告を行うものでございます。

この制度によりマンションの管理状況を把握し、必要に応じて、市からの助言やマンション管理士といった専門家の派遣制度もございしますことから、東京都と連携して、マンションの適正管理に向けた取組を進めていると考えております。

したがいまして、まずは、現在の取組を着実にやることで、管理状況の把握・分析を行うこととし、マンション管理適正化推進計画については、他市の状況把握などに努めていく考えでございます。

○4番（藤田まさみ議員） 届出制度をまずしっかりやるということですが、先ほどのお話ですと、マンション管理計画認定制度のほうは、認定を受けられるとマンションの市場評価も上がるということなので、やはり任意に届け出てくださいと言われてもいろいろ大変ですし、でも、自分たちの持っているマンションの評価が上がるというインセンティブになって、余計ちゃんと計画を立てて、実態を届け出してくれるということもあるかと思っておりますので、ぜひこれも活用して、今後、実施を検討していただきたいなと思っております。

他市の状況なんですけれども、④、現時点で都内におけるマンション管理適正化推進計画策定している区市町村はどこか伺います。

○まちづくり部担当部長（山下直人君） 板橋区、八王子市、府中市、小金井市となります。

○4番（藤田まさみ議員） まだ4自治体だけということで、今後は増えていくと思いますので、その状況も見ながら、当市も実施を検討していただきたいかなと思います。

（3）マンションの「二つの老い」問題をめぐる当市の状況について。

①、市内の分譲マンションストック数を伺います。

○まちづくり部担当部長（山下直人君） 市として分譲マンションストック数というデータはございませんので、当市の課税台帳から把握できる数値を申し上げます。令和4年1月1日現在で、区分所有がなされた市内の建物は229棟でございます。

○4番（藤田まさみ議員） その229棟のうち、②です。築年数30年以上の棟数と全体に占める割合を伺います。

○まちづくり部担当部長（山下直人君） 平成3年以前に建築された建物は108棟で全体の約47%でございます。

○4番（藤田まさみ議員） ちょっと時間がないので1つ飛ばして、④、当市ではマンションの管理状況の実態調査を行っているか。行っている場合、管理組合がない、適切な修繕が行われていないなど、管理不全のマンションは全体のどの程度あるか伺います。

○まちづくり部担当部長（山下直人君） 先ほど答弁いたしました、市では現在、東京都の制度であります管理状況届出制度に取り組んでおりまして、管理組合から提出された内容によりまして状況の把握を行っております。この届出により、管理組合の有無や修繕の計画的な実施の有無など、管理不全を予防するための必須事項を確認しておりまして、一部、管理組合なしと届出のあった分譲マンションもございますが、現時点、管理不全のマンションはないものと理解しております。

○4番（藤田まさみ議員） この届出制度で把握しているということになりますと、先ほど77棟、全体で、そのうち70棟が届出、出ている。今、市内全体では229棟あって、108棟が30年以上でいるので、届出制度だけではちょっと足りないのではないかなと私は思いますが、一応それ以外の調査はしていないということですよ。

○まちづくり部担当部長（山下直人君） 実態の把握につきましては、管理状況届出制度により行っております。

○4番（藤田まさみ議員） ⑤です。マンションの管理向上や改修整備に関して当市が行っている支援や施策を伺います。先ほどちょっと御答弁ありましたけれども、改めて伺います。

○まちづくり部担当部長（山下直人君） 重なる部分ございますけれども、市では、東京都の管理状況届出制度に取り組み、マンションの管理状況の把握を行っております。また、届出された管理状況について、必要な助言や支援とともに、マンション管理士などの専門家派遣を行える体制となっております。

また、啓発や情報提供につきましては、東京都の分譲マンション総合相談窓口に関する情報発信のほか、新型コロナウイルス感染症拡大前までは開催していましたマンションセミナーについても、マンション管理士会と相談をして、状況を見ながら、今年度についても開催できればと考えているところでございます。

○4番（藤田まさみ議員） あと、大規模な修繕とか改修工事をするときに、補助金とかそういうものはありますか。

○まちづくり部担当部長（山下直人君） 現時点で、予算を取って市のほうで行っているというものはございません。ただ、国全体としては、ストックの再生事業というのが考えの中にあつて、補助制度あるというふうには考えております。

○4番（藤田まさみ議員） （4）、最後です。マンションの管理不全は、居住者のみならず、周辺地域にも悪影響を及ぼす。そこで、マンションの管理・再生が適切に行われるよう規制、誘導、支援することが自治体に求められると考えるが、市長の考えを伺います。

○市長（渡部尚君） 令和2年度におきます国の発表によりますと、全国でマンションのストックは665万戸、1,500万人の方がマンションと言われる集合住宅、分譲された集合住宅にお住まいだそうございまして、既に築40年超えるマンションが全国で81万戸ございまして、これが10年後にはおよそ2.4倍の198万戸、20年後には約4.5倍の367万戸ということで、今後マンションが急激に老朽化をしていくと。

当然、お住まいの住民の方も高齢化をして、管理組合等の担い手が不足されるということが非常に懸念をされておりまして、藤田議員が御指摘のように、マンションが適正に維持管理されない場合、居住者によります居住環境のみならず、マンションの場合は戸建て住宅以上に、周辺地域にいろいろな意味で影響を及ぼす可能性がありますので、市としてもマンションの適正管理や再生ということについては、大きなまちづくり上の課題というふうに受け止めているところでございます。

現在は、先ほど所管部長が申し上げたように、東京都のマンションの適正な管理の促進に関する条例、この事務移管が各区市町村にされておりまして、管理の届出制度の運用に現在は注力をいたしております。管理状況の届出をいただきながら、必要に応じ報告を求め、さらには助言、指導、勧告、また、先ほども部長からもお話ありましたけれども、マンション管理士などの専門家を派遣するというのを東京都と共同して我々としては行っているというか、これから展開をしていこうということでございます。

現時点では、国のほうのこの新たな法改正に基づく管理計画認定制度については、まだ、先ほど答弁ありましたが、都内でも4自治体のみで、実際にそれに基づいて認定を求めた件数というのも、板橋区で1件あっただけだというふうに聞いておりまして、多摩地域は、制度はつくったものの問合せもほとんどないという状況で、まだマンションにお住まいの方あるいは管理組合の方々が、制度そのものをあまりまだ周知していらっしゃらないということもあるので、今後、市としても、都の条例に基づく適正管理の届出事務を進めながら、国の法に基づく認定制度についても研究を深め、他の市の状況を勘案しながら、制度構築に向けて取り組んでいく必要があるかなと、そのように考えております。

ただこれ、あくまでも、認定をすると、おっしゃられるように、多少、市場価値が上がる可能性はあるんですが、古いマンションですと、例えば5階建てでエレベーターがついていないようなところもかなり市内には見受けられまして、管理は適正に行われていても、やはり上部階というんでしょうか、4階とか5階になると、エレベーターついていないと、値段を幾ら下げても中古マンションが売れないというお話も承っております。

こうしたことを総合的に考え合わせながら、また、さらには、なかなかマンションの建て替え、再生というのは、我が国では進んでいないというふうに言われておりまして、国の発表でも、これまで建て替えられたマンションというのは244件で、1万9,200戸程度ということでありますので、これについては、やはり60年とか70年とかになれば、当然建て替えも視野に入れて住民の皆さんが考えていただかなければならないわけだと思います。

これまでには一定の負担で、高層化することによって居住、言わば売るスペースを増やすことで、建て替えの費用の原資というのはある程度確保できたわけですが、今後、人口減少が急激に進んでまいりますと、売却床をつくっても、果たして事業そのものがペイするのかどうか。

いろいろな課題がやはり生じてくるのではないかとというふうに思っておりますので、市としても、国や東京

都の動向、あるいは専門家の意見等も聞きながら、先ほど申し上げたように、市内には229棟のマンションがあつて、一番古いマンションではもう55年を過ぎているというふうに向つております。

これらが今後も安全に居住できるように、適正に管理をいただくという支援とともに、次の建て替えに向けてどういう支援が自治体としてしなければならないのか、ここは今後の研究課題としていきたいと、そのように考えております。

○4番（藤田まさみ議員） ありがとうございます。細かく数字も出していただいて、本当にもう、その10年もたつと、もうこの40年以上の今、81万戸が2.4倍にもなるということなので、まだまだこの多摩地区では、その制度ができて使われて、まだ開始したばかりでもありますし、使われていないけれども、今後は結構やはりこの問題って大きくなっていくと思いますので、引き続き課題の検討と取組と御支援を検討していただきたいと思つています。要望して、以上で終わります。

○議長（土方桂議員） 休憩します。

午後零時7分休憩

午後1時15分再開

○議長（土方桂議員） 再開します。

次に、5番、下沢ゆきお議員。

○5番（下沢ゆきお議員） 一般質問をさせていただきます。

まず最初に、萩山駅北口地区のまちづくりについてお尋ねいたします。

令和3年3月に策定した第2次東村山市都市計画マスタープランの地域別まちづくりの土地利用の方針では、萩山駅周辺地域においては、都市計画道路3・4・3号線の整備や共同住宅の建て替え等に合わせ、日常生活を支える利便施設の集積を促進していくとしております。また、道路・交通整備網の方針では、3・4・3号線は、地域の防災性の向上や萩山駅へのアクセス性の向上のため、萩山駅北口の駅前広場と併せて整備を促進するとあります。

そこで、萩山地区のまちづくりについてお尋ねいたします。

まず最初に、都市計画道路3・4・3号線は、栄町のさくら通りが萩山駅北口までつながる計画となっております。現在は、野火止通りの交差箇所、萩山町との境界で止まっている状況にあります。具体的な計画が進んでいるのかどうかお尋ねいたします。

○まちづくり部担当部長（山下直人君） 都市計画道路については、都市計画マスタープランにおいて、道路ネットワーク上の位置づけを示し、優先的に整備すべき路線を明確にして、着実な整備を推進する考えを示しております。

具体的に、都市計画道路3・4・3号線の野火止通りから萩山駅北口は、位置づけとして駅へのアクセス性の向上に資する区間であり、アクセス向上路線となっておりますが、優先的に整備すべき路線を定めている東京における都市計画道路の整備方針、第四次事業化計画への位置づけはなく、現在、具体的な計画の検討には至っておりません。

○5番（下沢ゆきお議員） ありがとうございます。そこは承知しております。

続いて、萩山町1丁目、2丁目、4丁目は災害時活動困難度のやや高い地域とされており、特に4丁目は住宅の密集率が高く、全体的には車が1台通れるか通れないか程度の道幅が狭い箇所が多く存在しております。

地域の防災性の向上や住環境の改善、萩山駅周辺の整備、市内南北のアクセスの向上の観点から、都市計画道路3・4・3号線の整備が必要と考えております。今、難しいという、今の現状はお話し伺いましたけれども、これについての見解をお尋ねいたします。

○まちづくり部担当部長（山下直人君） 都市計画道路3・4・3号線は、御指摘のとおり地域での防災性の向上など、整備効果があるものと認識しており、都市計画マスタープランにおいても整備を進める考えを示しております。一方で、具体的な都市計画道路の整備となりますと、東京都全体で定めた優先整備路線への位置づけ状況に加え、多くの時間や財源、人的体制が必要となりますことから、周辺のまちづくりや道路ネットワークの状況などを踏まえ、事業着手の判断をしているところでございます。

以上のことから、都市計画道路の整備については、まずは、現在鋭意取り組んでおります連続立体交差事業と併せた駅周辺道路の整備や、広域的な道路整備を優先して取り組んでまいりたいと考えております。

○5番（下沢ゆきお議員） 優先整備に位置づけられていないということなんですけれども、市としてやはり長い目でですね、きちんとまちづくりの観点から、この道路の整備については見ていってほしいなというふうに思います。

3番目、今後、萩山公園の整備も進むこととなります。周辺の道路環境の整備も含め、まちづくりを進めていくということになると思います。都市計画の実現に向け、行政主導によりスケジュール感を持ったまちづくりの推進が期待されているところであります。

市内にはビッグプロジェクトが多く、優先度から見れば理解できますけれども、今後の東村山市の発展のためにも、この道路の整備というのは、前進させる必要があるというふうに考えております。萩山町在住の市長に、ぜひこの見解をお伺いしたいと思います。

○市長（渡部尚君） 萩山町につきましては、地域を横断する多摩湖自転車歩行者道において、散策やジョギング、サイクリングを楽しむ方が行き交っているほか、平成21年には、萩山公園の一部が東京都の民設公園制度によりまして萩山四季の森公園として整備をされ、このたびさらに公園の整備を進めるところでございます。

萩山町の土地利用の構成を見ますと、商業用地が減少し、住宅用地が増加をいたしております。中でも萩山4丁目は木造住宅が密集しており、安全・安心に暮らせる居住環境の確保という観点から、震災等への対策が求められるとともに、ちょっと入り口の道路が狭くて、2丁目、4丁目は袋小路的な感じになっていることから、やはり防災機能上、やはり課題があるなというふうには考えていますし、地域経済の活性化ということから考えましても、都市計画道路の整備の必要性は承知をいたしておりますので、先ほどもお話ありましたように、令和2年度に策定をいたしました、2040年度までの計画期間を有します第2次都市計画マスタープランには、御指摘の都市計画道路3・4・3号線と萩山駅北口の駅前広場を併せて整備するというを、初めて位置づけをさせていただいたところでございます。

しかしながら、先ほど来、所管の部長がお答えしていますように、3・4・3号線については、上位計画であります東京都の第四次の道路計画には位置づけが今のところございませんし、まだ道路計画に位置づけられた道路も全てやり切っているわけではございませんので、その辺はやはり、今行われている連続立体交差事業等、他の都市計画事業と併せてやはり推進していかなければならない道路を優先して整備させていただきたいなというふうに考えているところでございます。

ただ、都市マスに位置づけられておりますので、今後、東京都との協議で、次なる道路計画等が策定されるに当たっては、どのような位置づけをしていくのかということがありますし、都市マスにもありますように、

駅前には大きな都営住宅もありまして、今後これらもそれほど遠くない時期に、恐らく建て替え等の日程が上がってくる可能性もありますので、それらをにらみながら、今後、萩山駅の北口エリアの整備は考えていくことが最も現実的ではないかな、そのように考えているところでございますので、私も住民の一人として、下沢議員がおっしゃられること、よく分かりますし、私自身、議員の間には、ちょっとここは手がつけれなかったことで、私としても何とか展望が開けられればなど、そのように考えていますが、今は市長という立場で全市的な取組を考えなければならないので、今申し上げたようなことを視野に入れながら、今後検討を進めさせていただければと考えております。

○5番（下沢ゆきお議員） 市長ありがとうございます。ぜひまちづくり、推進していただければなというふうに思っています。道路が開いただけで地域が活性化するというものではないというふうに思っています。商店街も何も今なくなってきておりますし、共同住宅、要は都営住宅の建て替えとか、そういう契機に道路の整備、併せてできるだけ早い時期にお願いできればなというふうに思います。要望させていただきたいと思います。

続いて、萩山第二保育園跡地を活用したまちづくりについてお伺いいたします。

先ほどの萩山駅北口の地区のまちづくりというのは、やはりいろいろ関係面でも難しいということだというふうに思いますけれども、第二保育園については、今フリーハンドの状態になるわけですので、これは行政主導でまちづくり、どんなまちづくりができるのかというのを今描けるいいチャンスだというふうに思っています。そういった意味で、この萩山第二保育園の跡地についての、PDCAを、サイクルを回して、今後予定されている公共施設の再生、こういった一つの前例になるわけですので、ここら辺のところを一応確認していきたいというふうに思います。

まず、昭和44年6月の開園以来51年の歴史に幕を閉じました第二保育園、令和2年3月末の閉園から2年がたちます。ようやく同園の廃園後の利活用については、令和4年度に解体撤去して、同年中に売却されるという方針が打ち出されております。

そこで、4年度にあっては、公共施設再生計画におけるアクションプランの策定に取り組みされるということで、所信表明でもありましたけれども、今後の公共施設再生の推進にとって重要と考えることから、確認をさせていただきたいと思います。

まず、1、令和元年12月に民間事業者提案制度により採択されました事業者、一般社団法人Plus Deporteが提案した「第二保育園跡地で子どもや子育て世帯のための東村山市創生をすすめる民間事業を行う提案」についてお伺いしたいと思います。

まず最初に、事業内容と施設概要、施設規模、事業予算をお伺いしたいと思います。

○経営政策部担当部長（原田俊哉君） いただいた提案内容は、旧第二保育園の土地を活用して地域コミュニティ複合施設、フットサルスクール、カフェ及び民間学童クラブを建設し、地域の子供たちや子育て世代の方々、また、周辺にお住まいの様々な市民が集える地域コミュニティの場を創出する提案でございました。

なお、施設整備に関する詳細等につきましては、提案事業者のノウハウに触れる部分もありますことから、大変申し訳ありませんが、御答弁は差し控させていただきますが、少なくとも民間事業者提案制度の公募要件として、市は新たな財政負担を伴わないということを条件としていたために、そのような提案としてはなかったということでございます。（不規則発言あり）

なっていませんでしたと申し上げましたが、大変申し訳ございません。財政負担を伴わない条件としていたため、財政負担を伴わないような提案となっておりました。申し訳ありませんでした。

○5番（下沢ゆきお議員） 一応これは事業化、没になっている案件でありますので、ノウハウに触れる部分というお話なんですけれども、施設の規模とか事業予算、これは触れることはできないのでしょうか。

○経営政策部担当部長（原田俊哉君） 公民連携の基本的な考え方の中でもお示ししていますところがありまして、基本的には、やはり事業者さんの知的財産に当たる部分については、我々としても非常に大切にしていけることが、今後の東村山市にとっての公民連携の推進につながってくるというふうに思っておりますので、大変申し訳ありませんが、御答弁、差し控えさせていただければというふうに思います。

○5番（下沢ゆきお議員） 1点だけ確認させていただきます。この提案のあった事業については、上物を造って、先ほど言ったフットサルだとか、カフェだとか、学童クラブだとか、そういった地域コミュニティの核になるような施設をとということなんですけれども、これは、上物は事業者が建てて、それを、土地の使用料を御負担いただくという、そういう計画になっていたものなのでしょうか。

○経営政策部担当部長（原田俊哉君） 議員お見込みのとおりでございます。

○5番（下沢ゆきお議員） 本事業は、公民連携の三方良しの原則で採択されたものと承知しております。行政、事業者、市民サービスの向上の各視点で、当該案件が事業化されたときに、それぞれ何が期待されていたのか、そこら辺のところを検証させていただきたいと思っております。

○経営政策部担当部長（原田俊哉君） 本提案事業の実現により、市においては地域コミュニティの創出や普通財産貸付けによる収入増を、そして民間事業者においては新たなビジネスモデルの創出や市との連携による企業イメージの向上、これらの総体から市民の皆様においては、地域コミュニティの活性化や、スポーツを通じて子供たちの協調性を育てるなどの育成支援の点を期待していたというところでございます。

○5番（下沢ゆきお議員） 地域にとってみたら本当、地域のコミュニティの活性化ということで、すごくこの事業というのは期待されておりました。ただ、今、事業概要にもありましたように、ほとんどこの間、地域住民には、概要、中身、建物の概要すら説明されていないという状況が続いておりました。それについてはやはり、今、知的財産の関係でというお話ありましたが、やはりどのような概要のものができるのかというのは、地域住民に周知をしていただきたかったなというふうに思っております。

2番目に、結果的に事業化には至らず、事業者が提案した計画の事業化を断念したわけなんですけれども、事業者が提案した計画、事業化を断念した理由、これ、お伺いしたいと思います。事業者側の理由です。

○経営政策部担当部長（原田俊哉君） 採択以降、協議を進める過程において明らかになりました新たな課題がございまして、当該土地に係る用途地域上の制限がございまして。隣接する萩山第二児童遊園を活用した面的整備も含めて、事業者と市との間で様々な検討を行ってきたところでございますけれども、短・中期的に課題解決することが困難であるという判断に至りまして、提案事業者との間で協議終了の合意に至ったというところでございます。

○5番（下沢ゆきお議員） 事業化に至らなかったということで、その用途地域、面的整備、いろいろ皆さん方で御苦労されて、問題解決に向けて取り組まれたというのは承知しておるんですけども、事業規模の適正化ということで規模を縮小して、用途地域に合うような内容の計画に変更というのは、事業者のほうは計画はされなかったのでしょうか。また、そのような助言というのはなされなかったのでしょうか。

この事業化というのは、すごく皆さん、期待されていたわけですので、要は、事業化するようにやはり皆さんが御努力をされたというふうに私は認識しているんですけども、見解を伺いたいと思っております。

○経営政策部担当部長（原田俊哉君） 私どもといたしましても、大変、先ほど申し上げたとおり、今回の事業

の提案、すばらしいものであったというところがありまして、ぜひとも事業化することで、地域の方々のコミュニティの場の創出も含めて非常に期待していたところではございますけれども、残念ながら先ほど申し上げたようなことで、様々な課題があって、短・中期的に解決するのが難しいという判断がございましたので、基本的には断念したところです。

ちょっと事業規模を縮小してというところについて、もしかしたらそういう話もあったかもしれませんがけれども、私が知っている限りでは、そのようなことについては報告を受けておりません。大変申し訳ありません。

○5番（下沢ゆきお議員） 次に、当局からは事業化に至らなかった理由に、都市計画法上の用途容積、第一種低層住居専用地域であるため、基本的には住居系の建物しか建てられないということも挙げておられました。市として、いろいろ様々な課題克服のために取り組まれてきたことだと思いますけれども、具体的に、それ以外にどのような取組をなされたかお伺いしたいと思います。

○経営政策部担当部長（原田俊哉君） 若干かぶる部分もございますけれども、大きく用途地域上の課題に対して、2つの視点から検討を進めてまいりました。1つ目は、用途地域による建築物制限の緩和に関する検討でございます。これは、建築基準法による建築許可の可能性や、都市計画法による地区計画の活用などによる用途地域変更の可能性について検討を行ったものでございますけれども、いずれも検討に要する期間が非常に長期にわたること、また、検討の深度化により実現可能性が高まるわけではない不確定要素を多分に含んだ検討となるのが課題となりました。

2つ目は、隣接する萩山第二児童遊園を活用した面的整備に関する検討です。これは第二保育園の土地を公園区域内に含めた場合を想定して検討したものでございますけれども、例えば公園施設として整備する場合には、都市公園としての位置づけが必要になるとともに、その場合においても公園区域全体で建蔽率の制限が課題となるなど、こちらも実現可能性の見込みが低いということが課題となったところでございます。

このようなことを検討の課題といたしまして、検討を事業者と進めてきた中で、提案事業者と市の双方で協議継続は困難であるということで確認をし、今回、事業の断念ということに至ったものでございます。

○5番（下沢ゆきお議員） 4番目で、当該計画は、民間事業者提案制度により、令和元年7月15日から31日までの間に全国の事業者から提案を求めたところ、第二保育園を対象とした提案2案の中から、審査を経て採択されたものというふうに承知しております。

これまでの一般質問等で明らかになった市の考え方は、「将来世代にツケを回さず、時代の変化に対応した安心・安全な新しい施設に再生し引き継ぐ」という公共施設等総合管理計画の基本方針にのっとり、従来の考え方に捉われることなく、幅広い選択肢から、住民ニーズや社会環境の変化なども踏まえ、最適な方法を検討していくと説明を受けております。

公平性の観点からも、一事業者からの提案を、事業化に不調に終わって、短期間に売却の方針を打ち出しておりますけれども、住居系用途地域にある公有地の有効活用について、改めて広く公平に民間事業者から、事業化に向けた、より有益な提案を受ける機会を設けるべきと考えますけれども、所管の見解をお伺いいたします。

○経営政策部担当部長（原田俊哉君） 当市の民間事業者提案制度は、民間事業者の主体的な発意によって、市民サービスの質や満足度を向上させるための事業等の提案を公募で受け付け、採択後に市との事業化の協議が調った場合には随意契約を保証するとしたもので、この点におきまして広く公平性を担保した上での検討がなされているものというふうに考えています。

その上で、当該地につきましては庁内検討における行政需要もないということが判明しましたので、令和4年度当初予算におきまして、当該地売却による財産収入を計上し御決いただきましたので、現状では、条件を付さない競争入札による売却に向けて準備を進めているところであり、活用用途や方法を限定するような検討を行うことは考えていないところでございます。

○5番（下沢ゆきお議員） 今の答弁を聞いていて、これ、公募をかけたのは2週間ぐらいですよ、民間提案の。その間に第二保育園の跡地の利用ということで提案がありました。ずっと事業化に向けてこの事業者との間で協議が、詳細協議が続いて、結果的に事業化断念ということになりましたけれども、広くやはりそれ以降、内部で行政需要がないというのは分かりましたけれども、民間の提案というのを広く受け入れる、そういうことを考えなかったのでしょうか。この事業を断念してから予算、当然3月までの間ということなんですけれども、そういう話も何も出なかったのでしょうか。

まちづくり担当部局のほうからは、やはりこれだけの土地、1,800平方メートルの土地です。なかなか生まれられないというふうに思います。そういった意味で、どのような使い方をするかというのは、やはり真剣に考える必要があるのではないかとこのように思いますけれども、いかがでしょうか。

○経営政策部担当部長（原田俊哉君） 民間事業者さんとの関係性も含めて、庁内で行政需要の確認を行ったところもございまして、また、民間事業者提案制度の2回目以降という点においては、現在、現行の提案制度における事業効果の検証作業を進めておりますし、その上で課題を整理していきまして、改めて2回目の提案制度の実施の可否についても考えていきたいなというふうに思っています。

一方で、東村山市と民間事業者の公民連携によるまちづくりに関する基本方針の中では、基本的には、広く民間事業者さんとの関係性を続けていく、民間事業者さんと公民連携をしていくという点において、基本的には、随時、民間事業者さん等からも御提案は受け付けておまして、この間も幾つかいただいた御提案の中で、連携協定を結んで、検討を進めるようなこともしてきておりますので、そういった流れの中で、民間事業者さんからも御提案があれば、また協議が進められた可能性はないわけではないというふうに思っております。

○5番（下沢ゆきお議員） ぜひ広くですね、事業者から提案を受け付けるというのも可能だというようなお話なので、そこはやはり再考の余地があるのかなというふうに思っています。当初からこれは、用途制限があってなかなか難しいというところで、この事業を採択したという経緯があるわけです。したがって、これを更地にした段階で、これはこういう地域であるというのを、やはりきちんと条件を付した上で提案をもらうというのは、筋ではないかというふうに思っています。

5番目で、地元住民の憩いの場でもあり、コミュニティ形成の役割を担っている萩山第二児童遊園が隣接しております。本年7月からは指定管理者となるアメニス東村山市立公園グループや、公園利用者、地域住民からの要望もしっかりと受け入れて公共施設の再生を進めるべきではないかと考えますけれども、考えをお伺いいたします。

○経営政策部担当部長（原田俊哉君） 施設再生は、学校を核とした複合化や多機能化が基本的な考え方としておりますが、原則として全ての施設を対象としているもので、単に箱物である施設の再配置にとどまらず、維持管理や運営手法の検討、サービスの見直しや質の向上を目指すという視点も含めて検討していくことに大きな意義があるものと考えております。

令和5年度にかけて、公共施設の具体的な整備手法や当面の優先順位を明らかにした施設再生アクションプランの策定を進めてまいります。この策定におきましても、将来にわたり必要とされるサービスや、その質

の向上といった点について、複合化、多機能化する施設のイメージを共有しながら、市民の皆さんと共に考えていくことが不可欠であるというふうに考えています。

○5番（下沢ゆきお議員） 今後の建物の解体工事、これを控えているわけですが、スケジュール的なことにつきましては初日の所信表明の中で明らかになってきましたけれども、萩山第二児童遊園内に立地しております萩山集会所、築47年と非常に古く、老朽化に加えて高齢者の利用に配慮が必要な状況にあります。入り口の階段が、段差があまりにも高い。それから、要は和室であるということ、便器についても和式であるということで、非常に不便を感じているところであります。

今後の公共施設再生に向けた行政主導の地元住民説明会を開催することは必要と考えておりますけれども、開催予定について具体的にお伺いしたいと思います。

○経営政策部担当部長（原田俊哉君） 学校を核とした施設再生につきましては、検討から設計、実施に至るまでには、いましばらく時間を要しますことから、現に進んでいます老朽化への対応として、必要な修繕を施すなどの適切な維持管理については、施設を安全に御利用いただくための大切なポイントとして認識しております。施設の現状確認をしてみたいというふうに考えています。

先ほども御答弁申し上げたとおり、公共施設の再生に当たりましては、今後も引き続きしっかりと多くの市民の皆様と意見交換をさせていただく必要があると考えており、施設再生ディスカッションペーパーでお示しする論点を基に、施設運営やサービス提供に関わる組織や団体との協議の場や、地域住民の方との意見交換の場などを積極的に設けてまいりたいというふうに考えています。

また、旧第二保育園の解体に当たりましては、一部建材にアスベストが含まれていることが分かっておりまして、一定の工事期間を要しますことから、地域の方に向けた説明会の開催を予定しておりますので、時期等、詳細決まり次第、お知らせしたいと考えているところでございます。

○5番（下沢ゆきお議員） 建て替え、解体工事の関係の説明会に併せて、ぜひ集会所の施設再生に向けての今後の取組みたいなものについて、ちょっとイメージが皆さん湧かないと思うので、そこら辺も含めて説明をしていただけるとありがたいなというふうに思います。要望させていただきます。

続いて、最後の質問になりますけれども、施設再生、売却に私は、売却反対しているということではなくして、我々のやはり公有財産なので、それをやはり将来にわたって有効に活用してほしいという、そういう思いでこの質問をさせていただいております。そこを理解いただきたいと思います。

公有地売却は、市民の共有財産の処分という観点から、一般競争入札によりできるだけ高い価格で売却し、成果を還元していくことが原則と承知しております。まちづくりの観点での活用や公共の福祉に資する利用が必要な土地については、条件をつけた売払いや土地利用計画を審査して売却先を選定する方式を採用することにより、総合的な観点から見て最も公共の福祉に資する売却を行う必要があるというふうに考えております。

国でも、地方公共団体のサウンディング型市場調査の手引を示しております。当市でも多く採用している実態があります。公共施設の再生では、今後の先例ともなる第二保育園の跡地の利活用については、民間事業者のノウハウを活用した提案を大いに期待することができるというふうに判断しています。

今、先ほどの答弁でも、所信表明の市長からの答弁でも、条件を付さない競争入札というお言葉がありましたけれども、現時点で売却方法をどのように考えているのか、もう一度、所管の見解をお伺いしたいと思います。

○経営政策部担当部長（原田俊哉君） 今回の公有地の処分につきましては、公共施設再生計画にも掲げている

ように、当該施設が担っていた保育という行政機能が着実に地域内で代替されましたことから、原則としている競争入札による処分を進めるもので、広く今後の公共施設再生の推進を捉えると、その財源効果は次の世代につなげていくための大切な資産であり、このような観点も考慮したマネジメントが肝要と捉えております。

今後の先例となるという点からいたしますと、当市の施設再生推進の先駆けとなりました公共施設白書でもお示ししておりますように、今後30年というスパンで必要となる施設の大規模修繕や建て替え費用の見込みは900億円を超えており、公共施設の更新問題を正面から捉える上で、基礎自治体の最も重要な役割である市民の命や安全の確保といった基本的な姿勢に加え、将来世代にツケを回さないよう、施設の再配置や建設、維持管理手法を積極的に転換して財源効果を生み出し、いかに財源負担を軽くしていくかという観点も必要不可欠な要素となるというふうに考えております。

こうした基本的な考え方に立って、当該地の売却方法については、これまでの提案制度による事業化や他の行政目的での利用検討を経て、結果として具体的な用途の設定に至らなかったことを踏まえ、成果を還元していくという原則に基づいて、これまでも実績があります、条件を付さない形でのインターネットオークションを活用した競争入札による売却を予定しているところでございます。

○5番（下沢ゆきお議員） インターネットによる公有財産の売却ということで、前例が東村山の中ではありますけれども、本当にあの土地をインターネットにより、価格だけで売却するのが本当にいいのかどうか、そこはやはり再考の余地があるのかなというふうに思っています。

売却に当たっては、やはり住宅用地としての活用があそこは見込まれる土地であります。また、一体的な開発が期待できる規模でもあります。新たな町並みづくりに向けて、民間事業者の創意工夫を最大限に活用して、少なくとも購入後の整備事業計画、価格はもちろんですけれども、総合的に比較評価するような総合評価方式による売却先の選定を検討してもどうなのかというふうに私は思います。

他市では、公募型プロポーザル方式、サウンディング調査等、いろいろ住宅地にある公有財産の売却については、いろいろ工夫して、売却の方法を検討して打ち出してきております。そういった他市の例も研究させていただいて、まだ時間があると思うので、これは解体してから、やはり現地説明会をしたりとか、多くの事業者目に触れてもらう必要もあるのかなというふうに思っています。

所信表明の中で市長から、第二保育園の思い出に関する特設ページをホームページ等に開設して、広く地域の住民や、それから卒園生あるいは保護者から、そういった思いを寄せていただくということなんですけれども、そういった過去の思い出というのもすごく大事ですけれども、これからあの土地がどのような地変わっていくのか、まちが変わっていくのか、そこはやはり、みんな関心持っていることだと思うので、そこら辺についても、せっかく特設ページを開設するのであれば、そのような項目もぜひ皆さんから拾っていただきたいなというふうに思います。要望して終わります。

○議長（土方桂議員） 次に、6番、小林美緒議員。

○6番（小林美緒議員） どうぞよろしく申し上げます。下沢さんの熱い萩山地区の公園の話から、次の期待が高まる前川公園のことを中心に私のほうは聞いていこうと思いますので、よろしく申し上げます。

未来への投資を無駄にしないために今みんなで共有すること。

この間、東村山駅の連続立体交差化事業の取組、久米川駅南口駅前広場の再整備の方向性が示され、前川公園の整備に向けた事業、萩山公園の取得と市立公園指定管理者制度の導入など、大規模な予算をかけ東村山の未来への投資をしていくことが、これからも考えられます。様々な役割を持つ駅前広場や、公園の活用や整備

は、市民にとって期待の大きいものでしょう。しかし、担当する所管は多岐にわたり「まち」としての大きなビジョンが描かれていなければ、その価値を最大限に発揮できない可能性も十分にあり得ます。

アフターコロナを見据えた、現在、東村山の持つ資源、掛ける未来の「まち」への投資が大きな希望となり、人が集う魅力ある東村山になるために、今できることを改め考えて、質問したいと思います。

(1)です。まず、以下の事業費の見込額を伺います。これまでの様々な議会での答弁で出てきているものも多数ありますけれども、改めて聞いてまいりたいと思います。

東村山駅連続立体交差化事業、総事業予定価格、久米川駅南口駅前整備事業、これはまだ取りかかったばかりなので、予定として出ていればということです。前川公園、購入予定価格、萩山公園、購入価格を改めて伺います。

○まちづくり部長（粕谷裕司君） まず初めに、東村山駅付近の連続立体交差事業の概算事業費につきましては725億円、次に久米川駅南口駅前整備事業につきましては、現在整備の方向性を検討する段階にありまして、事業費は未定となっております。

続きまして、このたび取得しました萩山公園、お茶の水女子大学からの購入価格でございますが、9億12万4,000円となりまして、こちらにつきましては、令和4年4月28日に所有権移転登記を完了しております。

最後に、前川公園の購入予定価格でございますが、土地及び物件補償を含めまして、約26億円を見込んでいるところでございます。

○6番（小林美緒議員） 本当に決して安い買物ではないですし、本当に投資していく感じが私もすごくこの金額見ていて、ここの数年で大きく動いているなどというを感じているんですけども、地図を見ていると、この周りのお茶の水女子大学が持っている、もう一つの畑になっているところだったりとか、あと前川公園というところ、こっちの西側の民地とかも、都市計画上では萩山公園とか前川公園というくくり、網かけになっていると思うんですけども、その認識としては合っていますか、私。

○まちづくり部長（粕谷裕司君） 議員お見込みのとおりでございますが、萩山公園の予定地のお茶の水女子大がまだ持っている土地につきましては、まだ幼稚園ですとか小学校、この活用に使っていきたいということでございます。

また、前川公園につきましては、今回取得を予定しているシチズングラウンドの西側、こちらについても公園の一部になっておりまして、そのうちの一部は、約300平方メートルは既に市で取得しているところもございます。

○6番（小林美緒議員） 例えば、これ今後、今の両方の土地について、売りますというようなお話が来れば、当然、市としては購入も考えていくという認識はあるんですか。

○まちづくり部長（粕谷裕司君） そのときの財政状況等にもよりますが、基本的に、都市計画事業として取得することは考えていきたいと考えております。

○6番（小林美緒議員） (2)です。(2)から下、ちょっと、前川公園について、これから購入ということになると思うので聞いていきます。

前川公園は、今後、令和5年度に土地買収契約の締結を経て購入する予定と示されておりますが、防災としての機能を持った公園にすることは、現段階で決定をしているのかどうか聞きたいです。これまで測量などに3,000万円余をかけてまいりましたが、仮にこの雨水貯留施設を設置した場合、必要な工事やその金額などについて、もう既に検討がされているのかどうか伺います。

○まちづくり部長（粕谷裕司君） 昭和37年に都市計画決定された前川公園につきましては、前川沿いの地域の長年の課題である溢水対策等の防災機能に加え、緑地保全機能や市民スポーツ・レクリエーション機能等の向上に資することを目的に取得するものでございまして、議員御質問の雨水貯留施設を設けることは、前川の溢水対策に非常に有効だと考え、現在検討を進めているところでございますが、雨水貯留施設につきましては、貯留施設単体で計画を進めるのではなく、前川全体の改修計画の中で、その構造・規模が決まってくるものと捉えております。

したがいまして、現段階においては、前川全体の河川改修計画ができていないため、雨水貯留施設に必要な工事の内容や金額についてはお答えできないことを御了承願いたいと存じます。

○6番（小林美緒議員） そうですよ。はっきり出てきたりはしないだろうなと思っていたんですけども、恐らくかなり、もしつくとなれば大きな工事になるし、もちろん金額もかかってくるんだろうなという感覚があって、1点ちょっと確認なんですけれども、東久留米市の白山公園みたいな調整池のような構造も検討はしているのでしょうか。

○まちづくり部長（粕谷裕司君） 地下貯留式とか、あとはオープンでの貯留式って、いろいろ方法があるんですけども、地質的にどれが一番いいのかとか、あとは将来的なスポーツ施設として見たときに、どういった形がいいのかというところは、検討はしているところでございますが、どちらにしようかというところは、現在、決めていないところでございます。

○6番（小林美緒議員） 3番です。隣接する企業の敷地内にもスポーツ施設や駐車場などが見られます。このような部分で地元企業と公民連携を図り、例えば一部お借りするようなことは検討したことがあるのか。また、全ての敷地を特定のスポーツ施設のみにすると決定せず、子供からお年寄りまで多目的に使用できる、人が集まる核として広く検討しているのかどうかというところを伺います。

○まちづくり部長（粕谷裕司君） 前川公園に隣接するスポーツ施設といたしましては、興和株式会社のグラウンドがございまして。現在コロナ禍により利用ができないとのことでございますが、過去には、市の軟式野球連盟や地元の少年野球チームがグラウンドをお借りした実績があるとのことでございます。ただし、研究所という施設の性質から、誰にでもいつでも貸出しを行っているわけではないことから、市として借用することを具体的に検討したことはございません。

次に、多目的に使用できる施設にという点でございまして、シチズン健康保険組合東村山グラウンドにおいては、グラウンドやテニスコート以外にも、芝生のオープンスペースやバーベキュー施設、駐車場が併設されておりますので、そのままの状態でも市立公園とした場合には、レクリエーション機能などが格段に高い施設となります。

また、東村山市スポーツ推進審議会の答申におきましても、限られたストックを有効活用するためには、特定の用途に限定するのではなく、多機能化や複合化を図るなど、子供、高齢者、障害者など、誰もが利用できる施設へ転換する必要があると提言されておりますことから、前川公園につきましても同様の視点で、老若男女問わず、多くの方に御利用いただける、議員がおっしゃるような、人が集まる核づくりについて検討してまいりたいと考えております。

○6番（小林美緒議員） 航空地図で見ると、興和さんのところ、数えると80台ぐらい駐車場とかもあって、お借りできたらどんなにいいのか、今の前川公園の駐車場だけじゃ足りないねとなって、そこでいろいろなところから削って、例えばバーベキュー場がちっちゃくなるとかというぐらいだったら、何か例えば一部お借りし

て有効活用できないかなって、そういうところで公民連携できないかなというのは、ちょっと単純に私が考えたことだったので、確かに今おっしゃっていた、研究所だからなかなか入れないというのは、確かにそうだなと聞いていて思いました。

今後考えていくときに、あそこが必要だなという可能性もないことはないと思うので、もしお話しするチャンスなんかがあれば、ぜひ前向きにお話ししていただくのも一つの手かなというのは思ったところです。

今、スポーツ審議会の答申も、私も確認しましたがけれども、やはり今おっしゃられたように、皆さんで使えるところになっていくといいなというのは思っていて、やはりスポーツ施設としてという、今ある、目に見えているので、どうしてもそこに寄りがちだとは思うんですけども、あそこを暫定的に使うという利用はもちろんあったとしても、この先のビジョンをしっかりと描いた上で使っていくという使い方をしないと、先がぼやけるような気がしてしまうというのがあって、ちょっと今回この質問をしています。

次の質問にいきます。雨水貯留施設を設置する場合、工期など時間を要すると思われそうですが、その場合は暫定的にグラウンド部分の使用を開始すると検討しているのか伺います。

○まちづくり部長（粕谷裕司君） グラウンド部分をなるべく早い時期から利用したいという御要望があることは承知しておりますが、当該地につきましては、今後、雨水貯留施設を設置することを想定して取得するものでございますので、この工事がいつから開始できるのか、また既存のクラブハウスにつきましても、耐震化やバリアフリー化がなされていないため、公共施設として引渡しを受けることは難しいものと考えておりますことから、解体撤去工事の期間も必要でございます。また市立公園条例であったり、また体育施設条例の整備など、多くの要素を整理する必要があると考えております。

このことから現段階では、可能性も含め、どの時期に、どの部分を御利用いただけるということを申し上げることはできませんが、議員御要望の事項も要素の一つとして加味し、関係所管と協議を進めてまいりたいと考えております。

○6番（小林美緒議員） 分かりました。とにかくどうするか決まらないままずっと寝かせておくということだけはしないでいただけたらいいなというのは、もう皆さん思っていると思うんですけども。

次、前川公園、シチズングラウンドは、企業の福利厚生施設としての役割を一定果たしてきたと考えます。市民からは、見たとおり野球場やテニス場、これまで多くの希望があった野口町集会施設、防災備蓄倉庫などを望む声が聞かれますが、仮に令和5年に購入した場合、どのように優先順位をつけて整備していくのか。また、周辺の道路や動線に課題はないか伺います。

○まちづくり部長（粕谷裕司君） 現在、前川公園予定地の、特にシチズングラウンドの部分につきましては、テニスコート、野球場等のスポーツ施設であったり、バーベキュー場や芝生のオープンスペースのレクリエーション機能が担える施設等が既存していることは先ほど答弁したとおりでございますが、そのほか、集会施設を含め様々な御要望があることは認識しているところでございます。

前川公園の整備につきましては、各関係所管の課題や問題点等を把握しながら事業を進めてまいりたいと考えておまして、市長が令和4年3月定例会の中で御答弁申し上げましたとおり、関係部署が多方面にわたることから、前川公園庁内連絡会議として、野崎副市長を中心とした会議体を設けたところでございます。今後は、同会議の中で整備について協議を進めていく予定としております。

○6番（小林美緒議員） 周辺の道路や動線に課題はないですかということもあるんです。御質問しているんですけども、特段そこに対しての御答弁は、大きな課題ということでもいいのかしら。

○まちづくり部長（粕谷裕司君） 先ほど申し上げました前川公園庁内連絡会議において、道路所管である道路河川課も入っておりますことから、今後そういった課題についても共有して対処していくものだと考えております。

○6番（小林美緒議員） もう皆さん御案内のとおり、グラウンドを挟むようにある市道267号線1と市道276号線は、本当に間違いなく緊急車両が行き交う幅員も絶対にはないですし、今後、より人が集まりやすい公園にするということであれば、その道路づけも含めて、やはり検討が必要になってくるんだろうなと思いますし、ちょっと部長の御答弁の中にあつた庁内連絡会議という会議体が、野崎副市長のあれでできたということだったんですけれども、もうそれは動き始めているのでしょうか。

○まちづくり部長（粕谷裕司君） 前川公園庁内連絡会議、もうちょっと具体的に申し上げますと、部署としては企画政策課、そして防災防犯課、市民スポーツ課、市民協働課、そして道路河川課、みどり公園課、こちらの所管が入っております会議体を設けているところでございます。なお、5月13日に、既に第1回の連絡会議を開催したところでございます。

○6番（小林美緒議員） よかったです。本当にそういう会議体をつくってほしいなと思って質問を考えていたので、よかったなというのが、今、素直な感想です。分かりました。

それでは、次いきます。防災の観点から考えると、やはり市民の安全というのは守られなければならないので、防災上のことはもう整理されたと考えた上で、ちょっとこの後聞いていきますね。

6番です。市内スポーツの観点から、オリンピック・パラリンピックが終わり、ホストタウンとして東村山にお迎えすることはかなわなかったが、ボランティアの募集人数等を見ると、市民の間でのレガシーが少なからずあったと思われまます。

スポーツセンター、運動公園、市内スポーツ施設の老朽化や、スポーツ人口が減っている状況下での市民1人当たりがスポーツ施設を利用する頻度や、そこに係る経費など、今後の課題は山積みであります。今後の方針や、上記、公園等の利用について、検討していることがあれば伺いたしたいと思います。

○地域創生部長（東村浩二君） 東京2020オリンピック・パラリンピックにおきましては、当市のボランティアに総勢550名もの市民の皆様の御応募をいただき、その後、開催したセミナーなどを経て、新たに10名の方をスポーツ推進委員に委嘱させていただくなど、オリ・パラを契機としたスポーツやボランティアに対する市民意識の高まりがレガシーの一つとなっていると受け止めております。

また、令和3年3月定例会の施政方針説明におきまして、市長より前川公園の公有地化が表明されましたが、都市計画公園と共にスポーツ施設が開設されることになれば、まさにオリンピックイヤーにこの決断がなされ、今後、前川公園もスポーツ施設も市民の皆さんの財産になるということも大きなレガシーになるものと認識しております。

こうした機運の高まりや環境整備の必要性、スポーツに対するニーズの多様化などを踏まえますと、まずは都市公園である前川公園の設置目的に基づいて、公園全体に求められる様々な役割や機能について、先ほどの庁内連絡会議で整理する中において、スポーツの振興や地域活性の所管部といたしましては、やはり現シチズングラウンドの既存のグラウンドやコートなどを生かしたスポーツ施設としての役割や機能についても、前川公園の整備の中に位置づけを持たせていただくというところから進める必要がございます。

今後、スポーツ施設の位置づけが一定なされましたら、方針につきましては、平成31年3月に策定いたしました東村山市スポーツ施策基本方針や、去る3月11日にいただきましたスポーツ審議会からの答申などを踏ま

え、公共スポーツ施設の機能向上や維持管理の効率化などを図るため、公共施設再生計画と併せて公共スポーツ施設の再編の方向性について具体的に検討してまいります。

その検討に際しましては、議員御指摘の公園としての利用をベースに、市民スポーツ施設に対する多様なニーズや、市内スポーツ施設全体の再編・再配置、そして効果的で持続可能な運営手法などの課題を的確に捉え、方針に反映しながら、市民の皆様の健康増進と、当市のスポーツ振興に資する公園や施設の整備につなげていくところを検討しているところでございます。

○6番（小林美緒議員） 今、公共施設再生計画を進めていく中で、方針としては、これから新しい箱物みたいなものはつくらずに、統合したり再編したりしようとしていますよね。その中でやはりこういう大きい買物をしていくということなので、どんな地域とか、どんな施設にしたいとか、やはりどんな人の流れをつくりたいのかというのが、やはりばんと大きく出ていないといけないなというのを、すごく大切なんじゃないかなと思っています。

スポーツセンターや運動公園や運動施設は、やはり野球ができて、サッカーができて、テニスができて、ちゃんとしたトラックがあってというように、運動公園の整備等を通じて、まとめてスポーツの核となるようなところを位置づけたいんじゃないかなと私は思っていて、逆に前川公園は、スポーツにとらわれず外からも人が公園に来やすいところ、この公園を目的にやってこられるようなものにしてはどうかと考えています。

何となく今の御答弁聞いていると、スポーツ施設がまずあってというような印象はあったんですけども、人の来られるスポーツ施設というよりは、人が集う場所だけどスポーツもできるみたいな、そういう整理の仕方のほうが個人的にはいいかなと思っています。

今回、野球場とテニスコートがあって、市内にほかにも野球場とテニスコート、今一定あって、じゃあ本当に今ないのはどこかといったら、サッカー場がないよねみたいな話にもなってくるんですけども、改めて公共スポーツ施設の整理の仕方について、もう一度、部長の御答弁いただいてもいいですか。

○地域創生部長（東村浩二君） 御指摘のとおり、前川公園とともにスポーツ施設が整備されれば、市域の東西それぞれに核となる屋外スポーツ施設を有した公園が配置されることとなりますので、他の屋外スポーツ施設との再編や再配置を順次実施して、将来を見据えた持続可能な公共スポーツサービスが提供できればというふうに考えております。先ほど申し上げました審議会からの答申を踏まえても、こういったこと、こういった視点で検討することが重要であろうと考えております。

また、公園とスポーツ施設が財産として開設されるということの一方で、既存の他のスポーツ施設は、土地所有者の方からお借りしている用地もございますので、前川公園の施設を活用することができれば、公共施設の一つであるスポーツ施設も再編・再配置、あるいは持続可能な財政運営ですとか施設運営に資するような整理が一定できるかなというふうに考えますので、両面から効果の高い事業として、今後の整備に臨めればいいかなと考えております。

○6番（小林美緒議員） 7番、駅前の再整備や、上記公園などが多目的に外から人を呼べる、人が集う核としての公園整備をした場合、地域資源をより生かし、アフターコロナを見据えた計画として進めることも可能と考えます。まちの価値を上げる視点から、上記駅や公園について検討することがあれば伺います。

○まちづくり部長（粕谷裕司君） まず初めに、駅周辺でございますが、東村山駅周辺では、にぎわい・交流の創出に向け、市内事業者や子育て世代の方々と共に企画した社会実験マーケットイベント「そらいち東村山」を開催し、高架下や駅前空間の活用可能性について検討を進めております。

また、久米川駅周辺につきましては、現在、駅周辺の自治会や商店街、市民活動団体などの皆様と、南口駅前広場の再整備の方向性について、駅前空間の活用可能性を含め協議をしており、再整備後のにぎわい・交流の創出につなげていきたいと考えております。

次に、市立公園につきましては、指定管理者の指定の際にも御答弁申し上げてまいりましたとおり、1つの指定管理者に市内169か所の市立公園を同時に管理してもらうことで、スケールメリットを生かして、市内全域の公園における全体的・統一的活性化を図ってもらうこと、エリアマネジメントによるまちづくりの活性化、市民協働事業推進等の効果も期待できるものと考えており、この市立公園を活用したエリアマネジメントによるまちづくりとは、公園管理を行う指定管理者による主導的な働きかけによる新しいボランティア事業や地域事業者との地域連携事業を自ら創出していくことで、地域の人々のつながりが希薄化している地域や、地域事業者との連携が見られない地域においても、公園を起点として人々や地域事業者とのつながりを創出し、地域全体の活性化を図っていく取組と捉えております。

ここで7月1日より指定管理者へ管理が移行しますが、指定管理者からも提案されている具体的な取組として、花や緑に関する情報交換室の設置であったり、コミュニティガーデン事業としてのハーブガーデンの運営、ボール遊びができる1 dayプレーパークの開催、自然の基本知識に関する自然マスター認定制度の創出、ネイチャー体験イベントや自然観察会の実施、防災体験キャンプの開催等いただいておりますので、公園を地域交流の拠点、憩いの空間及びにぎわいの創出につなげていきたいと考えております。

○6番（小林美緒議員） この7月1日から指定管理がスタートしますが、前川公園については、取得後、この指定管理者が管理をすることになりますか。

○まちづくり部長（粕谷裕司君） 前川公園につきましては、取得後、雨水貯留施設を設けたりであったりとか、あとは一定の整備が必要と考えております。その整備が完了したら、基本的には、公園の在り方検討の中でも指定管理者にお任せするというのもうたっておりますので、基本的には指定管理者の管理になるのではないかなと考えておりますが、今回、指定管理者となるアメニス東村山市立公園グループが、そのまま再度議案にかけて指定管理者となるのか。または別の事業者を募集してなるのかというところは、また今後検討する課題なのかなと考えているところでございます。

○6番（小林美緒議員） 当該地って、市内でも数少ない準工地じゃないですか。なので、やはりやれることというか、チャレンジできることがかなり多くあると思いますので、私としては、公園のプロの人たちに市内全体のデザインを描いてもらったときに、公園の中で足りない要素がこんなものがあるんだよという話が出てくるんじゃないかなと思うんですけども、その場合には、私は、今、庁内検討会議、やっておりますけれども、例えば一緒にお話をしてもらうとか、一緒に考えていくことも必要なんじゃないかなって個人的に思っていますけれども、見解はどうですか。

○まちづくり部長（粕谷裕司君） まさにそのとおりでございます。アメニス東村山市立公園グループに関しましては、全国各地で指定管理者として公園の管理を行っていることから、公園に関するノウハウは十分に持っているものだと認識しております。こうした知識の中で、前川公園について、どのような施設がふさわしいのか、こうしたところも意見として伺っていただければと考えているところでございます。

○6番（小林美緒議員） 8番、今後、市内施設の統廃合など、地域の核となるものを位置づけ、生かし、管理計画していく視点から、上記駅や公園について考えることがあれば伺います。

○まちづくり部長（粕谷裕司君） まず、駅周辺について申し上げます。東村山駅や久米川駅周辺は、市の中心

核として、にぎわいと交流を生む商業機能、シェアオフィスをはじめ多様な働き方を可能とする業務機能を強化するとともに、行政、文化、教育、福祉、子育てなどの様々な機能の集積に取り組むこととしております。

このため、東村山駅周辺では、連続立体交差事業と併せて周辺の基盤整備を進め、高架下や駅周辺空間を利用した、にぎわいと交流の創出に取り組んでまいります。また、久米川駅周辺では、南口駅前広場の再整備や踏切の改善により、安全で快適な利便性の高い都市空間の形成に取り組んでまいります。

次に、公園につきましては、従前より御説明申し上げているとおり、今後、指定管理者が市立公園を実際に管理運営しながら、それぞれの公園と地域の特性を把握し、各公園で市民や地域団体と協働事業等を推進する中で市民ニーズなどを捉え、公園の在り方を整理し、市立公園の機能の再配置や公園施設の有効活用、公園施設のリニューアルや再編・再整備に向けた計画を作成し、取りまとめることを目的とした公園実態調査を実施してまいります。

この調査が完了いたしましたら、その結果を踏まえて、地域住民と指定管理者、市の3者で協議・連携を図り、公園施設の修繕や補修、再整備を実行していくことが望ましいと考えておきまして、再編・整備計画の策定に当たり、特段公園の廃止を前提するという考えではございません。

○6番（小林美緒議員） すみません、私の質問の書き方が悪かったみたいで、どちらかというと、施設再生でどんどんコンパクトにしていく中で、新しく購入していく土地とか、公園再整備するものについて、減らしつつ価値を高めていくという視点で御答弁ちょっといただきましたかったなと思ってたんですけども、またこれは今度にしますので、大丈夫です。

次、9番です。防災については、市民の命と財産を守る視点から整備されることが当然であると考えた上で、昭和37年に決定した都市計画や河川整備計画などを踏まえ、前川公園についての課題などがあれば、改めて進捗とともに伺います。

○まちづくり部長（粕谷裕司君） 東村山都市計画公園第3・3・2号前川公園につきましては、昭和37年7月26日に都市計画公園として決定されて以降、都市計画変更せずに現在まで至っているところでございます。このことから、取得を予定しておりますシチズン健康保険組合東村山総合グラウンドの形状と都市計画公園の区域が若干、合致していないところもあるため、改めて都市計画変更の手続を行う必要があり、令和4年度においては、都市計画変更手続を進めてまいりたいと考えております。

また、第2次東村山市都市計画マスタープラン及び東村山市みどりの基本計画2021において、前川公園の整備に当たっては、市民交流の場やスポーツ施設の整備に加え、防災等の機能の拡充がその目的として掲げられており、地域の防災機能を強化する役割が当該公園に求められておりますことから、公園整備に関連する部署が多岐にわたり調整が必要なこと。

そして、公園活用につきましても、雨水貯留施設や公園整備期間中、既存の運動施設をどのように活用していくのか、また、公園整備後、指定管理者制度を当該公園においても導入することも考えておりますが、手続上どのような形で進めていくべきかなどが検討課題であるものと認識しているところでございます。

差し当たっての課題といたしましては、約26億円という取得費につきまして、国・都の補助金を最大限充当し、過大な一般財源の負担は避けなければならないことが課題として掲げられますことから、国や東京都に対しまして、なるべく早い時期に、理事者をはじめ組織として積極的な財政支援の要請活動を行っていきたいと考えているところでございます。

○6番（小林美緒議員） 東京都の整備方針か何かの改定案でも、重点、何でしたっけ、81個の公園の重点化を

図るべき、公園でしたっけ、に一つになっているので、ぜひ予算取れるように頑張りましょう。お願いします。

最後です。全体像をどう捉えていて、どんな東村山をつくりたいか。これが明確になった上で、市民と市役所が同じゴールに向かってまちづくりを進めていくことが最も重要だと考えます。これには市長の描くビジョンがはっきりと示されるべきであります。お考えを伺います。

○市長（渡部尚君） まちづくりで市長が明確なビジョンを示すべきと、まさにそのとおりでと思います。私もこの間、市長に就任して4回選挙やらせていただいて、選挙のたびに一応ビジョンとかマニフェストを出させていただいて、3年前の選挙では、ひと・まち・みどり輝き「笑顔あふれる東村山」に向けてバージョンアップ3.0というのを掲げさせていただきました。

そこで主眼としていたのは、やはりベッドタウンとして発展してきたまちですけれども、寝に帰るだけのまちでは駄目だよねと。やはり、ここで住んでよし、働いてよし、また、いろいろな人と交流して遊べるというか楽しめる、そういうことは何度も議会の中で申し上げてきましたが、そういうまちを目指していこうということで、4つほど具体的なプロジェクトとかプログラムを出させていただいて、その一つが、名称としていかどうかは別としても、「東村山大改造」というのと、それから「東村山創生」というのと、「子育てするなら東村山」、それから、人生100年時代に向けての良福祉・良環境と、4つの柱を立てさせていただきました。

これがストレートにその後策定した第5次総合計画になっているわけではありませんけれども、一応下地として、トップの考え方をある程度下敷きにしながら、当然、基礎調査でいただいている様々なデータや、市民の皆さんのアンケートの結果や、ワークショップなどもやらせていただいていますし、策定に当たっては総合計画審議会で様々な御意見もいただきましたし、議会でもいただいた。その上で策定したのが第5次総合計画、これが基本的には、議会を含めて、市民の皆さんと行政が共有しているまちづくりの方向性を示すビジョンだというふうに考えています。

そういう意味では、これから急激な人口減少があるのは御案内のとおりで、もう2040年までには日本の人口というのは今より1,500万人減ると言われて、ちょっと想定がつかないぐらいだと思います。そういう中で、やはり市民が何世代にもわたって、このまちで豊かに暮らせる、何というんですかね、やはり持続可能なまちを目指すということが、第5次総合計画の基本的なコンセプトということになるので、小林議員からも何度も御提案いただいたSDGsを加味して「わたしたちのSDGs」というタイトルをつけさせていただいているものでございます。

これを言わば都市構造として我々のまちをどう考えるかということについて言えば、もうずっと申し上げていますが、17平方キロという割と小さな市域の中に駅が9つありますが、全ての駅の周辺を開発するというのはなかなか難しいので、久米川駅、東村山駅、そして秋津・新秋津、その3極をこれから中心核として、都市機能を一定程度、集積をしながら、そこを結ぶ道路ネットワーク、それから広域的な意味での道路ネットワークを整備する。そのベースの上で東村山のこれからの創生を図っていきましょと。

一方で、やはり東村山らしさという、都心に近いけれども、非常に緑が豊かで自然にあふれている。そのよさはできるだけ残していきましょと。ですので、今回、萩山公園の取得とか、前川公園の取得に向けての準備、それから多摩湖の旧デイキャンプ場の緑地の取得等々、位置づけをさせていただいています。

そういう意味でいうと、やはりこれは私の代だけではなくて、歴代の市長さんや議会が目指してきた、都市の便利さや都市のよさを兼ね備えながら、東村山にある豊かな自然とうまく調和が取れたまちづくりを進めて

いくというのは、これは恐らくどなたが首長になろうが、議会がどうなっても、基本的な方向性、まちづくりの方向性は変わらないというふうに思います。

ここでやはり、その中で今回、私が非常に「そらいち」を見させていただいて思ったのは、やはり市民の参加をいただいて細かなアクションを積み重ねることによって、シビックプライドを醸成することができたり、いろいろな人が集ってくるので、やはり市民の皆さんと一緒に、公共空間をうまく活用しながら、様々な取組をトライして、それが今度、そのソフト事業が今度ハード整備に、じゃあ今度、駅前広場を直すのであれば、こんなふうに直したほうがいよねとかいうことに多分つながってくるので、今後、久米川の南口についてもそうですし、あるいは今後取得する公園についても、様々なアクションを重ねながら、改良・改善を重ねていくことによって、いろいろな人の出会いやアクティビティーを巻き起こすことができるのではないかなと、そのように考えております。

そういう意味で、今回の前川についても、いろいろな部署が関わるということで、さっきお話したように、野崎副市長を中心としながら今、関係部署でまずは連絡会を立ち上げています。それから東村山駅周辺のまちづくりについても、まち部だけではなくて今、経営政策部や地域創生部も絡みながら、ハード・ソフトにわたって、いいまちづくりの好循環を生み出そう、そういう形で今、動き始めています。

今後、少しずつ具体的な展開が出れば、当然、議会にも報告しながら市民の皆さんに参加を呼びかけて、やはりキャッチボールをしながら、やはりまちづくりを進めさせていただく、そのことが非常に重要だということだと思いますので、そうしたことを通じて、御指摘のように市民の皆さんと市役所がゴールを共有できる、そういうことにつながっていくものと考えております。

○6番（小林美緒議員） ありがとうございます。やはり本当にバックキャストで考えていかないと、周りも不安になるし、きっといろいろな、ぼやけたままというか、「みどり にぎわい いろどり豊かに」って、もちろん大きなビジョンとして分かるんですけども、その部分のどの辺がどうなんだろうかというのは、多分もう皆さん思われることだと思うので、市長の力強い御発言でしっかりと皆さんを導いていってあげてほしいなと思いますし、本当にやはり所管が多岐にわたっていて、どう整理していくのかなというのをすごく感じていまして、このタイミングで今回ちょっと取り上げさせていただいて、一定整理をして、庁内全体で皆さんが一回立ち止まってくれたらいいなというような思いがあって、整理してみんなでやっぴいこうとなったらいいなと思ったんですけども、もう既に庁内会議も立ち上げたということで、一定安心をしたなというふうに思っています。

これから防災とか保全などの観点から、やはり購入していく可能性のある土地というものも出てくると思います。私、これ、金額が高いから買わないでくれというような話をしている意味では全くなくて、本当にまちのためになる購入なのかとか、その購入の方法とか整理の仕方をしてくださいというようなことが言いたかったんです。

今後、恐らくですけども、富士見町にある経産省の研修所とか、そういうところも検討を進めていかなきゃいけないんだろうなというふうに思っていますので、ぜひともビジョンをしっかりと掲げていただいて、10年後、20年後、ペイできるような公園をつくっていただきたいなと思いますので、よろしくお祈りします。ありがとうございました。

○議長（土方桂議員） 次に、7番、清水あづさ議員。

○7番（清水あづさ議員） 今回は、教育環境で2問質問させていただきます。よろしくお祈りいたします。

まず1です。持続可能な中学校運動部活動であるために。

自ら選んだ部活動の中で、仲間をつくり、先輩や後輩とのつながりを学び、スポーツや文化活動を通して成長していくことを担ってきたのが中学校の部活動です。特に運動部は、少子化や価値観の多様化に伴い、大きな転換期を迎えていると考えられます。

部活動は学校教育の一環とされてきましたが、少子化により学校単位での存続が難しくなり、また教員のボランティア精神では支え切れず、長時間労働の温床と指摘されるほど負担も大きくなりました。今、教育現場の働き方改革が推進されていますが、生徒にとっても望ましい運動部活動について、以下伺います。

(1) 平日、土日祝日それぞれの主な運動部活動時間と顧問教諭の関わり方をお伺いいたします。

○**教育部長(田中宏幸君)** 運動部活動の活動時間につきましては、「東村山市教育委員会 運動部活動の在り方に関する方針」におきまして、1日の活動時間は、平日では2時間程度、祝日等を含む週休日及び長期休業中は3時間程度と示されております。また、週当たり2日以上以上の休養日を設けることも規定しております。

顧問教諭との関わりといたしましては、練習や試合における実技指導、生徒の安全管理、大会等の引率などを行っております。これらの指導を通して顧問教諭は、異年齢との交流の中で生徒同士や教員と生徒の人間関係の構築に努め、自主的、自発的な活動を通して、生徒の自己肯定感を高める指導を行っております。

○**7番(清水あづさ議員)** そうしますと、平日だと週に2回は休みですが2時間程度、土日祝日の長期休業のときは大体3時間ほど。ちなみに先生の勤務時間というのは、何時から何時までって定められているんですか。

○**教育部長(田中宏幸君)** 一般的にはですが、8時15分から16時45分となっております。

○**7番(清水あづさ議員)** そうしますと、どうしても授業の時間以上に学校に滞在するような形になると思うんですが、残業代とかってつくんですか。

○**教育部長(田中宏幸君)** 教員については、もう既にもともの給与の中に4%程度それが含まれておりますので、残業代というものについては支給されることはございません。

○**7番(清水あづさ議員)** (2)です。運動部活動顧問を決めるに当たり、留意した点をお伺いいたします。また、実際の活動の中での課題や取組についてお伺いします。

○**教育部長(田中宏幸君)** 運動部顧問の決定につきましては、「東村山市教育委員会 運動部活動の在り方に関する方針」において、「校長は、運動部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る」と明記しております。校長が学校全体としての運営及び管理体制を考慮しながら、一人一人の教員の過度な負担とならないよう留意しております。

実際の活動における課題につきましては、必ずしも実技指導を行うことができる顧問教諭を配置できている状況ではないことから、競技経験や指導経験がある部活動指導員や補助員、ボランティア等を活用し、生徒への実技指導等を行える環境を整えるように努めております。

○**7番(清水あづさ議員)** そうしますと、顧問にはなったけれども、そのスポーツの経験がない。その場合でも引き受けた場合は、指導員さん、補助員さんがいて、実技とかは教えてくれるという状況でよろしいんですよね。

○**教育部長(田中宏幸君)** 議員お見込みのとおりでございます。

○**7番(清水あづさ議員)** そうしますと、やはり、まるで経験のないスポーツの顧問になって、自分は分から

ないなというまんまでは、多分先生としては、顧問である意味というのはあまりなくなっちゃうのかなとかも思うんですけども、やはり先生によってはそれぞれに、経験はないけれども、そのスポーツに対して学んだり、ルールを覚えたりとか、そういう知識を入れて、やはり顧問としてふさわしくならなくちゃいけないというお立場になるということは必要ですよ。いかがでしょうか。

○教育部次長（木下信久君） 今お話しいただきましたように、その競技種目の経験がない教員であっても、例えば運動部の顧問となることはあります。その場合においても、運動部であれば、中体連が主催するような、その競技ごとの研修会であったり、競技ごとに行っている審判の講習会、そういったものもありますので、そういったものを通して、教員が技術の指導力を高めていくということもございます。

ただ、先ほどお話、部長からもしたとおり、競技の技能を高めることだけを部活動は目的としておりませんので、社会性を高めるとか、異年齢集団での関わり方、コミュニケーション、そういったところも教員としては重く受け止めながら、指導を重ねているところでございます。

○7番（清水あづさ議員） そうですね。あくまでスポーツすることだけが目的ではない部活動だと思います。ただ、顧問の先生によって、もちろんそのスポーツ経験ある人が顧問になったときの意欲とかと、経験はないけどなった顧問の先生の意欲とかに差があったりして、関わり方に差が出てくるようなことというのはどうしても生まれると思うんですが、その辺のところはどのような形で穴埋めをされているのでしょうか。

○教育部次長（木下信久君） 例えば、自治体ごとにその競技団体の顧問が集まる、いわゆる顧問会などがございますので、そういった中で横の連携を取っていきながら、指導力の向上をお互いに努めているということもございます。

○7番（清水あづさ議員） （3）です。働き方改革として、休日まで教師が指導に携わる必要がない環境の構築をどのように捉えているのかお伺いいたします。

○教育部長（田中宏幸君） 休日における部活動の指導につきましては、当市が配置しております部活動指導員が顧問教諭に代わって大会や試合等の引率をすることができ、教員の負担軽減につながっております。今後は、地域部活動への意向も踏まえ、部活動指導員の拡充に向け積極的な活用を図ってまいりたいと捉えております。

一方で、これまで部活動の指導に熱心に取り組み、東京都教育委員会から「Good Coach賞」を受賞するなど、優秀な実績を上げている教員がいることも踏まえ、こうした教員の指導力を有効に活用する環境をつくることも重要であると捉えております。

○7番（清水あづさ議員） たしか予算委員会での御答弁でいただいたときの指導員16名、補助員34名という人が配置されていると思うのですが、その人たちが携わってくださっているという中で、その人たちも教育的配慮みたいなもの考えながら休日とかは携わってくださっているのでしょうか。

○教育部長（田中宏幸君） 部活動指導員と補助員との共通する部分としましては、実技指導であったりとか、安全や障害予防の知識・技術指導、それから用具・施設の点検や管理といったものは、指導員や補助員の共通の内容となっております。

また、部活動指導員のみの方に関わることにいたしましては、先ほど申し上げました大会や試合への引率、それから部活動の管理や運営、それから保護者への連絡、年間や月間指導計画の作成、生徒指導に係る対応、また事故が発生した場合の現場対応などが部活動指導員には必要となっております。

○7番（清水あづさ議員） （4）です。生徒の活動機会を確保するため、休日のスポーツ活動が実施できる環境整備についての見解をお伺いいたします。

○**教育部長（田中宏幸君）** 週休日等における生徒の活動機会を確保するためには、地域のスポーツ団体との連携や保護者の理解と協力、民間事業者の活用等により、学校と地域が協働し、地域におけるスポーツ環境整備を進めることが重要であると捉えております。そのためには、部活動の具体的な支援を担う地域人材の確保や、教育的な見地から指導ができる指導者としての質的な向上を図る取組が必要であると捉えております。

さらには、東村山市として市民のスポーツ活動をどう推進していくのか、活動場所をどう確保していくのかなど、中学校にとどまらず、広い視野で環境整備をしていくことが求められると捉えております。

○**7番（清水あづさ議員）** 今現在、当市の中では、地域のスポーツ活動を担うような団体とかはあるのでしょうか。

○**教育部長（田中宏幸君）** 一例で言いますと、体育協会に参加している連盟であったりとか、例えばテニスの連盟であったりとか、様々なスポーツの団体がありますので、そういった方々が地域の人材として活動いただけるものというふうに考えております。

○**7番（清水あづさ議員）** ほかにはどう、例えば住民が主体になって運営する組織みたいな、そういう形での地域の活動をしている人たちみたいな団体とかは、特にはないということですかね。

○**教育部長（田中宏幸君）** 現状としては特段そういった団体さんというのはございませんが、今後そういったことも必要になってくるかなと思っております。あとは、学校の地域開放なんかで利用している団体とかは、そういったところにも関わってくる部分かなというふうにも捉えているところはございます。

○**7番（清水あづさ議員）** そうですね。何か新潟の村上市は、総合型地域スポーツクラブとあって、地域主体で子供から高齢者まで幅広い世代が多様なスポーツを楽しめる場を運営する組織とかがあったりもするので、やはり地域の人にいろいろとこれから関わっていただかないといけないんじゃないかなというふうに思ったりもしています。

（5）です。スポーツ庁の推進事業である休日の部活動の段階的な地域移行について、当市の取組についてお伺いいたします。

○**教育部長（田中宏幸君）** スポーツ庁は、運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを改定し、休日の運動部活動の段階的な地域移行を開始する令和5年度から3年間を運動部活動の改革集中期間として位置づけ、この期間中に、全ての都道府県において、休日の運動部活動の地域移行に向けた具体的な取組やスケジュール等を定めた推進計画を策定し、それを基に各市町村におきましても推進計画の策定を規定することの必要性を示しております。

休日の部活動の段階的な地域移行に向けまして、地域部活動準備委員会等の検討や、地域スポーツ団体や民間事業者等の知見も研究しながら、協議を進めてまいりたいと考えております。

○**7番（清水あづさ議員）** もう迫っている移行期間なんですけれども、準備をする中で、方向性としてはどのような形で話を進めていこうって、例えば今までの出た中の、その体育協会の人たちとかの、その地域人材と人材の質の向上とか、その辺への取組はどのように捉えていらっしゃいますか。

○**教育部長（田中宏幸君）** まだ東京都のほうからは具体的な動向が示されておられませんけれども、国のほうのこの目的というのが、スポーツに親しむ機会を確保するとか、それから責任感、連帯感を涵養したり、自主性の育成にも寄与するという、それから人間関係の構築や自己肯定感の向上等、信頼感、一体感の醸成などがこの目的意義としてもうたわれております。

そういった中で、やはり先ほども申し上げましたように、地域との関わりというのは絶対に外せない部分が

ございますので、今後その準備の検討会等を立ち上げるに、委員会等を立ち上げるに当たっては、やはり市長部局との連携というのは絶対外せない部分がございますので、あるいは先ほど申しあげました体育協会さんであるとか、そういった参加団体等の関わりも必要になってくるかなというふうに思っておりますので、そのような方々にも関わっていただきたいというふうに考えております。

○7番（清水あづさ議員） そうですね。部活動によっては、例えば1つの中学校で大会に出られる人数が足りなくなっちゃうかもしれない。そういうこともあるので、学校を超えた部活動がこれから必要になるスポーツもあるかもしれないと思いますし、地域移行の中でいろいろな手段を考えていく必要があるのかなと思っております。

スポーツ庁が進める改革というので、これからの少子化の廃部等の危機に対応したり、あと先生たちの働き方改革にもつながると思っています。これからの自治体や学校が地元の民間団体と連携し、新たなスポーツ環境を整備することが、持続可能な運動部活動につながると考えられます。人材確保や保護者の受益者負担など、課題もあるとは思いますが、生徒にも先生にも有意義な環境整備に取り組んでいただきたいと思っています。

では2です。どんどん進む、教育現場のデジタル化。

GIGAスクール構想により児童・生徒1人1台の端末環境が整備され、コロナ禍での教育現場にすっかり根づき、日々の学習に活用されている状況に本当に驚かされます。この流れの中、主たる教材の教科書も学習用デジタル教科書が使用されます。多様なICT環境が整備された学校教育の効果的な活用の在り方、留意点についてお伺いいたします。

(1) デジタル教科書の導入は、学習環境にどのような変化と効果をもたらすのかお伺いします。また、紙の教科書の活用はどのように捉えているのかお伺いいたします。

○教育部長（田中宏幸君） デジタル教科書には、重要な箇所の拡大表示機能や音声の読み上げ機能、外部関連サイトへのリンク機能等の特徴があり、教科書から得られる情報量が圧倒的に増え、教師がこれらの特徴を生かし、指導計画、授業の狙いや児童・生徒の特性に応じて計画的に活用することで効果を発揮するものと捉えております。

一方、紙媒体の教科書につきましても、児童・生徒が手を動かしながら、教科書の気になるところに線を引いたり、メモを生かしながら音読したりすることで、学習を深く理解することができるものでございます。

今後は、紙とデジタルの教科書の双方の利点を合わせて、学習指導要領において示された資質・能力の育成に資するよう、計画的に活用することが重要であると捉えております。

○7番（清水あづさ議員） 今はまだデジタル教科書導入はされてはいないわけですね。

○教育部長（田中宏幸君） 外国語につきましては、全小・中学校のほうで今導入をしております。これにつきましては、文科省が実施をしているデジタル教科書実証事業というものもございますので、その中で、学校によりましては、小学校においては算数であったり理科であったり、中学校は先ほど申しあげました外国語のほかに、理科について導入をしている状況でございます。

○7番（清水あづさ議員） それは全小・中学校ではなくて、何校かその科目で導入しているという形ですか。

○教育部長（田中宏幸君） 外国語につきましては、全小・中学校で導入をしております。それから小学校においては、5・6年生になりますが、算数や理科を導入している学校もございます。それから中学校につきましては、先ほど申しあげました外国語と理科については、全ての学校で全ての学年で導入をしている状況でございます。

○7番（清水あづさ議員） 今、紙の教科書との併用だとは思いますが、これメインは、外国語は別、英語とかは別だと思っていますが、メインは、どちらをメインにしているのでしょうか。

○教育部長（田中宏幸君） 発達段階に応じてにはなりますけれども、今、現状としては紙の教科書、紙ベースの教科書を中心に使っているところです。

○7番（清水あづさ議員） （2）です。紙の教科書と違い、義務づけられていないデジタル教科書の活用方法について、市内小・中学校それぞれの指導方法への留意する点についてお伺いいたします。

○教育部長（田中宏幸君） デジタル教科書は学校現場に普及し始めたところであり、効果的な活用方法が確立していないことが留意点の一つであると捉えております。

現在、デジタル教科書は無償の給与の対象とはなっておらず、その効果的な活用方法については、先ほど申し上げました実証研究を積み重ねる必要があることから、文部科学省ではデジタル教科書実証事業が進められております。

令和4年度は、先ほど申しました全ての小・中学校の児童・生徒に対し、外国語のデジタル教科書が無償で貸与されており、動画再生機能や音声読み上げ機能等を活用した効果的な実践を進めております。また、指定を受けた一部の小・中学校では、理科や算数のデジタル教科書が貸与されており、紙の教科書との併用による実践が進められております。

授業においては、紙媒体とデジタルをいわゆるハイブリッドの形で活用することが求められますが、発達段階に応じて紙とデジタルの活用割合を考えていく必要がございます。また、授業の狙いを達成し、子供たちの資質・能力を育むために、いかにタブレット端末を有効に活用していくかという点に留意することが欠かせない視点であると捉えております。

○7番（清水あづさ議員） その実際導入されている状況の中で、先生が現場で何か気がついたこととか、課題として出てきたこととか、何かありますか。

○教育部次長（木下信久君） やはりデジタルの特性を生かした成果といたしまして、例えば数学、算数で立体の図形等が出てきますが、紙で見たときに、その立体がどのような立体なのか子供たちが捉えられないような場面もございますが、デジタルの教科書でその立体を見ることによって、その立体が、回転させることもできますので、そういったところで子供たちがイメージをしやすい。そういったことは成果として教員から聞かれているところもあります。

一方で、課題といたしましては、やはり今使っている段階で、どこが課題点なのかというところは、教員も意識しながら授業は進めておりますが、やはり、いかにそのタブレットを使った有効性がどこなのか、そこを今見極めるというのが一番大事な時期に来ているんじゃないかと捉えております。

○7番（清水あづさ議員） これ、導入されている状況の中で、例えば与えられている課題とかというのは、生徒さんが自分でネットで検索とか、授業中にしたりとかってできるんですか。

○教育部次長（木下信久君） 与えた課題が何かにもよりますが、例えば探究的な課題を、例えば総合的な学習であったり、様々な教科の中で探求的な学習というのはできる状況にありますが、そういったときに、例えば調べるといふことに対して、子供たちが個々に与えられた時間の中で調べていく、探求していく、そういったことはできる状況になっております。

○7番（清水あづさ議員） まだ課題は今これ、さらっている最中だと思えますけれども、やはり一番気になるのは、さっきの立体なものがイメージ、出てくれば確かにしやすいですけれども、出てきていなくても、多

分、私たちはイメージしながら学習をしてきた経験があるんですが、そういうの中で読解力とか思考力とかというのの育成に対しては、どうしても何か、自分たちもそうなんですけれども、早くいろいろな、調べちゃえばすぐに結果が見られちゃうので、考える時間というのがどうしても短くなっちゃうので、その辺の努力をするということに意味があると思うので、その辺の読み解いたりする、考えたりする力を育てるということに関しては、どのようなお考えですか。

○教育部次長（木下信久君） タブレット端末の機能をいかに有効活用していくかという視点が大事だと思います。これまでも読解力だとか思考力だとか、タブレット端末が導入される前にも、教員は意識して授業を行ってきました。

例えば、思考力を高める場面でタブレットをいかに使うか。タブレットの機能として、子供たちの意見を一気に寄せられるようなアプリケーションもあります。そういったところで、例えばクラスの全体がどういう思考の傾向にあるのか。そういったものを知ることによって、自分の考えにさらにそれを戻して、もう一度自分の考えを深めていく、そういったところが思考力を高めていくことにつながると考えています。

ですので、タブレットの機能をいかに有効に活用して思考力を高めていくのか、読解力を高めていくのか、そういった視点でタブレットを使っていくのが重要であると考えております。

○7番（清水あづさ議員） 本当に教育現場がすごく変わっちゃっているのが驚くばかりで、分かりました。

では次です。3です。児童・生徒がICTの基本的な操作を習得し、適切で積極的な活用を行うために、指導者側の取組について見解をお伺いいたします。

○教育部長（田中宏幸君） 指導者である教員自身がICT活用能力を向上させ、指導に生かすことが、まずは重要であると捉えております。学習指導要領において情報手段の基本的な操作の習得を含む情報活用能力は、学習の基盤となる資質・能力の一つとして位置づけられております。このことを踏まえ、各学校においては、GIGAスクールリーダーやICT支援員が講師となり、校内でミニ研修を実施するなど、校長の指導・助言の下、主体的、自主的な研修が行われております。

こうした教員の取組を支援するとともに、教育委員会といたしましては、夏季休業等の長期休業期間を利用して、市内教職員がICT活用能力を向上させることができるよう、外部の講師をお招きし、タブレット型端末を活用した授業展開について、レベルに応じた教員向け研修会を今年度計画しております。

ICTを活用したこれからの授業で求められるものは、教師主導から学習者主体の授業展開であり、学習者が自ら学ぶ力を伸ばすように教師が支援していくことが重要であることから、今後、教育委員会では、タブレット型端末を活用した授業展開モデルや家庭学習モデルの作成を進め、学校間、学年間において教員のICT活用能力に格差を生じさせないように、支援に取り組んでまいりたいと考えております。

○7番（清水あづさ議員） ちなみになんですけれども、授業中とかに端末の不具合があったりとか、フリーズしちゃったとか、そんなような、故障まではいかなくても、ちょっとしたトラブルがあったりとかって、そういうことはありましたか。あと回線が、容量が多くなったら、一遍に使うと遅くなっちゃったりとか、そういう問題とかというのは現場ではありましたか。

○教育部長（田中宏幸君） 多い少ないは別にしても、多少フリーズしてしまったりとかということは現にございます。ただ、そのときに、その場合においても、定期的にICT支援員が来ておりますので、そのクラスに入って支援をしていただいたりとか、あるいは一回再立ち上げをするとかというような形でやることによって復旧するというような形で、それでも対応ができない場合には、隣のお子さんの端末を見たりとか、あるい

は大型提示装置等を活用しながら対応を図っているという状況でございます。

○7番（清水あづさ議員） ありがとうございます。もしも自分が先生だっただと思って、何かそういうことがあったら、研修を受けていてもそんなときは、先生、困っちゃう人もいるんじゃないかなってちょっと思ったので、その辺のフォローがちゃんとできていれば安心します。

4です。デジタル教科書は授業時数の制限なく使用できることとなっておりますが、長時間利用による健康への影響が不安視されます。児童・生徒への配慮にどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

○教育部長（田中宏幸君） 長時間タブレット型端末を使い続けることによる児童・生徒の視力の低下、姿勢への影響など、健康面への配慮が必要であることは認識しております。そのため、各学校でタブレット型端末活用のルールを定め、正しい姿勢で画面に近づき過ぎないように気をつける、あるいは、30分に一度は遠くを見るなど時々目を休ませるといった指導をしております。

また、今後、ICTを活用した授業展開モデルを教育委員会として学校のほうに示させていただきまして、小学校であれば45分、中学校であれば50分の授業時間において、これまでの授業実践にICTの活用を交えた授業展開を定着させ、タブレット型端末を利用する場面と、グループでの話し合いや発表の場面を授業中に交えるなど、適宜切り替えながら進めることで、視力や姿勢への配慮を行い、体調面への負担の低減にもつなげてまいりたいと考えております。

○7番（清水あづさ議員） 本当に視力、一番今、課題視されていると思うんですけども、大人もそうなんですけれども、どうしても夢中になっちゃうと、ずっとそこに集中しちゃうので、目が一番疲れちゃうんじゃないかなと思うんですけども、やはり文科省が19年度に調査したら、視力が1.5未満の子というのが、小学生では34.57%、中学生では57.47%と、どちらも過去最多になっているという結果が出ているので、新聞にも出ていたんですけども、先生、目がやばいという形で書いてあったんですけども、新しいものを取り入れれば、やはり何かそこに課題が出てくるんじゃないかなと思ったんですが、その辺のところは教育現場でも十分考慮していただいて進めていただけるように、よろしくお伺いいたします。

5です。デジタル教科書の導入によって想定されるタブレットの家庭での利用方法や、不具合・故障等、想定される課題についてどのように捉えているのかお伺いいたします。

○教育部長（田中宏幸君） 当市で導入しておりますタブレット型端末に関しましては、クラウドでの活用を前提としており、デジタル教科書も含め、ほとんどのソフトウェア・アプリケーションは、個人に割り振られたアカウントを使用することで、端末に依存することなく利用することが可能となっております。仮に使用しているタブレット型端末に不具合が生じても、紙の教科書や予備機等の活用により、学びの機会を失うことのないよう保障しているところでございます。

一方で、課題としましては、デジタル教科書の導入等によりタブレット型端末の積極的な活用がさらに進むことで、機器の故障のリスクの増加、タブレット型端末を使用する上で児童・生徒への情報モラル教育の充実、情報活用能力の向上などであると認識をしております。

情報活用能力は重要な資質・能力であり、個人の経験則で身につけるのではなく、学校で系統的に指導し、身につけるべき資質と考えておりますので、情報モラル、情報セキュリティの理解をはじめ、機器の丁寧な取扱いについても、校長会などを通じて指導をお願いしております。

最後に、家庭での利用方法に関しましては、検索機能による調べ学習のほか、学校からの課題提示やタブレットドリル教材を活用することで、児童・生徒自らの学習の進度に合った課題を選択して進めることができる

など、家庭学習の質の向上につながっております。

今後は、先ほど申し上げましたように、教育委員会としてオンライン授業の際の授業展開モデルあるいは家庭学習モデルなどを作成して提示をするなど、さらなる利用の促進に努めてまいります。

○7番（清水あづさ議員） おうちに持って帰って、小学校の中学年以下のお子さんが、例えばお父さんもお母さんもお仕事でいないよみたいな形のときも、一人でこれ、立ち上げて、課題とか検索機能を使ったりして取り組むというふうな、今、日々があるんでしょうか。

○教育部長（田中宏幸君） もちろん発達段階による違いはあるかと思いますが、基本的には家で行う宿題と同じように、そういったものを活用して宿題、課題に取り組んでおります。ただ、家庭で学習する場合には、利用時間というものやはり、先ほどの視力の低下等もございまして、使える時間としては午前5時から午後10時までという形で、一応区切ってはおります。その中でもインターネットとかYouTube等については、それ以外の時間は使用制限をかけている状況でございます。

○7番（清水あづさ議員） 子供が一人でパソコン立ち上げてさくさくやるなんて、考えただけでも、わあ、すごい最近の子って私なんかだと思っちゃうんですけども、そこを今、何か乗り越えて、友達のIDとかを盗み見したりとか、出席番号から想定したりとか、そうやって成り済まして、それはネットの中でいじめに発展したりとか、いたずらになったりとかというのも、少しずつ今、問題視されたり、あと、規制をかけていても、もう中学生ぐらいになっていると知識が豊富なので、解除しちゃって、見てはいけないようなものとかも見ちゃったりとかってするということもあるんですけども、その辺はどのように捉えていますか。

○教育部長（田中宏幸君） 低学年のお子さんなんかの場合には、よく貼ったりしてはいけないということで学校のほうでも先生のほうから指導をしていたりとか、必要なときだけパスワードを先生のほうで配ったりとかというような形で管理をしている状況もございまして、定期的に先生のほうで、いわゆる子供たちの状況というのを端末で確認ができるようなこともしておりますので、そういった意味では定期的な把握というのはしている状況でございます。

○7番（清水あづさ議員） そうすると、さっきも情報のモラル教育っておっしゃっていましたが、やはり自分のパスワードとかちゃんと守らなくちゃいけないって、もちろんそれはそうなんですけれども、強い圧力で、変な話、いじめっ子が、「おまえのパスワード、ID、教えろよ」みたいな感じで言われたときに拒めなかったりとか、そういうこともなきにしもあらずなので、履歴が、お子さんたちが使った履歴がちゃんと残って、どういうふうに使っているんだというのを教員のほうが把握できる環境にあるというふうに思っているわけですね。

○教育部長（田中宏幸君） アクセスログ等も管理しておりますので、そういった意味では定期的に把握をすることができるようになっておりますし、逆に、そういったこと、いわゆる情報モラルの指導の中で、ネット犯罪とかそういったことにもつながりかねないということで、そのリスクについてもきちっと教員のほうから子供たちには指導しているという状況。また、保護者の方にも、当然家庭でもそういったことを見守っていただくように、御協力は求めている状況でございます。

○7番（清水あづさ議員） 分かりました。よろしくお願いいたします。

（6）です。デジタル教科書の学習向上への効果は未知数ではありますが、「主体的・対話的で深い学び」の視点から、授業改善にどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

○教育部長（田中宏幸君） 授業改善を進めていくためには、授業そのものの在り方を見直し、先ほど言いまし

た、教師主導から学習者主体の授業を展開していくことが求められております。学習者である児童・生徒が学習課題を解決するために、様々な情報を取得する手段の一つとして、デジタル教科書は大いに効果を発揮するものと捉えております。

当市教育委員会では、校長会、副校長会をはじめ、各種専門委員会や学校訪問などを通して、各校一人一人の教員に学習者主体の授業改善について指導・助言をしております。令和4年度におきましては、教員が授業改善の参考とできるよう、タブレット型端末を活用した1単位時間の授業展開モデル、あるいは家庭学習モデルの作成を進めているところでございます。

また、これまで教員におきましては、基礎学力の定着に向けまして、学力の中位あるいは下位の子供たちに合わせて丁寧に指導することに注力をしておりましたが、これらの授業改善への取組が子供たちの個別最適な学びへとつながり、学力が上位の子供たちに対しても、より発展的な学びへと導くことができるものと捉えております。今後タブレット型端末を活用した授業を促進していくことが、DX推進の鍵となる最新のデジタル技術を活用していく、成長に導くデジタル人材の育成につながるものと捉えてございます。

○7番（清水あづさ議員） 本当が一番何か根本的に違ってきたのが、先生が生徒に教えるという授業の今までの、上からみんなに教えるという在り方がころっと変わって、生徒たちが、子供たち一人一人が、自分で学びを見つけて主体として取り組んでいくというような、本当に学習環境が、私たちが育ったときは全然違う形になっていくんだなというのが、今のでちょっと、すごいよく分かりました。

その中で、やはり先生も大変だと思うんですけども、個々に対応する先生というのは、時間的に、今までは1対40とかだったのが、1対1、1対1、1対1みたいな、そういうイメージになっちゃうんですけども、それはどういうふうに考えればよろしいですか。

○教育部長（田中宏幸君） 大型提示装置等を活用することによりまして、みんなの意見を共有できたりとか、1人に指示を出すことが、全員にそれが発信できたりとかということも活用としてできますので、そこについては別に、個別に対応しなければいけない部分もありますけれども、全体で共有する、あるいは子供たち同士が自分たちの意見を逆に共有できるということも、このデジタルを使うことによってできますので、そういった意味では教員が、子供たちがより自分たちでどうやったら自発的に学ぶことができるかということ、教員のほうが支援する立場になっているということで、デジタルを活用していければというふうに考えてございすし、現に各学校でも、議員の皆様にも視察をさせていただいたかと思っておりますけれども、各学校が工夫をしながらそれぞれ取り組んでいる状況ですので、今後、課題も当然ありますけれども、それを改善に向けて、先ほど申しました標準的なモデル、授業展開モデル等を活用することによって、教員の格差がないように支援をしていければというふうに考えております。

○7番（清水あづさ議員） 分かりました。これからもまだ、科目的にはデジタル教科書の導入は増えていく方向で考えていければよろしいんですね。

○教育部長（田中宏幸君） 文部科学省のほうでは、次の学習指導要領の改訂に向けて、デジタル教科書の導入ということを考えているようではございますけれども、まだ具体的にそこが個別に示されている状況ではないので、今後、都教委からの情報等も注視してまいりたいというふうに考えております。

○7番（清水あづさ議員） よく分かりました。本当に、この間、秋津小学校、見学に行かせていただいて、その年代年代のお子さんたちが、児童のお子さんたちが、本当にこんなにすごい活用しているんだって、本当に驚かされる状況であったんですね。だから、このGIGAスクール、本当に1年余りですが、本当に順応性が

早いのにびっくりしています。

もう本当に、さっきも言ったんですけれども、子供のほうがよっぽど詳しいんじゃないかみたいな状況も考えられるんですけれども、2024年からの本格導入を目指すデジタル教科書への全面移行というのは、今の段階ではまだ全面的に移行というお考えはないようには思いますけれども、まだ懸念されるところもたくさんあると思いますので、当市もその導入に当たっては、十分な検証をよろしくお願いします。

○議長（土方桂議員） 休憩します。

午後3時30分休憩

午後4時再開

○議長（土方桂議員） 再開します。

次に、8番、横尾たかお議員。

○8番（横尾たかお議員） 一般質問よろしくお願いします。

市の公式LINEのさらなる活用をということで、令和4年3月15日から市の公式LINEがスタートいたしました。広く市民の方に情報をいち早く伝えるためには有効な手段であり、高く評価をしております。まずはスモールスタートで始めたものと受け止めていますけれども、運用から約2か月がたち、今後のさらなる活用に期待して、以下伺ってまいりたいというふうに思います。

まず、登録者の獲得についてです。現状の友だち登録の進捗を伺います。

○経営政策部長（平岡和富君） 市公式LINEのお友だち登録者数につきましては、令和4年3月15日の運用開始以降、3月末にかけて大幅に増加しまして、その後も月に平均して約100人程度増加している状況でありまして、5月末日現在の登録者数は約1,600人となっております。

○8番（横尾たかお議員） 1,600人まで達したということで、素晴らしいと思います。何かなかなか他自治体では、いろいろなキャンペーン張ったりとかして増やしたりとかしているのに、市報一発とホームページでここまで上がっているというのは、すごく評価したいというふうに思います。

2番です。公式LINEに登録しますと、御礼の返事がありまして、他の当市で使っているSNS等にも紹介をされるようなスタイルになっているかと思えます。他SNSの登録者の増など、伺えればと思います。

○経営政策部長（平岡和富君） 公式LINEにおきましては、友だち登録をされた全ての方に対しまして、当該アカウントの利用案内を自動配信しております。その中で、発災時の災害情報を配信しているツールとして、市公式ツイッターや市公式アプリ、「東村山防災navi」等を御案内させていただいております。

この公式ツイッター及び防災ナビの登録者数につきましては、LINE運用開始前の令和4年2月末頃から5月末にかけて、公式ツイッターについては約100人程度、防災ナビについては約150人程度増加している状況と、このようになっております。

○8番（横尾たかお議員） 効果が出ているということで、分かりました。

3番です。今後、登録者の獲得を、さらなる登録の獲得をどのようにしていくのか伺いたいと思います。

○経営政策部長（平岡和富君） 当市の公式LINEは御案内のとおり、まずはスモールスタート・クイックスタートの考えの下、3月15日より開始をさせていただいております。この間、市ホームページや市報、さらには公式ツイッターやフェイスブックも活用しながら、広く公式LINEの周知に努めまして、登録者数の伸びが一定落ち着いた4月以降も、月に平均して100人程度の登録者の増がありますが、今後もこの状況が続くとは限りま

せん。

さらなる登録者の増に向けては、このLINEの機能の向上や充実を行っていく必要があると認識しておりまして、まずはスモールスタートで開始をさせていただいたものですので、まだまだ機能向上の余地はあるものと考えておりますが、内容によっては財政的負担も伴うということから、具体的な内容については十分検討した上で今後周知ができればと、このように考えております。

○8番（横尾たかお議員） 現状いろいろな機能向上であつたりとか、そういったことはあるかもしれないですけども、市報に1回載せていただいたりとかして、それ以外はどちらかというとオンライン的なツイッターであつたり、ほかのSNSですけども、もう一回、違う紙ベース的なものであつたりとか、あるいは他団体、要するに例えば社会福祉協議会さんとか、そういうチラシとかに載せていただくとか、そういったことは今のところ、されている、されてはいないという感じですか。

○経営政策部長（平岡和富君） 他団体につきまして、まだそこまで周知を図っているところではないという状況でございます。

○8番（横尾たかお議員） 分かりました。今後また、獲得に向けてはいろいろな方法あると思いますので、検討いただければと思います。

2番目です。発信内容の充実と展望についてということで、今、登録者の伸び率についてはお伺いして、順調に進んできた、その先のことも検討いただいているというふうに理解をしました。その上で内容をどういうふうに充実していくかということが大事ななというふうに思います。その上で、発信までの流れを伺いたいというふうに思います。

○経営政策部長（平岡和富君） まず、基本的な流れといたしましては、各所管が作成したホームページにつきまして、「市ホームページの重要なお知らせ又は新着情報に掲載した情報」や「市が公式アカウントを用いて発信することが特に必要と判断した情報」に該当すると、所管である秘書広報課で判断した場合に、LINE投稿を行っている次第であります。

なお、LINE投稿する内容について、運用開始当初は「市ホームページの重要なお知らせ又は新着情報に掲載した情報」を全て、個人向けの情報だけでなく、事業者向けの内容なども含めまして幅広く情報発信しておりましたが、この間にこの運用を見直す中で、現在は、個人へ発信することを目的とした情報の発信を現在は行っているところでございます。

○8番（横尾たかお議員） 2番で聞きましたけれども、今は基本的には、各所管がつくっているというものを、それを取捨選択して秘書広報課が判断をして投稿していると。その上で方向性も、一定程度個人向けにというふうなお話でした。

逆に、ちょっと2番にいきますね。所管からこれだけは載せてほしいみたいな、要するに要望があつたのかということと、また、その場合は積極的に載せるという方向なのか、確認だけさせてください。

○経営政策部長（平岡和富君） 所管からの相談はいただいているところではございまして、LINEのみの発信は、ただ、今はまだ行っていないというのが実情であります。LINEのみでの発信要望があつた場合につきましては、所管で発信を希望する情報が、LINEの運用ポリシーがありますので、そのポリシーの観点が3点ほどあります。

1つ目が、「市ホームページの重要なお知らせ又は新着情報に掲載した情報を中心に、市民等の健康、生命、生活等に影響を与える可能性がある情報」、2つ目の観点が、「市の重要な施策や事業に関する情報又は主要なイベント情報であつて、個人へ発信することを目的とした情報」、3点目の観点が、「市が公式アカウント

を用いて発信することが特に必要と判断した情報」、この3点の観点に該当するかを所管と協議の上、発信の可否について判断をしまいたいと、このように考えております。

○8番（横尾たかお議員） 分かりました。そういったポリシーつくられてやっているというところで理解をしました。

LINEのいいところというのは、ダイレクトに直接、リアルタイムに飛ばせるという意味では、ポリシー、もちろん考えた上でなんですけれども、そういう意味では、この間の「そらいち」の話とかが来たときにちょっと一安心したんですけれども、それまでちょっとコロナの内容であったりとか、やはりそういったことがずっと続いていたので、登録した人たちもちょっと困惑したかなというふうに思ったんですけれども、ああいったイベントの直前、直近に、ああいう発信ができたのはよかったなというふうに思って、確認をしたところでございます。その上で、今御説明いただいたように、ポリシーにのっかってやっていくということで理解をしました。

3番はあれですかね、割愛したほうがいいですかね。同じ内容だというふうに思いますので、理解をしました。一応4番だけ確認させてください。これ、ちょっと市民の方から言われちゃったので。

過去発信されたものの中に、今、再三答弁いただいているように、個人向けにしましたよというお話あったんですけれども、発注案件というのが結構、何回か来て、この辺でターゲット、どういう御判断でこういうのを発信されたのかなということを改めて伺っておきたいと思います。

○経営政策部長（平岡和富君） ターゲットにつきましては、先ほども御答弁申し上げたとおり、運用開始当初は、事業者向けの内容も全てホームページに上がった情報は配信をしていたんですが、この運用を見直す中で現在は、やはりLINEはプライベートユースが主な目的のツールということがありますので、個人へ発信することを目的とした情報の発信を現在は行っていると、このような状況となっております。

○8番（横尾たかお議員） 分かりました。当然、いろいろ何が大きかって、いつもそういう議論させてきていただいたので、そのように最初はいろいろな困惑もありながら、いろいろな情報を発信してこられたということで、ちょっと私の個人的な市民の方から、「これ送られてどうすればいいんですか」というような声もあったので、一応確認だけさせていただきました。

また、最近は投稿も、日々送っていただいているような感じで、そういう意味では、市民が身近に使っていただける情報ツールの獲得としては、非常に有益になってきたかなというふうに感じているところでございます。

その上で5番なんですけれども、先ほど費用の話も出ましたけれども、ちょっとこれが今、現状の契約というか、自治体向けのLINEでできるかどうか分からないんですけれども、要するに登録者が欲しいと思う情報を選択できるようにならないのかということです。

要するに、登録する際に、例えば子育て、福祉とか、例えば災害とか、そういったジャンル分けみたいのがスタート段階とかでできるのか、あるいは、後からリッチメニューとかでそういう設定ができるようにはできないのかという意味で通告させていただいております。

○経営政策部長（平岡和富君） 御質問の利用者が希望する分野の情報を選べる形での情報発信、この手段としましては2つありまして、1つがプル型の手段として、利用者の関心の高さなどに応じて抽出した情報の中から、欲しい情報を選んでいただけるようバナー画像を設置する、いわゆるリッチメニューがあります。もう一つがプッシュ型の手段としまして、利用者の属性や行動の段階等の分類に応じて情報発信を行う、いわゆるセグメント配信というのがあります。

まずは当市の公式LINEはスモールスタートとして開始したものですので、現在は無料でできる範囲で、新型コロナウイルスやワクチンに関する情報へアクセスできるバナー画像を中心としたリッチメニューを、LINEトーク画面の一番下のところに固定表示をしているところであります。

利用者が欲しい情報を選んで、それをプッシュ通知するセグメント配信等は、こちらもやはり財政負担が生じるということもありますので、他自治体も実際にやっているところもありますので、その状況を見ながら、引き続き研究・検討を進めてまいりたいと、このように考えております。

○8番（横尾たかお議員） やはりセグメントになると有料ということなんですね。ちょっとそれが、私が全部承知していなかったので、どこまでできるのかなと思っていて、それができるのであれば取りあえず、やはり登録の段階とかですることができればなと思って、一応確認をさせていただきました。そういう意味では、これだけ登録者数も上がっていくということの方向性もあるのであれば、また検討していただいて、いろいろな方向に使っていければなというふうに思います。

6番です。発信に関して工夫していることや今後の展望があれば伺いたいと思います。

○経営政策部長（平岡和富君） まず、国が令和3年度に実施した情報通信メディア等に関する調査によりますと、このLINEの利用率は全国的に90%を超えて、他のSNSと比べて特に多くの方が利用しているというものでありまして、かつ開封率も高いことに着目をしまして、まずはスモールスタートで、市民全体への周知が必要な情報を広く行き渡らせることを目的とした情報発信を今行っている状況であります。

現在、公式LINEで工夫しているものとしましては、ホームページのアクセス状況などを踏まえて、よりアクセス数の多いコンテンツを優先するという観点から、リッチメニューの一部につきまして、グリーンバスの時刻表や公共施設予約等に変更しました。さらに、菖蒲まつりの開催に合わせまして、菖蒲まつりのバナー画像を加えたところがございます。このような対応によりまして、一層利便性を高めていければというふうには考えております。

今後も引き続き、情報の即時性あるいは開封率の高さ、それから、他のSNSと比べて特に利用者にとって身近なツールであるという点等、LINEの持つ性質を生かした取組について、またさらに加えて、所信表明にありましたDX推進プロジェクトチームのデータ活用検討部会におきまして、情報伝達の在り方など多角的な検討も実施するとしておりますので、LINEのみならず、ホームページ自体の改修や、現在実施しております様々なSNSの整理も含めて、市としての全体的な情報発信方法について検討していきたいと、このように考えているところでございます。

○8番（横尾たかお議員） 分かりました。本当に、ここ最近で時刻表が載ったりとか、いろいろな形で発信も、何か方向性変わったなというのを感じながら今回通告させていただきましたけれども、その上で、ちょっともう一回再質問させていただきたいんですけども、この配信に関しての工夫という意味では、私はもうちょっと簡単なことを考えていまして、例えば1回に例えば送られてくるときに、3本一気に送られてきたりすることがあったりとか、要するに、1回のタイミングで3件をばばばって送られてくると、画面がぼーんとなってきて、とても読めなかったりとかするのが発生したりとかすることをもう少し工夫すべきなのかな。

例えば2件ぐらいが大体平均だと思うんですよ、今まで見ている限りだと。そういうのとかやはり、使い慣れている人はもちろん、欲しい情報であれば見に行くというのはあるんですけども、同じタイミングで2発1発来たりとか、あと定時配信に努めていくとか、そういった工夫はないのかなという意味でちょっと質問したんですけども、どうですか。検討とか、そういう話合いの中で、そういう話は出ていないかどうか確認さ

せてください。

○経営政策部長（平岡和富君） 定時配信、現在夕方に行っているんですが、依然として手で、人間の手で配信しているということがあります。それから、所管側からニュースソースが上がってくるのが夕方ということもあります。ということで、手入力では限界があるということもありまして、やはり本数、2本3本、上がる日もあれば、ない日もあるということがあります。

これについては、やはり自動配信ができればいいんですけども、やはりそこにも財政的な負担があるということなので、そこはさらに研究させていただければなと思いますので、御意見等をいただければ対応させていただきたいと思います。

○8番（横尾たかお議員） 当然、定時配信のね、システムになっていればできるかなと思ったんですけども、そうすると、基本、夕方しか配信されていないんですかね。ちょっと私の中で、それがちょっと認識が違ったかもしれないので、そういったことに努めていただいているという理解をしました。

やはりこれ、LINEのことについては何度か取り上げて、採用していただいて、活用していただけたことに感謝を申し上げたいと思いますし、その上でさらなる発展、またそのDXとの絡めた研究もしていくというふうなお話でありましたので、期待をしていきたいというふうに思いますし、これ、やはりどうやったらさらに登録者数が増えていくかということも併せて検討していただければと思いますので、どうかよろしく願いをしたいというふうに思います。

次にいきます。一応、学校給食についてということでテーマをさせていただきました。

小学校給食のあり方検討会が今年度行われるというふうに、予算委員会等でも示されております。一定程度、予算委員会でも議論がありました。でも、改めて確認も含めて何件か伺いたい点がございまして。

小学校の入学式の日、学校の入り口で、あたかも学校給食室なくなるよと決めつけたようなビラ配っている団体もありまして、そういったことでいろいろなうわさが広まっちゃっているなというのを感じています。なので、これから検討していくというものであるというふうに理解をしていますし、またそれ以外にも学校給食について、いろいろな保護者の方々から御意見もいただいたりとか、本当にそうなのかといううわさ的なものもあるので、明らかにしていきたいなということも含めて、今回ちょっと質問をさせていただきたいというふうに思っております。

小学校給食のあり方検討会についてです。改めて小学校給食のあり方検討会を行っていくこととなった経緯を伺いたいと思います。私も勉強不足で、やはり行財政改革大綱やケーススタディーなどでも様々な形で、これを令和3年度の段階から示されていたということも改めて確認をした上で、今回、通告をさせていただいております。

○教育部長（田中宏幸君） 小学校の給食調理室は、老朽化によりまして、喫緊に対応が必要な学校が複数校存在しております。あわせて、将来的な児童・生徒数の減少や公共施設の再編などといった、小学校給食を取り巻く様々な社会環境の変化に対応しながら、全ての児童に安全・安心で温かい給食を提供するため、本市における持続可能で安全・安心な給食の提供方法につきまして、東村山市第5次行財政改革大綱第1次実行プログラムに検討会の設置を位置づけ、検討を進めることといたしました。

また、施設再生ケーススタディブックでは、小学校給食室については、公共施設再生の観点とは別に議論する必要があるものの、将来にわたって必要なサービスを提供できるように考えていくことが急務であるとしております。

なお、第5次行財政改革大綱第1次実行プログラムでは、学校給食の提供を持続可能にするため、公民連携を含めた手法を検討するため、プログラム名としては「学校給食のあり方検討」と示しておりますが、小学校の給食調理室の老朽化への対応は喫緊な課題であり、集中的かつ早急な検討を行う必要がございましたことから、小学校給食に焦点を絞った検討を進めることとしたものでございます。

○8番（横尾たかお議員） 公共施設、いろいろな面で、今回も議案になりましたけれども、いろいろな面で手を入れていかなきゃいけない中で、この学校給食室ということについても、かなり老朽化が進んでいるということが示された上で、今回、あり方検討会が設置されていくということで理解をしております。

その上で、2番です。給食室の老朽が過度に進んでいる学校について伺いたいというふうに思います。

○教育部長（田中宏幸君） 給食室におきまして、築年数が50年を経過している小学校は3校ございます。具体的な老朽化の状況でございますが、天井の配管がむき出しのために、湿度が高くなることによって結露の発生や、ガスや水道管等も老朽化しており、不具合箇所の特定に際しては、既存埋設管の配管状況などの詳細な調査も必要となるなど、それぞれの修繕や調査日程を確保することが困難になっている状況もございます。

今後もこのような状況が続くことによりますと、今後の安定した給食提供に支障が生じることも想定されますので、対応が必要になってくるというふうに考えてございます。

○8番（横尾たかお議員） 50年たっているところが3校あるということで、これは当然、かなり厳しい状況であろうかと思うんですけども、ほかの学校もそこまで年数的には変わらないという認識でよろしいですかね。

○教育部長（田中宏幸君） ほぼ30年以上経過しておりますが、それ以外にも、50年は経過しておりませんが、40年超の学校も多数ございますので、全体的に老朽化してきている状況は否めないという状況でございます。

○8番（横尾たかお議員） 分かりました。一応お答えできればということで、次伺いますね。修繕あるいは入替えなど、継続して運営するための費用はどの程度になるのか、概算で構わないので伺いたいと思うんですけども。

○教育部長（田中宏幸君） 修繕や入替えにつきましては、突発的に発生するものもあるため、一概に算定することは難しいものと捉えておりますが、毎年一定程度対応が必要となっている状況でございます。参考までに令和2年度の実績では、修繕費につきましては約667万円、備品購入費につきましては約2,800万円となっております。

○8番（横尾たかお議員） やはり重たいですよ。大きい、やはり業務用のものを交換しなきゃならないってなると、相当な費用もかかるということですよ、分かりました。

その上で4番です。プロポーザルにより委託先も決まったと認識しております。公募委員も決まったのか伺いたいというふうに思います。その上で、今後のあり方検討会のスケジュールを伺いたいと思います。

○教育部長（田中宏幸君） 小学校給食のあり方検討支援委託につきましては、4月21日にプロポーザル方式による事業者の選定を行い、株式会社長大と委託契約を締結いたしました。また、市民公募委員につきましては、市報、ホームページ等を通じて、令和4年4月1日から21日までの期間で公募いたしました。御応募いただいた方の作文内容等から総合的に選考させていただきました結果、2名の方を選任して、委員として参加をしていただく予定でございます。

あり方検討会の今後のスケジュールといたしましては、7月上旬に第1回を開催し、令和4年度中に全4回の会議を予定しているところでございます。

○8番（横尾たかお議員） 一応再質問させてください。公募委員につきましては、応募は何件ぐらいあったん

ですかね、2名、今決定されたというところなんですけれども。

○**教育部長（田中宏幸君）** 期間中に5名の方から応募をいただいたところでございます。

○**8番（横尾たかお議員）** そうですか、承知いたしました。非常に大事な内容にもなるかと思うので、そういう意味では意識が高い人も結構いらっしゃるかなということで、その上で選考していただいたということで理解をしました。その上で第1回目は決定をしており、年4回程度でこれを方向づけていくという会議が行われるということも確認させていただきました。

その上で5番です。これ、先ほどもちょっとお話ししていただきましたけれども、施設再生のケーススタディブック等では、「想像してみよう！学校を核とした公共施設の再編・再配置」というふうにあります。学校における給食室の役割というのはどのように捉えているのか伺いたいと思います。

○**教育部長（田中宏幸君）** 現在、当市の小学校給食は、適切な栄養の摂取により健康の保持増進を図ること、自校調理方式による豊かな食育指導、適切な衛生管理やアレルギー対応の下、全ての児童に安全・安心で温かい給食の提供を実現する重要な役割を担っていると認識しております。

今後、公共施設等総合管理計画に基づく施設の再編が具体的に展開されていくフェーズとなり、学校を核とした公共施設の再生に取り組んでいくこととなりますが、学校施設における給食室の役割や機能は、公共施設の再生が進んでも変わらず、先ほど申しあげましたような重要な役割を担うものであると考えております。

将来的に公共施設再生により学校施設が地域の核となる公共施設に生まれ変わったとしても、ベースとなる施設は学校でございますことから、学校の運営上重要な機能である学校給食が、児童の心身の健全な育成において重要な役割を担うことには変わりはありません。

○**8番（横尾たかお議員）** 分かりました。当然、場所というよりは、内容が大事ですよ。子供たち、要するに小学校の子供たちがどのように学校給食を食していくかということの観点も、非常に大事な観点でありますので、大事な会議体がつくっていただけたというふうに理解しております。

次も確認させてください。あらゆる角度から小学校給食を考えていくというふうにありますし、そういうふうに認識をしております。その上で、今、先ほど来話があります公共施設の再整備、こういった結論を出すタイミングはいつぐらいになるのだろうか。統廃合も、総論としてはありますよね。なので、その結論を出してから学校給食の在り方を考えるということにはならなかったのか伺いたいと思います。

○**経営政策部担当部長（原田俊哉君）** 令和3年3月改定の公共施設再生計画では、将来に向け今から取り組むこととして、学校を核とした公共施設の再生をその取組1に据え、第2フェーズ中に機能の複合化等を検討し、構想を取りまとめ、次期フェーズ以降においても公共施設再生が着実に進められるようにすることとしており、この具体化が施設再生アクションプランで、現在、令和5年度を目途に公表していきたいというふうに考えて、作業を進めているところでございます。

また、学校機能の再編も取組の2としており、プール、給食室等の老朽化に対して、従来の手法や発想にとられない在り方を検討することとしています。

このように、公共施設再生計画では、いずれも優先的な施設や取組と位置づけ、すぐにもでも検討に着手するものと捉えております。中でも、実態として複数の小学校の給食室、給食調理室が、老朽化によって喫緊に対応が必要な状況となっており、施設再生全体の検討と並行して、老朽化への対応も含めた小学校給食の在り方について早急に検討を行うものとしたものでございます。

公共施設再生を検討するに当たっては、学校施設機能の一つである給食室の在り方検討についても、その情

報をしっかりと共有した上で進めていきたいというふうに考えております。

○8番（横尾たかお議員） そうしますと、そういう公共施設の再生や再整備の、要するに検討と併せてこれをやっていくということで、今の御答弁、よく分かりました。その上で、本当に一部分だけ切り取っちゃうと変な話になっていくかなというふうに思うので、丁寧にいろいろなものが進んでいるんだということをやはり理解しながら、どれを選んでいくのかというのが大事なかなと思っております。

その上でいろいろな想定があるというふうに思いますので、7番も確認をさせてください。災害時における学校の役割の中で、避難所が長期化する可能性もないわけではないというふうに思っています。こういったことも含めて、この検討会で検討していただけるのかどうかということも、ちょっと確認をさせていただければと思います。

○教育部長（田中宏幸君） 先ほども申し上げましたとおり、小学校給食あり方検討会では、喫緊の対応を迫られている給食調理室の老朽化に対する持続可能な給食の提供の検討をメインのテーマとしておりますことから、現時点では、災害時における対応について検討会において議論することは想定してございません。

加えて、これまでも御答弁させていただいておりますが、災害時における電力等のライフラインの供給状況や、大型調理器具の操作の専門性の高さ、安全性の観点からも、給食調理室を災害時に稼働させることは、現時点では難しいものと捉えてございます。

しかしながら、長引く避難所生活となった際には、学校施設を効果的に活用することは、避難所運営において非常に重要な課題であり、本市にとって最適な給食提供の方向性を模索する中で、そうした側面についても、今後、関係所管とも情報共有と協議をしっかりと行ってまいりたいと考えてございます。

○8番（横尾たかお議員） 分かりました。長期化したとしても、大体、外で炊き出ししたりとかしながらやっていて、どちらかという、東京で災害が起きたときには、なるべく在宅避難を強化していくということについてもね、入り切れない可能性もあるので、その上でもこういったことも想定したほうがいいのかと思ってお話を伺いました。

8番伺います。市長は、温かい給食の提供を前提にということで、学校や保護者と話し合って提供方法を考えるというふうに、東京新聞に報道されておりました。親子方式やセンター方式など、様々な方式ありろうかと思えます。温かいまま提供は可能なのか、先進事例などあれば伺いたいというふうに思えます。

○教育部長（田中宏幸君） 小学校給食につきましては、温かい給食の提供を前提としながらも、運営コストや施設の老朽化対応や維持管理を考慮し、従来の手法や発想にとらわれず、多角的に検討する必要があるものと考えております。

当市の小学校給食で現在採用しております自校調理方式以外の調理提供方式では、一般的に親子方式、センター方式、弁当外注方式等がございますが、近年では、温かい状態を長時間維持することが可能な食缶を使用して運搬するなど、温かい給食を提供することは可能となってきております。

近隣市に確認をいたしましたところ、親子方式やセンター方式を採用している自治体においては、食缶を用いたの運送や、調理のタイムスケジュールを工夫して効率的に配送するなど、温かいままの給食提供を可能としているということも伺っております。引き続き、先進事例や行政規模等から、本市にとって参考となり得る自治体の給食提供方法については、情報収集並びに研究を進めてまいりたいと考えております。

○8番（横尾たかお議員） 西東京なんかでも丁寧に、どのように在り方を検討していくかなんていうのも公表されておりました。また東大和市さんなんかは、センター方式というんですかね、一括で作ったりとか、東久留

米市さんもいろいろな形を採用されているというような、特に小・中両方一遍にやっているところも結構あったりとかしますし、当市では先駆けてスクールランチが始まっていることもあるので、いろいろな方式あるのかというふうに思います。

その上で最適なものが一番大事なのかなというふうに思いますし、温かいということ、非常に重要なことかもしれないし、そういったことが子供たちにとって一番いい方式で決まっていくのがいいかなと。自校式も検討課題には絶対入ってくるというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

一応9番です。確認のために伺いたいと思います。今、先ほど部長のほうからも答弁ありました。近年では温かいまま輸送することも可能だというお話がありましたけれども、中学校の学校給食、スクールランチも温かくできないのかという声も多少ありました。なので、こういったことが可能であれば、温かい提供というのも可能なのかなというふうに思うんですが、どのような感じでしょうか、伺いたいと思います。

○**教育部長（田中宏幸君）** さきの答弁におきまして食缶方式においては、温かいおかず、冷たいおかずをそれぞれ別の食缶に配膳しているため、衛生的に適切な温度を維持することが可能となっております。一方、当市で提供しているスクールランチにつきましては、ランチボックスの中に温かいおかず、冷たいおかずが入っており、適正な温度管理が難しいため、衛生管理上、一度冷ました状態で提供しておりますが、冷めてもおいしく食べられるよう、味つけや使用食材、調理方法等の工夫をして対応しております。

また、冷ました状態で提供することにつきましては、スクールランチのこちらのパンフレットのほうにも掲載をして、中学校入学時に、こちらのランチのリーフレットにつきましては、生徒や保護者にも配布して周知を図っているところでございます。なお、御飯につきましては、発泡スチロール製の保温容器を利用して、温かい状態で提供しております。

○**8番（横尾たかお議員）** 分かりました。いろいろな形で、もし小学校給食も変わっていくようなことがあれば、そういった自校式よりもコストが上がるのか下がるのかも分かりませんが、こういった意味では、全体の学校給食の見直しの際に、いろいろな検討もいただければなというふうに思っています。

10番、伺います。中学校給食の食事時間が短いというふうによく聞くんですね。現状どの程度時間が取れているのか伺いたいというふうに思います。また、その時間は何によって決まっているのか伺いたいと思います。

○**教育部長（田中宏幸君）** 給食時間につきましては、全ての中学校で以前よりも時間を増やして、現在25分間となっております。給食時間の設定につきましては、中学生の発達段階を踏まえて、準備や片づけの時間を考慮し、適切な給食時間を設定しているところでございます。

○**8番（横尾たかお議員）** 今は25分ということで、前は少し違う時間だったのでしょうか。

○**教育部長（田中宏幸君）** 以前は20分ということで、5分ほど延長して対応しているところでございます。

○**8番（横尾たかお議員）** これはあれですか、学校の要するに授業の時間と食事の時間と次の授業に行く時間までの休憩の合わせた中で、当市としてその時間を一応決めているみたいな感じになるんですか。

○**教育部長（田中宏幸君）** 各学校の給食時間というのは、授業の時間割が違いますので、それぞれ異なっておりますけれども、各学校、給食の時間は25分間を取っております。その後に昼休みの時間が別にあるという状況になってございます。

○**8番（横尾たかお議員）** でも、25分間の間に、食べて片づけまで終えるという時間を25分と定めているという理解でよろしいですか。

○**教育部長（田中宏幸君）** 配膳から片づけまで、喫食、片づけまでを含めて一応25分間という形で行っており

ます。

○8番（横尾たかお議員） 何かやはりSNS上では15分しかないみたいな、それが当たり前だみたいなことがね、まことしやかに、いろいろな市民の方というか、一般の方々がそんな話をされているのを散見しましたので、確認をしました。私、まだ中学生の子供がいなし、自分が中学校だったとき何分あったのかって、正直覚えていなかったの、改めてきちっと正しい情報を伝えるためにも確認させていただきました。

それでも長いとか短いとか、いろいろな御意見あるかと思いますが、ほかの時数も含めて、またその後の休憩時間も大事な時間であるから、25分間であれば、食べられないという時間じゃないかなというふうに今感じました。またそれは様々な意見があるかと思いますが、そういった声をよく拾っていただければと思います。

11番です。スクールランチで、要するにこれ、大盛り、小盛りなど、ちょっとインターネット上だと、アカウントがないので最後まで入れないんですけども、これを実施してほしいという声はないのか。また、小学校でお代わりができるような状況というのがあるのか伺っておきたいと思います。

○教育部長（田中宏幸君） 毎年実施しておりますスクールランチのアンケートの令和3年度の結果から申しますと、御飯の量に関する回答としては、「ちょうど良い」が60%、「多い」が27%、「少ない」が13%となっております。具体的には「御飯の量を大盛りにしてほしい」「御飯の量を変えられたらよい」などの意見をいただいているところでございます。また、小学校につきましてはお代わりは可能という状況になっております。

○8番（横尾たかお議員） 今の先ほどの中学校のほうからちょっと確認させてもらいたいですけれども、増やしたいという声があって、今のところそれが実現できていないという理解でよろしいですか。

○教育部長（田中宏幸君） 少ないという生徒も中にはおりますので、各クラスに10食に1個、お代わりのライスをつけて配膳している状況でございます。

○8番（横尾たかお議員） 何かSDGsの観点からも少なくしたほうが、御飯を残さないほうがいいんじゃないかということを行っている親御さんもいましたし、食べ盛りの子がいるところは全然足りないというような声もあったので、そういった御配慮いただいているということもよく分かりました。

小学校は、基本的には、お代わりってどういう、私たちの頃というのが、もう早い者勝ちみたいな感じで、残っていたら、もう早く食べ終わった人がお代わりができるというぐらいで、全員が2食分食べるわけではないですね。

○教育部長（田中宏幸君） 各学校、またそれから学年によっても当然違うかなとは思いますが、最初の盛りつけの段階で、やはり残菜を減らすということで、その子が食べられる量というのも考慮しながら配膳をしたりとか、あるいは、今コロナ禍なので、お代わりを逆にちょっと控えているという学校も中にはございます。そのような状況の中で、やはり最初の盛りつけである程度調整しながら対応を図っているというのが現状多いかなというふうに捉えてございます。

○8番（横尾たかお議員） 分かりました。いろいろ世の中に出ていることよりも、具体的に今お話を聞きましたので、そのような状況なんだろうというふうに思います。やはり学校へ行って御飯がおいしく食べられるということは非常に大事なことだと思いますし、またアレルギー対応等、いろいろなことをやっていたりしている中で、最大限のことをやっていたりしているというふうに思っていますし、小学校のこれからあり方検討会がどのような結論を出していくのかも含めて、中学校給食の充実も含めて、今後、学校給食、いい方向に進んでいければというふうに思いますので、期待をして終わりたいというふうに思います。ありがとうございます。

○議長（土方桂議員） お諮りいたします。

この際、会議時間を暫時延長いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方桂議員） 御異議なしと認めます。よって、会議時間は暫時延長されました。

最後に、9番、佐藤まさたか議員。

○9番（佐藤まさたか議員） 一般質問させていただきます。お疲れのことと思いますが、よろしくお願ひいたします。

大きく3つ、今日は扱います。1点目、駅周辺の再整備に伴いサンパルネの見直しをということで伺います。東村山駅西口再開発事業の一環として、ワンズタワーの2階半分と3階全部を公共床として買い取って整備した市民ステーション「サンパルネ」。開設から12年半が経過し、多くの市民に利用される施設となった一方で、新たな問題も生じていると捉えています。東村山駅の高架化まで3年を切る中、成果と課題を明らかにした上で、変えるべき点は変えていくことが必要だと考えまして、以下質問し、提案をいたします。

1番目、開設時から現在までの経過と課題を確認したいと思います。

(1) 施設全般に関することです。①、開設当時、当施設が最終的に現在の構成に落ち着くまでの経過、目的や目指したところを改めて伺います。

○経営政策部長（平岡和富君） 施設内のサービス検討の経過でございます。平成14年度から庁内における検討を始め、平成15年度には地域懇談会の開催や市民アンケートを実施し、その事業構想を「市民交流の場と高齢社会を見据えた健康増進」の施設として決めました。その後も平成18年度から、市民参加型の東村山駅西口公益施設運営検討会を設置し、意見交換を行いながら検討を行ってまいりました。

開設当初における施設設置の目的、目指したところでございますが、1点目として駅前利便性を生かすこと、2点目として様々な市民ニーズに応えること、3点目としてコミュニケーションが生まれる場とすること、4点目として健康支援を推進するという、4つの基本的な考え方の下、「癒し、くつろぎ、集い」の健康・交流施設をコンセプトと位置づけております。

また、その役割としましては、人々が出会い、触れ合い、交流を深め、生き生きとした暮らしを支援する場として、市民の皆様の健康活動の実践、情報発信、交流、コミュニケーションを支援する健康・文化施設を目指したものでございます。

○9番（佐藤まさたか議員） 当時の御担当とやり取りしたのを思い出しました。ありがとうございます。

今の運営検討会については、市のホームページに18年9月から21年7月までの資料がいまだに残っているので、こういうのは本当に残していただけてよかったなど。知ろうと思えば歩み分かるので、いいことだなと思います。ありがとうございます。

②です。当時、買取りに要した費用の内訳、総額と充当された補助金など、また、当時の議会における主たる議論について御説明いただきたいと思います。

○経営政策部長（平岡和富君） まず、買取りの費用の内訳でございますが、決算額で御答弁申し上げますと、総事業費が10億18万497円。財源内訳であります。国庫補助金2億9,500万円、起債が6億9,330万円、一般財源が1,188万497円となっております。

続きまして、当時の議会における議論ですが、まず前段として、平成18年12月の定例会で再開発の計画見直しの住民投票条例が提案、提出されて、否決された後に、この公益施設買取り議案としては3回、買取りと期

間延長と完成による買取り価格確定の3つの議案を提出しておりまして、そのうち平成19年3月定例会の議論について振り返りますと、買取り価格の算出根拠や買取りまでの経過、あるいはなぜ公益施設を購入するのかなどについて主に御質疑をいただき、多くの議論があった次第であります。

長くなりますので答弁は割愛しますが、また、討論でございます。10億円を超える買取りを決定する上では施設内サービスの議論が不十分であるといったものや、当時、佐藤議員も討論されておりますが、影も形もない施設の取得の協定に市民感覚として認められない、また、公益施設運営検討会の位置づけや権限も不明などといった反対の議論がある一方、駅直結の施設として、市民への公共サービスの向上、市民同士の触れ合いの場をつくることを目的とするものであり、買取りは必要であるといった賛成の討論が議員間において交わされた後、採決の結果、賛成多数により御可決をいただいたものでございます。

○9番（佐藤まさたか議員） ありがとうございます。癒やし、くつろぎの話もしましたし、デジタル図書館なんて話も当時あって、紆余曲折があってこの施設に落ち着いた経過があると思います。

③、運営への市民参加の仕組みがそこでつくられました。市民運営会議が設けられて、定期的に今でも開催されていますが、現在はどのようなことが課題とされ、議論されているのか。また、会議自体の課題はないのか伺います。

○健康福祉部長（武岡忠史君） 令和元年度から令和3年度におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により会議を開催することができず、書面により対応させていただきました。委員の方からは、コロナ禍における運営であり、利用実績が落ち込んだことは致し方ないとの御意見を複数頂戴しており、また課題といたしましては、ポストコロナにおける施設内の一部の在り方について、この会議の中で議論ができればとの問題提起をいただいたところでございますので、今後、議論を深めてまいりたいと考えております。

会議自体の課題といたしましては、さきにも申し上げましたとおり、コロナ禍で委員同士が課題等について議論が行えなかった点であると捉えておりますので、今後、できるだけ早い時期に会議を開き、よりよい運営について御議論をいただきたいと考えているところでございます。

○9番（佐藤まさたか議員） 3月31日に書面で3年ぶりに開かれて、その記録が最近アップ、通告の後ですけれども、していただきました。そこでは、これまでの改善の状況、3か年まとめて載っていたり、あるいはコロナ禍での苦労もある程度読み取れる内容になっていると思いますし、こういう形で報告も上げていただいていますので、分かるところは結構あります。継続していることの大切さと同時に、全体感に立った見直しをどうするのかというのをやはり報告書を見ると感じるところです。

④です。市はワンズタワー管理組合の一員ですが、どのように運営に参画してきたのか伺います。負担金の実績はどうか。適切な維持管理が行われているのか、改修計画はどのように検討されているかなど、今後が大変気になるところです。できるだけ詳しく御説明いただきたいと思っております。

○健康福祉部長（武岡忠史君） 運営の参画につきましては、月に一度開催されているワンズタワー管理組合理事会、そして店公部会、お店と公共の部門ですけれども、店公部会に出席しております。理事会におきましては、ワンズタワー建物全体の設備改修や共用部分の設備が適切かという維持管理について、また店公部会におきましては、店舗に係る設備の不具合や改修などについての会議を行っているところでございます。

負担金につきましては、修繕積立金として毎月お支払いしておりますが、令和3年度の市の負担金額は584万400円であり、これまでの累計額は5,697万4,400円でございます。

なお、改修計画につきましては、現段階では、令和4年度に大規模改修に伴うコンサルタント業務の委託を

行うほか、令和4年度以降、排水ポンプの交換、中央監視装置の改修、自家用発電機の修繕を予定しており、適切に維持管理に努めているものと認識しているところでございます。

○9番（佐藤まさたか議員） 分かりました。施設上のトラブルを幾つか聞いていたので、ちょっと心配をしていたんですね、配管の問題だったりとかあったので。適切に進められているのであれば、引き続き責任持って関わっていただきたいと思います。

（2）健康・交流フロアです。

①、開設時から指定管理者制度を導入し、管理者にはスポーツ施設の専門事業者——東京ドームグループですが——を選定して運営しています。現在は5年契約の3期目の折り返しを過ぎたところになります。3階の健康増進施設は、コロナ禍での利用制限を除けば、利用者は初期よりはかなり経過としては増えてきた経過がありますし、アンケートやモニタリングの結果もおおむね良好として公表されていますが、これまで改善や改修を図ってきた主要な点と、現段階で市として課題と捉えていることがあれば伺います。

○健康福祉部長（武岡忠史君） 主な改善点等につきましては、アンケートの結果やお客様から直接いただく御要望にお応えし、3期目の指定管理の開始時にトレーニングマシン的大幅入替えやパーソナルトレーニングの導入など、サービスの充実、満足度の向上を図っております。

健康増進施設における現段階の課題は、新型コロナウイルスの影響により落ち込んだ利用者数の回復と捉えております。最近は徐々に利用者が戻ってきたとは聞いておりますが、特に大きく減少した夜間利用者数は、いまだに利用者が少ない状況でありますので、PR等により、多くの皆様に御利用いただけるようにしてまいりたいと考えているところでございます。

○9番（佐藤まさたか議員） 今回の報告の中で、利用者の落ち込みとあって、今回の報告書にかなり精緻に出していただいていますよね。さっと見ると、コロナ前と比べて、平成30年と比べると令和2年度、3年度はちょっと途中までなので、2年度で比べますが、ジムは35%、スタジオ27%、イルソーレ23%、ボディケア38%、ホールが29%、会議室33%と、大体3割ぐらゐの利用状況になっていて、これはやはり本当大幅な減で、なかなか大変なんだろうと推察されます。これだけ減ると、経営大変だろうと思います。

こういう点は、市は聞き取りはしているのかどうか、再質問をさせていただきます。そこはどうか。

○健康福祉部長（武岡忠史君） この後の質問にも絡んでくるところではございますけれども、その利用者が減っている、減少していることについて等は、事業者、東京ドームグループとのやり取りの中でお話をお伺いしているところでございます。それから、この間として、令和2年度だったと思いますけれども、指定管理料についても協議を行って、支弁をしたというようなこともございました。

○9番（佐藤まさたか議員） 分かりました。詳しく後半でまた聞きます。その大変さが、ちょっと影響を与えているんじゃないかと思うことが幾つかあるので、今後、質問と質疑、続けていきます。

②です。飲食スペース「イルソーレ」です。当初の事業者が一時撤退して、閉鎖をした時期がありました。また、それは大分前ですけどね、今は事業者が替わって、順調に来ていたはずなんですけれども、このコロナ禍で大変な状況であったというふうに受け止めています。

この通告を出した段階では、施設全体は10時過ぎまで営業戻っていたんですけれども、イルソーレだけ8時で閉まるというような状況でした。これはなぜなのかということと、どういう判断なのかを伺いたしたいと思います。

○健康福祉部長（武岡忠史君） イルソーレの営業時間につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響に

より、なかなか利用者が戻ってこない状況を踏まえて、事業者から、当面の間、営業時間を変更したいとの申出が指定管理者を通じて市にあったことから、開始時間を午前8時から10時に繰り下げるとともに、夜間につきましては、19時半以降はテークアウトのみの営業としているところでございます。

市としましては、やむを得ない判断としたところでございますが、当面の間とはいえ、根本的な解決には至らないので、指定管理者とも知恵を出し合って、集客に向けた取組について今後も話し合ってもらいたいと考えているところでございます。

○9番（佐藤まさたか議員） 分かりました。ちょっと続けますね。③です。

イルソーレや、また同じフロアにありますリラクゼーションスペース「ささら」、それから維持管理業務、お掃除なんかを担っている事業者もいるはずですよ。いずれも指定管理者の、市は指定管理者と契約しているので、直接関与しないという立場を取ってきています。しかし、公共施設として価値の最大化を図るためには、現状の把握と活性化の方策を事業者と共に考えて、不断の改善を図ることは、市の責務だろうと思うわけです。

より多くの市民が気持ちよく利用できる施設とするために、市の担当が日常的に施設運営に当たっている担い手とコミュニケーションを図るような場があるのかどうか。もちろん東京ドームでやっているのは分かるんです。ただ、その先に事業者があるということで、仕組みはそうなっているけれども、実態としてどうしているかということを知りたいと思っています。丸投げはしないんだと市は言っていますので、指定管理者制度運用の考え方に照らして、現状と課題を伺いたいと思います。

○健康福祉部長（武岡忠史君） 現状は、イルソーレやささら、そして維持管理業務を担っている事業者とは、直接市と協議する場がございませんが、指定管理者との会議の中で当該事業者の要望等を承っており、市と指定管理者で協議を行っております。

また、課題でございますが、新型コロナウイルスが蔓延するまでは利用者も多くの方が訪れていたところ、今回のように、コロナ感染拡大の影響を受け、なかなか利用者も戻ってこないような状況も鑑みれば、機会あるごとに小さなことからでも改善が図れるよう、指定管理者と連携をしてみたいと考えているところでございます。

○9番（佐藤まさたか議員） 分かりました。あそこで働いていらっしゃる方たちは、市内在住・在学の方も結構多くて、つまり市民なんですよ。そういう意味では、利用する方たちにとっても気持ちのいい施設であってほしいし、働く方にとっても気持ちよく働く施設であるということは、市にとってとても大事だと、公共施設ですからね。

そういうことも含めて、コミュニケーションをしっかりと取っていただくということが必要かなと思うのと、ちょっと私が気になるというのは、全体としてこれだけ利用者が減ると、本当のところの経営はどうなんだろうと実は思っているわけですね。その大変さがいろいろなひずみを生まなきゃいいかなと思っているところがあって、ちょっと気になっていることが幾つかあったので、今回取り上げている次第です。

ですので、ルール上は東京ドームでやるんだけれども、実態としてはどうコミュニケーションを取るかというのは、もうちょっと丁寧にやっていただく必要があるんじゃないかなと思っているということをお伝えしておきます。

④です。同じく指定管理者が担っている2階の集会施設については、その価値の最大化について、市としてはどういう考え方を持っていて向き合ってきているのか伺います。また、管理者はどういう方針に基づいてあそこ

の活性化策を講じているのか伺います。

○健康福祉部長（武岡忠史君） 市といたしましては、2階の集会施設につきましては、市の中心部という立地のよさはもとより、特にコンベンションホールは、定員162名と、中央公民館のホールに次ぐ定員数であり、集会施設としての価値が高いものと考えております。

また、指定管理者は、施設のコネプトである「健康、癒し、くつろぎ、集い〜健康・交流拠点」という方針に基づき市民利用の活性化を講じており、具体的には、研修会やパーティー会場、市のイベント行事、小物雑貨市などに貸し出すことで市民の交流の場としての活用が図られており、集会施設としての価値を生かした管理運営を行っているものと捉えております。

○9番（佐藤まさたか議員） コンベンションホールと名づけたぐらいなので、市の顔の、当時は本当に顔としてオープンした施設ですが、なかなかやはり老朽化とか、いろいろ出てきているんですね。なので利用者からもう、プロジェクターがなかなか映りが悪いとか、実際はDVDプレーヤー、ずっと使えない状態で代替機が出ているんだけど、もしあったらうちの団体で買って寄附してもいいよなんて話までされることがあって、つまり細かい話のようだけれども、やはり利用者が気持ちよく使ってもらうために、もうちょっと丁寧に点検していただいて、今、必要な補修、入替えなんかはやっていただくと。

椅子がしまっていてあるところのドアとか床とか、いつか大規模やったんですけども、またやはり15年近くなってくるといろいろと傷んできているし、それを何とか切り抜けているところが幾つかあるので、ちょっと丁寧に施設、見ていただいたほうがいいんじゃないかなというのは、利用者から伝わってくる声としては感じるところですので、よろしくをお願いします。

（3）です。東村山駅の高架化に伴う課題についてです。駅の高架化に伴って改札口からの動線が断たれました。サンパルネは大幅な見直しが必要になってきていると私は感じています。課題の確認とともに幾つか提案をして、早期の検討を求めたいと思います。

①、産業・観光案内コーナーです。もともと最も活用が難しく、開設時から対策に苦慮してきた経過があるはずですが。場所が悪過ぎるということですね。それでも所管の工夫と努力で徐々に整備をされ、一時はハイキング客などへの情報提供拠点として活用されてきた経過もあるんですけども、現在は、不特定多数の利用を期待することは、ほぼ困難だと思います。

私、あそこの会議室、よく使わせてもらうので、思いますけれども、1人でずっと御担当がいる時間が長くて、誰とコミュニケーション取っているんだらうという感じぐらい、気の毒になることがあります。その性質上、新設される駅構内への移転を真っ先に図るべき施設であることは論をまたないと思います。

地域サービス窓口は、初めての駅前で、19時半まで開いていることがあって利用が多いんですけども、これも大分利用者、減りました、令和2年度は。これも駅構内に移転することを検討すべき施設だろうと思います。いずれも高架下活用の検討において俎上に上げて、移転を実現させるべきだと考えますが、公共施設再編の見地を含めて伺いたいと思います。

○まちづくり部担当部長（山下直人君） サンパルネの見直しとのことですが、これまでの高架下利用に関する検討の経過がございますので、まちづくり部から答弁をさせていただきます。

連続立体交差事業が検討されていた平成21年の段階より、市民の皆様からは、東西のまちの一体化、とりわけ駅部の自由通路の実現について強い要望がございました。このため市では、自由通路など、東西動線の実現に向け鉄道事業者と継続して協議を進め、令和3年度策定のまちづくり実行プランにおいて整備推進をお示し

することができました。

また、この間、並行して、東西動線以外の高架下利用について庁内調査や市民アンケートを実施してまいりましたが、事業の終盤に差しかかる中、ハード所管による検討体制からソフト面を中心とする体制への移行について協議し、新たに生まれる高架下全体の方向性については地域創生部が、公共利用が可能な15%の活用については、施設再生や市センター地区構想の視点も含め、経営政策部が中心に取り組むことといたしました。

したがって、御提案のサンパルネの件につきましては、申し上げました所管を中心に、今後の高架下利用の議論の中で検討してまいりたいと考えております。

○9番（佐藤まさたか議員） ②にいきます。2階部分のホールと会議室ですけれども、もっと積極的に活用策、考えられるんじゃないかなといつも感じるんですね。だけど、なかなか健康増進課というのは、そういう課じゃないので、そこにそれを考えるというのも、なかなかどうかなと最近思うところがあります。相談には行くんだけど、やはりもうちょっと違うところで考えたほうがいいんじゃないかなと思うことがあるんですね。

不特定の市民が広く利用できる集会施設が足りません、正直言うと、うちのまちでは。そうすると、市民センターと同様に、文字どおり交流施設となるように、市民協働課あたりで一元化して活性化策を考えたらどうかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○市民部長（野口浩詞君） サンパルネは、現在、集会施設のほか、健康増進施設と市民交流プラザを一体的に指定管理者が管理しているため、集会施設部分の管理所管を市民協働課等、他所管に移行することは、管理運営の効率性、また今後の高架下の活用、施設体制の面からも、適切なものとは捉えておりません。

しかしながら、さきの市民アンケートでは、交流・イベント機能への言及が少なからずありますことから、市民協働課としましては、施設の管理運営面よりも、引き続き市民活動における中間支援機能の充実に尽力してまいりたいと考えております。

○9番（佐藤まさたか議員） 現段階ではそういうお答えだろうと思っていましたけれども、私、これ、次の評価替えというか、指定管理者替えのときの15年目をどうしますかという話を今日しているつもりなので、そんなつもりで聞いていただけたらありがたいというふうに思います。

③、市民サービス窓口はともかく、もう産業・観光コーナーの駅構内移転はぜひ実現するべきであり、そうするとあそこでスペースが空くことになります。私は、集会施設の一つとして改修整備するか、長年の課題になっている市民活動サポートセンター——中間支援機関ですけれども——など、目的を特定して利用する市民のための施設として再整備することを提案したいというふうに思います。不特定の方が使うのは、もう厳しいと思います。市長の見解を伺いたいと思います。

○市長（渡部尚君） 今後、御指摘のように、東村山駅周辺の連続立体交差事業が徐々に完成に近づいて、今後、精力的に高架下の活用、これは当然、鉄道事業者さんが使う部分と、我々がいただける15%の部分と、どういった機能をどういう形で入れていくか。我々としては、駅周辺のにぎわいや交流の創出につながるようなことも考えつつということなんですが、市民アンケートもこの間取らせていただいたりして、それらを基にこれから高架下の市としての活用については、西武鉄道さんとも協議をし、検討していく段階に来ているというふうに認識をしております。

それに伴って当然、御指摘のようにサンパルネの在り方等も、もうそろそろ15年近くたつわけなので、一度整理が必要だという認識は、私も同様に持っております。とはいえ、今の段階で、御提案のように産業・観光コーナーを今のような形で高架下のほうに持っていくということについては、そこについては、そのような考

え方は現時点ではございません。と申しますのは、やはりサンパルネというか、ワンズタワーを建てたときの考え方というか時代状況と、やはり今日的な市内の産業を紹介したり観光を紹介するとすれば、現行のものをそのまま高架下に持っていっても、やはり機能はしないかなと。

やはりもっと地域のコンテンツをきちっとして、そこを担うプレーヤーを育てていくことも必要ですし、発信の仕方も、対面式というよりも、いろいろなデジタルのツールを使って、あえてわざわざ常駐する人を配置してやる方がいいのかどうかというのは、当然議論をする必要がありますし、以前から指摘があったように、あそこは産業等は紹介するけれども、あそこで実際に物が買えないという決定的な問題が常にあると、だとすると、やはりにぎわいの形成を考えた中で、高架下、どの位置ということは今の段階では分かりませんが、何らかの形で、市の物産等を販売できるようなことも視野に入れて、市としてはやはり高架下の活用を考えて、そこと定期的に開催、例えば「そらいち」のようなものが定期的に開催できる。それと連動して、トータルとして、市の物産を発信したり、市内の作家さんの作品を展示即売ができたり、そういうことを少し考えていく必要があるのではないかと。

そういう意味でいうと、観光案内も、パンフレットの配架だとか配布とかということになると、一年中、常設で置いておくことが本当にいいかどうか。やはり菖蒲まつりの時期には、例えば、駅の構内は多分、西武さん、駄目だと思うんですが、自由通路の一面等に案内コーナーを設けるとか、そういう形は十分検討する必要があると思うんですが、そもそもの今の形態をそのまま移すということは、逆にどうなのかなという思いがあります。ただ、その後、じゃあ今の産業・観光コーナーをどうするのか。

今、御提案として、市民活動サポートセンター、中間支援機関を設けたらどうかということですが、これまでの我々の整理としては、一応箱というか、として位置づけるのではなくて、機能としてあくまでも、市民活動の中間支援機能をどういうふうに拡充していくかという議論を、この間、市民の団体の皆さんとも進めているので、そこについても大変恐縮ですが、御提案のような形で箱に収めるということについてはどうなのかなと。先ほど市民部長からも機能ということがありましたので、それらも考えていく必要もあるかなと。

そうすると、じゃあ今後、やはりサンパルネのコンベンションホールや集会室、それから窓口等含めて、一挙的に全部整理をすることはなかなか難しいんですけども、高架下の公共施設との兼ね合い等で、やはり一定の整理を今後考えていく必要はあるものというふうに思いますし、確かに3階の健康増進施設とイルソーレ等についても、コロナの影響で非常にお客さんが落ち込んでいるので、そこについてはやはりもう一度、何とか事業継続がいただけるように、我々としても、いろいろ指定管理者やその下に入っている事業者さんとも協働・連携しながら、その活性化を検討していく必要があると。そこは今後考えていきたいなと思っております。

○9番（佐藤まさたか議員） ありがとうございます。言葉足らずだったと思いますが、箱を求めているわけじゃなくて、例えばということで、特定の人を使うってなれば人は行くよねと思ったので、それで、今、市民協働課の前に貼り紙なんかしてもらって、ちょっと情報を出していますよね。ああいったものでいえば、全くそういう意味で、箱じゃなくて機能として、そういうことが考えられるんじゃないかと思ったことが1つ、理由はそういうことです。

それと、そのままあれを持っていってくれと言うつもり、私は全くなくて、そういう意味では一番厳しくあそこを批判してきたほうなので、それだけでもよく今頑張っているんじゃないかなと思いつつ、今日は質問しているつもりなんです。否定しちゃいかんかなと思いつつ、ただ、おっしゃっているとおりの方

で私はいいんだろうと思います。結果としてあそこが空くだろうということを今提起しているつもりです。

それで、もう一点聞きます。市長に伺います。サンパルネの所管については、これも2年半後を見据えてどうするかという話なんですけれども、健康増進課とし、市民スポーツセンターは市民スポーツ課が担っていることについて、指定管理者選定の時期の調整も含めて一元化を提案したことが過去あります。

そのときは2つの施設は目的が違うよという話がありましたし、現にサンパルネでは、今は特定健診のフォローアップの活用とかが進んでいるので意義も分かるんですけれども、施設の効果的、効率的な管理という点では、現在3課にわたっている点を含めて見直しの時期ではないかなと思いますので、重なる部分があるかもしれませんが、伺いたいと思います。

○市長（渡部尚君） これも何度か佐藤議員と議論させていただいていますし、もともと西口の再開発は、非常にもうエキサイティングな議論になったときからの大きな懸案だろうというふうには思っておりますが、現時点では、やはりサンパルネの基本的なコンセプトというのは、健康増進とくつろぎ、集いの交流スペースという位置づけで、再開発ビルのあのフロアを市として買い取る判断をさせていただきましたので、なかなかスポーツと一元的に捉えるということについては、やはりもう少し丁寧な議論はすべきかなというふうに思っております。

現時点では、やはりそういう意味では、スポーツセンターはあくまでもスポーツ施設であり、サンパルネの3階部分については健康増進施設という位置づけでございます。ただ、そこについても今後、持続可能で、先ほどのコロナ禍を踏まえた利用者の著しい低減とか、それらを踏まえながら、どのように今後位置づけをしていくのか。

先ほどの高架下との連携あるいは整合といったことも考えながら、トータルとして価値の最大化を図る、公共施設の最適化を図るという点については、確におっしゃられるように、現在3課でわたって、非常に煩雑だし、すっきりしなくて、集会施設を健康増進課が担ったりとかということについては、いささかやはり無理があるのではないかと御指摘も十分分かる部分もありますので、課題として今日は受け止めさせていただいて、今後検討をそこもさせていただければと、そのように考えております。

○9番（佐藤まさたか議員） さっき小物雑貨市という話がちょっと担当から出ましたけれども、5月末の土日に開かれ、ちょうど市長さんとそこでばったりお会いしたんですね。ああいうふうにフル活用して、市民主催で使ってくれるというのは、本当にすばらしいことだなと思って、10年、実は私、見ているんですけれども、今回あそこをあの形で使うのは困りますみたい話がちょっとあって、少し市民と御担当の間でやり取りがあったのは承知しています。

ぜひ、どうしたらあそこを活性化というか、今後いろいろ課題があるので、本当にもっと使ってもらうにはどうしたらいいかという視点で検討を進めていただきたいということをお願いして、次の質問にいきたいと思います。ありがとうございます。

2番目、評価手法の改善で指定管理者制度の充実をということで、モニタリング制度、評価について聞いていきたいと思います。

(1)の①、現在、指定管理者制度を導入している施設と担当所管、モニタリングの流れを改めて伺います。

○経営政策部担当部長（原田俊哉君） 指定管理者制度を導入している施設は、市民協働課及び廃棄物総務課が所管しているふれあいセンター5施設、地域福祉推進課が所管している社会福祉センター、交通課が所管している有料等自転車駐輪場、健康増進課が所管しているサンパルネ、地域子育て課が所管している子育て総合支

援センター、市民スポーツ課が所管している市民スポーツセンター、児童課が所管している児童クラブ5施設、また、令和4年7月からは、みどりと公園課が所管している市立公園が指定管理者制度へ移行いたします。

続いて、当市のモニタリングの流れでございますけれども、まず第1段階として、指定管理者による自己モニタリング、第2段階として、市担当所管によるモニタリングを実施して、第3段階として、評価協議会によるモニタリング及び最終評価の実施を行いまして、これら3段階によるモニタリングを約1年かけて毎年実施しております。

評価結果につきましては、市ホームページを通じて公表するとともに、担当所管及び指定管理者とも共有し、次年度以降の施設運営へ反映しているところでございます。

○9番（佐藤まさたか議員） ②です。評価の仕組み、手法については、昨年12月議会の渡辺英子議員の一般質問に対して、課題であると市長から御答弁がありました。課題と認識していると。どういう課題設定をして、庁内での検討を現在進めているのか、確認をしたいと思います。

○経営政策部担当部長（原田俊哉君） 令和4年7月から移行する市立公園も含めて、より施設の特性に応じた公共サービスの評価や、指定期間の長期化に伴う企業の持続性や安定性に関する評価などの評価項目に関する課題、目的ごとの公共サービスに応じた専門的視点での評価手法、指定管理者数の増加や実地調査に伴う評価協議会委員の負担増、市民サービスの向上に向けた指定管理者施設所管の評価への関与方法など、評価する側の体制に関する課題のほか、毎年繰り返し実施することによる市民協議会等の市民団体への作業負担などの評価される側の課題、モニタリング結果の公表内容など、モニタリング状況の見える化の推進などを主な課題として、現在、経営改革課が所管課と情報を共有しながら、評価協議会において課題整理に向けて検討を進めているところでございます。

○9番（佐藤まさたか議員） 課題認識は共有できるなと思って聞いています。

③、多くの施設が5年間の期間ですけれども、同じ作業を毎年やっているのかということ、そこを聞きたいと思います。それとも年度ごとに、1年目、3年目、5年目と違って意味を持たせてやっているのかどうか。また、評価結果が次年度の事業計画に確実に反映されるサイクルとなっているのかどうか伺います。

○経営政策部担当部長（原田俊哉君） 指定管理期間1年目、つまり指定管理者が変更された、もしくは新しく指定された初年度においては、管理運営の実績がないため、実地調査を行うのみとなりますが、2年目以降は基本的に同じモニタリングを実施しております。基本的にはPDCAサイクルを回すという形になっておりまして、前年度の実績等について評価を実施し、次年度の施設運営への改善を促す仕組みとしております。

しかしながら、施設数の増加や、施設の性質の多様化等により、モニタリングそのものに時間を要することになっていることもあって、次期事業計画書が最終評価の前に提出されてしまう場面も少なからず発生しているようなことは事実としてございまして、そのような場合であっても、次年度の施設運営の中で改善がされたか否か、次のモニタリングの中で確認を行っておりますので、PDCAサイクルそのものはしっかり回っておりますし、指摘事項に対する改善も確実に行われているものというふうに考えています。

○9番（佐藤まさたか議員） （2）評価手法の改善策について伺います。

①、これ、先ほどの言い方すると、評価する側の問題です。当市の評価委員は、中小企業診断士2名と社会保険労務士1名という、当初から変わらない3名の先生にお願いしています。しかし、平成18年の導入から16年が経過して、対象施設数が増えて、分野も多岐にわたる中、先ほどもちょっと触れられていましたけれども、公共政策の専門家や、分野ごとに専門的な知見を持った方を加えて再編して、評価の拡充と、結果の見える化

を図るべきだと私も考えます。

文京区や多摩市の例をちょっと私、見ましたけれども、改善の余地は、当市、大きいなと思います。見解を伺いたいと思います。

○経営政策部担当部長（原田俊哉君） 多摩地域では、当市のように毎年度、外部有識者によるモニタリングを行っている事例、いわゆる外部評価を採用している自治体は少ないことから、当市は非常に丁寧なモニタリングを実施しているものというふうに考えています。

一方で、現在の評価協議会委員の先生方は、経営財務の視点や労働環境の指定に特化した知見を有する方でございます。多様化する公共サービスの評価の知見という点においては、課題が若干あるのかなという認識がございます。

多摩市をはじめ職員には、いわゆる内部評価で完結させている事例も把握しておりまして、内部評価であるがゆえ、評価項目を細かく設定した運用を図っているものと捉えているところがございます。外部評価と内部評価の双方のメリットを確認しながら、引き続き検討を進めてまいりたいというふうに考えているところです。

○9番（佐藤まさたか議員） 内部と外部のバランス、私もそう思います。もっと内部でやってもいいのかもしれないですね、これ。

②です。今度、される側の問題です。ふれあいセンターのように非営利の市民団体と、ほかの自治体でも実績のある民間事業者とでは、モニタリングに対するマンパワーも違いますし、5年間の評価と次の選定の関連性にも随分違いがあると思います。施設の性格や制度を導入している意味合いにも差異があることを考えれば、管理者に求める評価業務の見直しも必要だろうと思います。見解を伺います。

○経営政策部担当部長（原田俊哉君） 現行のモニタリングでは、指定管理者の組織特性にかかわらず、施設管理やリスク分担、そして市民サービスなど、様々な点において求める管理水準に違いはないと考えているため、指定管理者ごとに異なる基準を設けることはしておりません。

ただ、一律の内容で実施している一方で、組織特性にも配慮したモニタリングを実施することも大切であるというふうにご考えておりますことから、担当所管及び評価協議会委員の先生方と協議しながら、管理運営の実態に合わせたモニタリングには心がけているところがございます。

市民協議会などの市民団体は、施設周辺の市民の皆様を中心に構成されているものであって、担当所管との日頃のつながりが大切だと思いますので、より担当所管におけるモニタリングの充実を考えていく必要があるものではないかと、このように考えているところです。

○9番（佐藤まさたか議員） 私もこれ、ずっと調べてきた中で、やはり担当所管によって随分対応が違うんじゃないかなと思っていて、ここもやはりおっしゃるように丁寧にやっていただくと。市民センターが駄目だという意味じゃなくてね。そういう意味じゃなくて、担当所管が丁寧に見ていくということは、本当に大事なんじゃないかなと改めて思っています。

③、毎年、評価結果が次の選定には何ら影響を与えないということが、昨年度の指定管理者の議案ではっきりしました。しかし、私はやはり、新規参入を目指す事業者は野心的な提案が評価されやすい一方で、既存の事業者が苦勞して獲得した市民からの信頼とか顔の見える関係といったことが、優位性が全く評価されないというのは、どうも合理性を欠くんじゃないかなと思えるんですね。モニタリングの結果を何らかの方法で点数化して、選定時に反映させる方策を導入すべきだと考えて、見解を伺います。

○経営政策部担当部長（原田俊哉君） 指定管理者制度事務取扱要領では、指定期間中のモニタリング結果及び

実績が良好であれば、次期選定時に一定の点数を加点することができるという考え方を示しておりまして、選定時への加点、いわゆるインセンティブ付与の考えを公募条件に導入するか否かについては、施設の性格や選定手続における公平性、競争性の担保等を考慮した上で、施設ごとに検討するものというふうにしております。

統一的な基準や加点方式を設けているわけではございませんけれども、現行の選定における募集の中でも、既存の指定管理者が持つノウハウ、指定期間中に得られた利用者からの声、施設運営の改善等、既存の指定管理者であるがゆえの提案が提出されているものと認識しておりまして、その内容は十分に選定段階で評価された上で審査が行われておりますので、加点ということでもなくとも、運用上、適正な評価はされているふうに思っているところでございます。

○9番（佐藤まさたか議員） 見解としては分かりました。ちょっとスポーツセンターのときも公園のときも、結局費用面で決着がついたように見えるので、あえてこういう質問しているところもあるんですけども、それは今後の考え方、また交わしていきたいと思います。

④、最後に市長に伺います。今後も指定管理者制度を導入する施設が増えることはあっても、減ることはないんじゃないかと思っています。市立公園の制度移行が来月1日です。導入済み施設における従来のやり方の総点検を行って、より高いレベルで市民福祉向上に資する制度にブラッシュアップすることが大事だと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（渡部尚君） 御指摘のように、これまでは、いわゆる箱物について指定管理者に管理をお願いして、なかなか直営ではできないようなサービス等も提供していただいたり、市民のコミュニティづくりに寄与していただいたりということで、いろいろな成果を上げていただいていたというふうに思います。

ただ、今回、一挙に市内の公園、これ、オープンなスペースですし、365日24時間開放されている施設ということになりますので、ここが指定管理になった暁に、どう指定管理者として管理をしていただいて、なおかつ我々が考えている、直営ではなし得ないサービス向上だとか、公園を起点としたエリアマネジメントだとか、コミュニティづくりといったこと、どこまで展開がいただけるか。

当然、丸投げするわけではなくて、我々も当然関与していくわけですが、この、当市のやはり指定管理制度の活用の新たなやはりフェーズに入ったというふうには思っていますので、そこは十分、今後も注意深く見守っていく必要があると思います。

今御指摘のあったように、サービスの質の向上に向けた評価であるとか、指定期間の長期化による指定管理者の経営状況の評価、あるいはふれあいセンターなどの、地域住民のボランティア精神によって施設管理が行われていることに対して、一律民間企業と同じような評価基準でよいのかどうか。

それから、モニタリングについても、その外部評価委員さんの、実際には今後、これだけ指定管理の施設がいっぱい多岐にわたって増えてくると、なかなか全部を今までのやり方のような、外部委員さんで全部評価する、モニタリングしていくというのは、現実的にはかなり厳しくなっておりますし、逆に専門家の確保を、モニタリングできる方の確保といったことも課題になるのかなというふうに思っております。

以前にも申し上げましたけれども、平成15年に地方自治法が改正になって、指定管理者制度が導入された際は、私は皆さん側のところに座っていて、当時、議員としては、やはり市としては通則条例をつくるべきだということを主張したことがございます。

そのときは、施設施設によってやはりいろいろな管理形態が違ったりするので、一律にくくることは逆に問題が生じる可能性もあるというような答弁、そういう見解が市の見解だったんですが、逆にこれだけ多岐にわ

たって、いろいろな施設を指定管理でお願いしていくとなると、やはり、いわゆる組織横断的に横串を刺したような市としての指定管理についての一定の考え方をやはり整理しておく。

条例化するかどうかは別としても、さっき、所管によって大分温度差ありますよねという御指摘もありましたが、そうならないようにしていくことは、今後考えていく必要があろうかというふうに思っております。

いずれにしても、この間、指定管理については、度々多くの議員さんから御質問、御指摘、御意見をいただいておりますので、私としても所管にはちょっと、いろいろな観点で検討し整理するように指示をさせていただいて、少しずつそこについても検討が入りつつありますので、またどこかの段階で議会にもお示ししながら御意見をいただいて、よりよい指定管理者制度の運用に心がけていきたい、そのように思っております。

○9番（佐藤まさたか議員） 丁寧ありがとうございます。本当に、向く施設、向かない施設というのまだんだん分かってきている感じがしますし、広げていくにしても原則をどうするかという話、本当大事だと思いますので、お話あったように進めていただけたらと私も思います。ありがとうございます。

大きな3番、こども基本法を踏まえ、子供・若者政策の転換をとということで伺います。

子供の権利を初めて包括的に位置づけた、こども基本法案の成立が目前となっています。衆議院通って、間もなく参議院ということになるとと思いますが、今後の本格的な当市での議論につなげるため、今議会では、課題認識の幾つかを示して、現段階での考え方を伺っておきたいと思っております。

①、こども基本法案の基本理念を確認したいと思います。従来の子ども・若者育成支援推進法と大きく異なる点は何でしょうか。

○子ども家庭部長（瀬川哲君） こども基本法案の子供政策における基本理念といたしましては、1つ目として、「全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること」。2つ目として、「全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること」。

3つ目として、「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」。4つ目として、「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」。

5点目として、「こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること」。6点目として、「家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること」でございます。

子供や若者に関する法律は、福祉、教育といった様々な分野にございますが、子ども・若者育成支援推進法におきましては、様々な課題や悩みを抱える子供と若者に対しまして社会のネットワークで支援を行っていく、言わば支援の客体として捉えているのに対しまして、今般のこども基本法案では、子供を権利の主体として捉え、全ての子供の権利を総合的、包括的に定めている、いわゆる基本法と認識をしているところでございます。

○9番（佐藤まさたか議員） 詳細にありがとうございます。支援の客体から権利の主体へと、これは本当に

今回の柱だというふうに思います。ありがとうございます。

②、子供を権利の主体と位置づける、こども基本法案の基本理念3に照らせば、子供に関する施策を講じる際には、当事者である子供の意見を聞くことを必須とする仕組みが求められてくるはずで、法の成立・施行が確実な中で、子供、若者と向き合う最前線を担う基礎自治体として、主体的に検討や試行を始めていただきたいと思います。

次に通告したのは児童館・児童クラブの在り方検討なんですけれども、これはこの間出されましたので、終わりましたという答弁かもしれませんが、私は、そうであったとしても、やはりこういった政策を、子供たちの意見をちゃんと聞いていくということがとても大事になるんだろうと思います。見解を伺います。

○子ども家庭部長（瀬川哲君） 市の政策形成のための意見聴取につきましては、東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例にのっとり、例えば第5次総合計画の策定時における、将来を担う若い世代の意見を聞く機会を設けるなど、取組を進めているところでございます。

子供の意見の反映につきましては、先日公表いたしました東村山市児童館・児童クラブ運営等基本方針の中で、利用する子供の声を運営等に反映させる仕組みとなるよう、児童館においては、主に利用者となる小学生時代から、利用者としてだけでなく、事業の企画などへの参画に取り組み中・高生時代への継続性を意識した取組を行う旨を記載しているほか、児童クラブにおいては、利用者である子供の声やニーズを拾い上げ、運営に当たっての水準づくりにフィードバックする旨を示しているところでございます。

具体的な例を挙げますと、一部の児童館で実施しております夏まつりにおいて、実行委員会形式で子供の参加者を募り、イベントの企画から当日の運営に至るまでの役割を子供たち自身が担うといったような取組を行ってきたところであり、今後は今方針を基に、こうした取組の充実・発展を図ることで、子供たちが主体的に参画することのできる機会の確保や、子供たちの声を運営に反映させるための仕組みづくりを行ってまいりたいと考えているところでございます。

○9番（佐藤まさたか議員） 子供は分からないだろうから大人が勝手に決めるというのは駄目なんですよ、もうね、駄目なんですよ。そういうことだと思います。

③、当市は、一つの例なんですけれども、例として挙げます。市制施行40周年、50周年の際に子ども議会を開催してきました。私、両方とも立ち会わせてもらいましたが、50周年には教育委員会と議会とで事前準備を初めて行うなど、単なる記念行事としないために、40周年のときよりはよくなったなというふうに思っていました。私たちも、議会から少し担当が出たりして、関わったりしたことがあるんですね。

ぜひ2年後、もう60周年が来ますので、体験を通して議会や地方自治について学ぶ育成的の子ども議会から、一步踏み込んで、子供の意見を反映させて、子供の権利を保障するための子ども議会を実現してほしいなと思います。検討をスタートさせることを提案したいと思います。

また、日常的な取組みとしては、平成元年9月議会で、私、中学校校則、7校について取り上げさせていただきました。そのとき一番申し上げたかったのは、こういう校則が駄目だと私たちが言うかどうかという問題じゃなくて、ルールは自分たちでつくれるし変えられるということをお子たちが学ぶことが何より大事だということで、発言させていただいたつもりです。

こども基本法案の基本理念を踏まえて、また、全国で現在、ルールメイキングプロジェクトが展開されていて、私もこの間、発表会、オンラインに参加したんですけれども、非常に興味深い取組でした。当市でも積極的に日常的にも取り組んでいただきたく、この件については教育長に見解を伺いたいと思います。

○教育長（村木尚生君） 市制施行50周年を記念して行われた子供会議では、市立小・中学校の代表の児童・生徒が東村山市の未来を考え、子供の視点に立った率直な質問や、市政において重要な施策に関わる提案などがなされ、大変有意義な議論がなされたと伺っております。

来る市施行60周年の折には、再び子供たちの開催を検討すべきとの御提案をいただきましたが、子供たちが自らの生活をよりよくしようと考えたり、将来の東村山の姿を思い描いたりする学習の機会を設定することは大変重要であると認識しております。

現在、日頃の学校の取組の中で、市立小・中学校では、SDGs パートナーとしての認定を受け、児童・生徒が持続可能な社会づくりに向けて学習をしており、学校からは、子供たちが日々の暮らしの中で、まちづくりに対しても建設的な考えを出すことができているというふうに向っております。子供たちの子供なりの気づきや発見、そういったものを学校では拾い上げていくことの重要性を改めて認識していかなければいけないというふうに向っております。

また、毎年行っている、中学生を対象とした生徒会サミット、これは本市において非常に充実した取組の一つであるというふうには捉えておりますし、毎年、子供たちの前で挨拶をさせてもらったり、具体的な子供たちの意見交換等を参観させていただいていますが、学校の代表である生徒会役員は積極的かつ主体的に取り組んでいて、子供たちによる自治力の高まりを学校行事の場面でも発揮でき、それらを確認することができております。

学校の決まりや校則の扱いにつきましては、児童・生徒が、円滑な集団生活が送れるように、それぞれが努力をしていくというんですかね、意識しながら高め合っていくことが必要であるというふうに向っておりますし、また、決まりや校則を見直す機会を通して、自ら考え、そして行動するなど、主体的に関わり、いわゆるその主権者としての素地を培う中で、自主自立の精神が育まれるものというふうに向っております。

今後も、学校を取り巻く社会環境の変化や児童・生徒の状況をしっかりと捉えて取り組んでいかなければならないというふうに向しております。

○9番（佐藤まさたか議員） 不断の取組ということで、生徒会サミットの話がありまして、本当にそういう形で頑張っている子供たちもいるし、一方で、そういうところには出てこない子供たちがずっと私は気になっているというのは、再三申し上げてきたつもりなんですけれども、この間、山形県遊佐町というのがありますね。ここは年間通じて少年議会を設けていて、視察も絶えないところだと思いますが、この少年町長を務めたという20代前半の女性が入っているフォーラム、オンラインフォーラムに僕、参加しながら、そこに入っている人たちとグループ対話をしたんですけれども、やはり必ずしもそうではないと。

学校でリードしているような子たちじゃない子供たちが入ってきて、そして年間通じて、ずっと課題設定をして、しかもそこに予算をつけて、これは新城市なんかもやっていますけれども、こういう不断の取組も大事だなと思うので、ぜひ子供を権利の主体として、いろいろな子たちに出番があるような形を進めていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

④、最後に伺います。市長です。市長に伺います。こども基本法案が成立した暁には、子供を支援や保護対象として見てきた子ども・若者支援推進法の延長線ではなくて、当市も、先ほどから出ているように、権利主体としての子供像に大きくシフトする重要な機会、チャンスだと捉えています。そういった政策展開をぜひ図っていただきたいと考えております。見解を伺います。

○市長（渡部尚君） 度々いろいろな議員さんから御指摘、御意見をいただいていた子どもの権利条約、我が国

が批准をして30年経過する中で、今回いろいろな紆余曲折、議論ありましたが、子供を権利主体として位置づけを法的にする、こども基本法が成立間近になっているということは、我が国のこれまでの児童福祉的な発想から大きく転換し、権利主体としての子供をどのようにこれから社会として受け入れ、かつ参加を促していくのかということについて言うと、大きく変わっていかねばならないんだらうなというふうには受け止めています。

ただ、具体的にどういう局面で、例えば子供たちに政策決定の過程とか、子供に関わる領域についてどう意見を聴取していくのかとか、具体的なことについて言うと、非常に難しい課題がいっぱいあるなというふうに思っております。ただ、御指摘のように、単に養育であったり支援の対象としてだけみなのではなくて、やはり意見を主張できる、やはり環境を整えて、真摯に子供たちの声も我々としては受け止めながら、少なくとも子供に関わる施策には一定反映をする、そういうことを今後考えていく必要があるというふうには思います。

今後、当然子供たちが、虐待だとか、あるいはいじめだとか、あるいは家庭の貧困だとかによって、いろいろな差別を受けたり、あるいは人権侵害を受けたりすることは、基本的にあってはならないことですし、もしあればそれを解除していくというのは当然のことですけれども、それにとどまらず、さらにプラスとして権利主体としてどう、養育しつつ、権利主体としての権利を認めて施策に反映させるのかというのは、これは非常に大きなテーマですが、今後そこは、いろいろな先進市の事例等も踏まえ、あるいは世界の事例も踏まえながら、東村山市としてどのように進めていくか研究をさせていただければと、そのように思っております。

○9番（佐藤まさたか議員） 今後に期待をしたいと思います。細かい話も幾つかさせていただきましたが、総じて、今すぐやらなきゃ駄目だという話よりは、やはり大きくいろいろなことが変わってきているので、そのことを踏まえて、少し先を見ながら政策をつくっていくことや、一緒に考えていくというスタンスで私もやっていきたいと思いますので、丁寧な答弁に感謝をいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（土方桂議員） 本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日は以上をもって散会いたします。

午後5時52分散会